

三重県防災・減災対策行動計画

(案)

平成30年2月

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1 近年の地震災害事例と国の取組
- 2 近年の風水害事例と国の取組

第2章 対策上想定すべき災害の様相

- 1 三重県が対策上想定すべき地震
- 2 三重県が対策上想定すべき風水害

第3章 「新地震・津波対策行動計画」および「新風水害対策行動計画」における取組の検証と結果

- 1 三重県新地震・津波対策行動計画の取組
- 2 三重県新風水害対策行動計画の取組
- 3 県内の防災・減災対策の取組実績

第4章 検証結果から見えてきた課題

- 1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの
- 2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

第5章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 防災の日常化

第6章 計画の基本事項

- 1 施策体系
- 2 計画期間
- 3 進行管理

第7章 課題解決に向けた重点的取組

- 1 重点的取組1：県民の「自助」の取組を促進するための対策を進める
- 2 重点的取組2：育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める
- 3 重点的取組3：各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める
- 4 重点的取組4：近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める
- 5 重点的取組5：県・市町の災害対策活動をさらに強化する
- 6 重点的取組6：様々な主体による防災力をさらに向上する
- 7 重点的取組7：災害に強いまちづくり（ハード整備の推進）を進める

第8章 行動計画

- I 災害予防・減災対策
- II 発災後対策
- III 復旧・復興対策

（参考資料）

- 1 三重県新風水害対策行動計画の策定の流れ
- 2 県・市町等が発行している防災ガイドブック等
- 3 用語の説明

第1章 計画策定の背景

第1章では、計画策定の背景として、近年の地震災害や風水害の事例を述べるとともに、国における対策の検討状況等について整理します。

1 近年の地震災害事例と国の取組

(1) 近年の主な地震災害事例

① 平成23年東日本大震災

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、モーメントマグニチュード9.0という日本観測史上、過去に類を見ない巨大地震でした。震度6強を超える強い揺れは、東北から関東の広範囲に広がり、多くの建物被害や土砂災害をもたらしましたが、それ以上に、巨大な津波が壊滅的な被害を広範囲にわたって引き起こし、この地震により引き起こされた災害を「東日本大震災」と呼称することが政府により閣議決定されました。

震源は、陸地から100km以上も離れた沖合でしたが、早いところでは地震から約30分後には、4m～8mの津波が観測されています。また、津波の遡上高は、高いところでは30m～40mに達したと推定されるほか、河川沿いや平野部では海岸から数km先まで浸水し、建築物の被害は全壊約12万戸、半壊約28万戸（平成29年9月1日現在）にのぼるなどの大きな被害となりました。

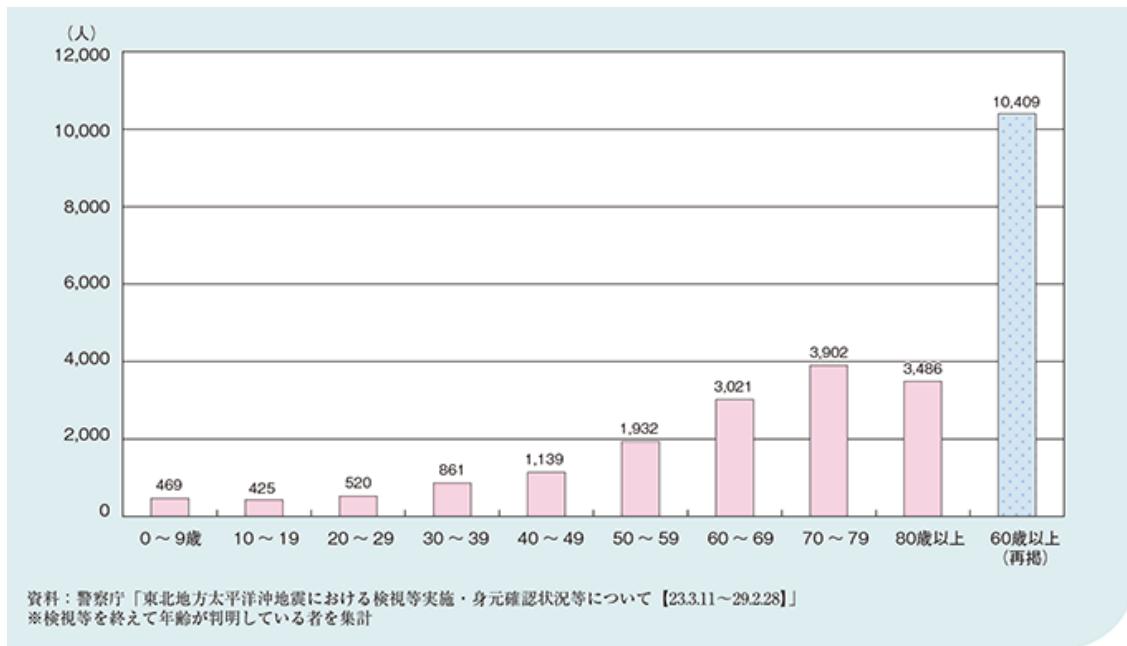


(宮城県亘理郡山元町周辺 三重県撮影)

また、人的被害は、死者 19,575 人、行方不明者 2,577 人、負傷者 6,230 人（平成 29 年 9 月 1 日現在）となっており、特に高齢者や障がい者の死亡率が高かったことが特徴として挙げられます。

亡くなった方のおよそ 6 割が 60 才以上であり、また、障がいのある方の死亡率は全体の死亡率の約 2 倍でした。高齢者や障がい者の中には災害時に自力で避難をすることが困難な方が多く、逃げ遅れて建物倒壊や津波に巻き込まれたことなどが想像されます。

東日本大震災の死者数の年齢階層別分布



(内閣府「平成 29 年高齢社会白書」)

また、被災市町村の一部では、通信途絶のみならず、首長や職員、庁舎等が被災して行政機能を喪失する事態が生じ、のちの復旧や復興活動の進捗にも大きな影響を与えました。

その他、医療機関が被災したため被災地内での医療提供体制に支障が生じました。

また、障がい者・高齢者・外国人住民・妊産婦等の要配慮者については、情報提供の方法や避難行動時、避難生活時等の支援など、さまざまな点で対応が不十分でした。さらに、長期間にわたり多数の避難者が生じる一方で、避難所運営等、災害現場での意思決定に女性がほとんど参画していない等の理由から配慮がされず、避難所生活に困難を抱える避難者が多く生じたことなど、多くの課題がみられました。

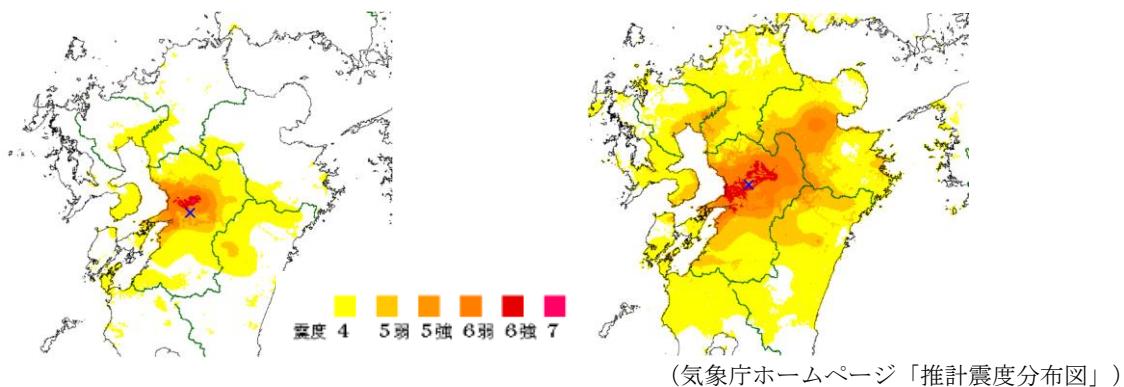
② 平成 28 年熊本地震

平成 28 年 4 月 14 日に熊本地方の深さ約 10km でマグニチュード 6.5 の地震が発生し、また、4 月 16 日には同地方の深さ約 10km でマグニチュード 7.3 の地震が発生しました。気象庁では、熊本県を中心とする一連の地震活動を、「平成 28 年（2016 年）熊本地震」と命名しました。

熊本地震は、観測史上初めて短期間に同じ地域で震度 7 の地震が 2 回発生した大地震であり、過去の内陸直下型地震と比較しても、長期間にわたり数多くの地震が発生したことが特徴としてあげられます。多くの家屋や複数ビルが倒壊したほか、熊本県、大分県の各地で土砂崩れや道路崩壊などの甚大な被害が発生し、直接被災して亡くなった方は 50 人にのぼりました。

また、災害関連死は 200 人を超え、震災による直接死の 4 倍となりました。被災者の精神的・肉体的な負担が要因のひとつと考えられています。

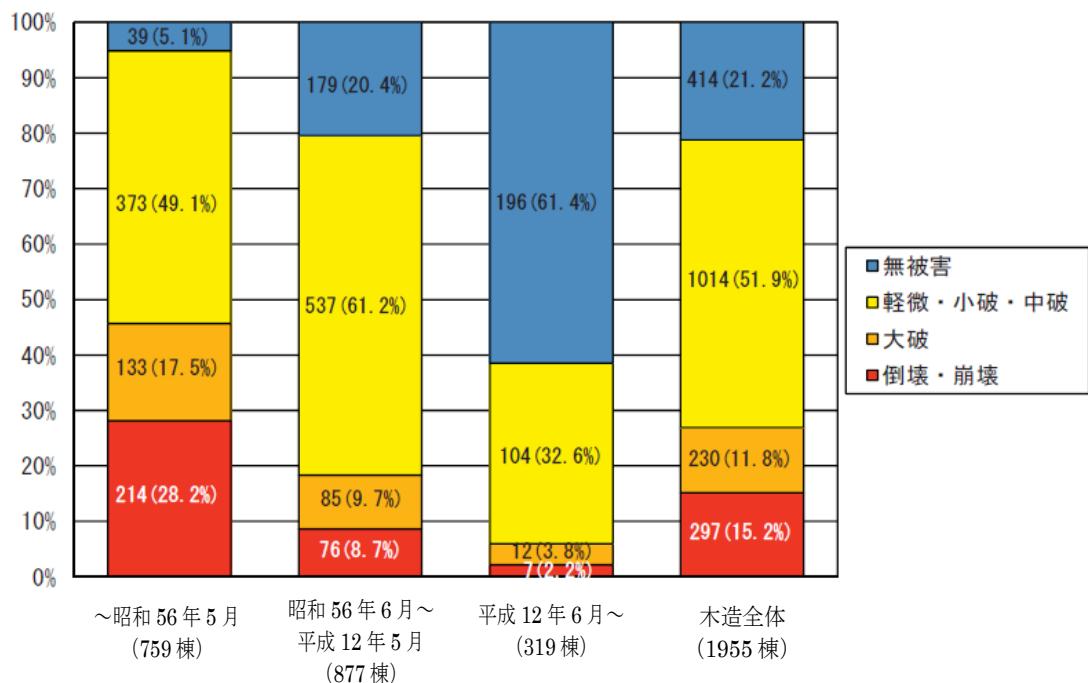
熊本地震の震度分布（左：平成 28 年 4 月 14 日、右：平成 28 年 4 月 26 日）



益城町の木造建築物の被害状況を分析した結果によると、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）の木造建築物の倒壊率は 28.2% に上っており、新耐震基準の木造建築物の倒壊率（昭和 56 年 6 月～平成 12 年 5 月：8.7%、平成 12 年以降：2.2%）と比較して顕著に高かったことが明らかになりました。改めて、住宅耐震化の重要性が示されました。

また、避難所等に指定された建築物の中には、倒壊に至らないまでも、構造部材の部分的な損傷、非構造部材（天井材、内外装材、ガラス開口部、防煙垂れ壁等）の落下等により、地震後の機能継続が困難となった事例が多く見られました。防災拠点となる重要な建築物等については、建築物自身の耐震化はもちろんですが、非構造部材についても耐震対策を実施し、地震発生後にも必要な機能を確保できるよう備えることが必要です。

熊本地震における木造建築物の時期別被害状況（益城町における被害状況）



熊本地震における非構造部材の被災状況

<吊り天井の落下>



<ボードの脱落>



<ガラス開口部の被害>



(国土交通省「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書」より)

さらに、余震が断続的に発生し、停電や断水などでライフラインの供給も寸断されたことから、熊本県内では、最大で約 18 万人もの避難者が避難所生活を余儀なくされました。

被災地では、発災直後から民間物流が寸断され、避難所に物資が届かない状況が続いたことから、政府により被災地からの要請を待たずに救援物資を輸送する「プッシュ型支援」が実施されました。しかし、避難所までの配達体制が整わない自治体では支援物資が一部で滞留するなど、大規模災害発生時の支援体制に課題がみられました。

加えて、避難所運営においては、災害発生当初に役場の人員が避難所運営で手いっぱいであったため役場機能の回復が遅れた、被災自治体の職員の災害対応経験が乏しく、円滑な避難所運営に支障をきたした等の声が聞かれ、平時から避難所運営マニュアル等を整備し、住民主体による避難所運営体制を確立することの必要性が改めて認識されました。

(2) 国の地震・津波対策の取組方向

東日本大震災を契機として、国の地震・津波対策は大きく見直されました。県の地震・津波対策は、こうした国の制度や施策に基づき進められることから、東日本大震災発生以降の国の制度改革等の動きについて、以下にまとめました。

① 災害対策基本法の見直しの概要

東日本大震災を受け、国においては災害対策法制の見直しが行われ、災害対策基本法については、平成24年および平成25年に大幅な改正が行われました。

その後についても、新たな知見や災害事例等をふまえて毎年のように改正が行われています。

【平成24年改正の主な内容】

○ 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ・地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大
- ・地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

○ 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ・救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ・市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受け入れ（広域避難）に関する調整規定の創設

○ 防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・各防災機関における防災教育実施の努力義務化
- ・地域防災計画の策定への多様な主体の参画

【平成25年改正の主な内容】

○ 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- ・災害緊急事態の布告があった場合の政府の対処

- ・国による被災地方公共団体の応急措置の代行
- 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
 - ・緊急避難場所の指定の義務化
 - ・避難行動要支援者名簿の作成の義務化
 - ・避難指示等の具体性と迅速性の確保
 - ・防災マップの作成
- 被災者保護対策の改善
 - ・指定避難所の生活環境等の確保のための基準の明確化
 - ・被災者支援のための被災者台帳の作成
 - ・被災者の広域避難のための運送の支援
 - ・災害救助法にかかる費用の国の一時的立て替えの仕組みの創設
- 平素からの防災への取組強化
 - ・国や地方公共団体と民間事業者との協定締結の促進
 - ・市町村の居住者等からの地区防災計画の提案
- その他
 - ・インターネットの利用増加に伴う、ヤフーやグーグル等のポータルサイトからの災害時情報提供

【平成26年改正の主な内容】

- 道路管理者による放置車両対策の強化
 - ・緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策
 - ・土地の一時使用等

【平成27年改正の主な内容】

- 災害廃棄物処理対策の強化
 - ・大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定
 - ・大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

【平成28年改正の主な内容】

- 港湾・漁港管理者による放置車両対策の強化
 - ・緊急輸送ルート確保のための臨港道路・漁港道路における放置車両対策

- ② 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の概要
 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の

一部が改正され、平成 25 年 12 月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）が施行されました。

また、同法に基づき、平成 26 年 3 月には「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が制定されるとともに、対策を進めるべき「南海トラフ地震防災対策推進地域」および「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」が指定されました。

「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された市町では、「津波避難対策緊急事業計画」を作成し、内閣総理大臣の同意を得ることにより、津波避難タワー等津波避難施設や避難路の整備に対し、交付率のかさ上げなど、財政上の特別の措置が受けられます。

県内では、市町域内に沿岸部がある 16 市町が指定され、こうした国の支援措置を活用し、津波避難施設や避難路の整備が進められています。

③「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の概要

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震発生時の災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画として、国の中防災会議により、平成 27 年 3 月に「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が公表されました。

この計画では、発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく災害応急対策活動を直ちに開始し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するとともに、被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入するため、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野における具体的な活動内容が定められました。

これを受け、関係府県や市町村では、国による支援を受け入れるための広域受援体制を整備することが必要となっています。

④「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」の概要

昭和 53 年に東海地震の切迫性の指摘と地震予知の可能性があるとされたことを受け、地震予知情報に基づく警戒宣言の発令後に緊急的な対応を的確に実施することで被害を軽減する仕組みを主要な事項とする「大規模地震対策特別措置法」が施行されました。

法施行当時は、震源域周辺に地震観測網を張り巡らせることにより、その観測データから東海地震の発生を予知できると考えられていましたが、平成 25 年に国の中防災会議の調査部会により、「現在の科学的知見からは確度の高い地震の予測は難しい」とする報告がまとめられたことから、対象範囲を南海トラフ全体に広げ、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」を設置し、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応のあり方についての検討が行われることになりました。

この検討結果は、平成 29 年 9 月に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」としてとりまとめられましたが、この中で、現在の科学的知見では「確度の高い地震の予測はできない」とし、予知を前提とした防災対応は改めるべきだとの指摘がされました。これを受け、国では、防災情報の発信のあり方などを見直す方針とし、モデル地区（団体）として、静岡県、高知県、中部経済圏を選び、具体的な防災対策を議論しています。

また、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁では「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとし、平成 29 年 11 月 1 日から運用を開始しました。平常時と比べ南海トラフを震源とする巨大地震が発生する可能性が高まっていると評価した場合などに、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表され、この情報が出た場合、国では、関係省庁の情報収集・連絡体制を執るとともに、国民に対し、家具の固定や避難場所・経路の確認、家庭での備蓄などを確認するよう呼びかけることとしています。

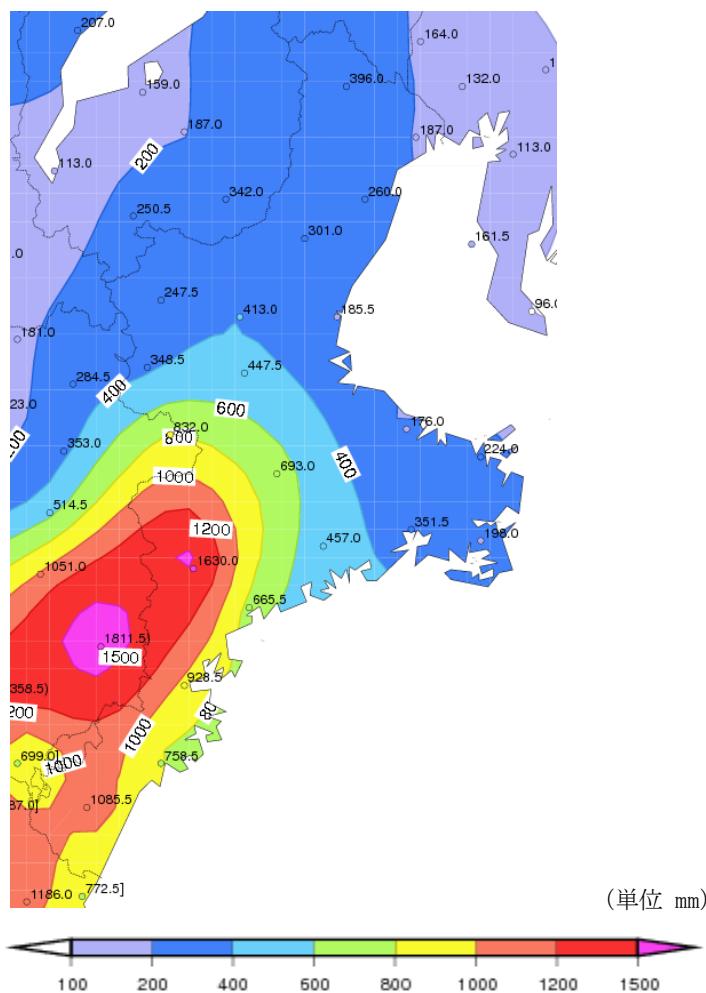
2 近年の風水害事例と国の取組

(1) 近年の主な風水害事例

① 平成 23 年紀伊半島大水害

平成 23 年 9 月 1 日から 5 日朝にかけて、台風第 12 号が県南部を中心に長期間にわたって激しい雨をもたらし、総降水量は紀伊半島南東部を中心広い範囲で 1,000 ミリを超える一部の地域では 2,000 ミリを超える記録的な大雨となりました。

三重県における平成 23 年台風第 12 号の積算降水量分布図



(津地方気象台「平成 23 年台風第 12 号に関する三重県気象情報」)

これにより、県南部の相野谷川で破堤したほか、井戸川や志原川などの河川で堤防の決壊や越水などが多数発生し、熊野市、御浜町、紀宝町の居住地域等で大規模な浸水がありました。また、津市美杉地区や大台町岩井

地区などでは、土石流や山腹崩壊が発生し、民家が押し流されたり、土砂に埋没するなどの住家被害が発生しました。

県内の8市8町では、46,177世帯 104,253人に対して避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令され、ピーク時には5,081人が避難所に避難しました。さらに、斜面の崩落や河川氾濫により車両等の通行不能な箇所が生じ、県内で22箇所の孤立地域が発生しました。

この結果、県内では2人が死亡、1人が行方不明となったほか、全壊、半壊や床上・床下浸水などの住家被害は2,763世帯に及びました。



平時の紀宝町鮎田地区
(写真提供：紀宝町)



相野谷川が氾濫した紀宝町鮎田地区(写真提供:紀宝町)

三重県が平成26年3月に策定した「三重県新風水害対策行動計画」では、紀伊半島大水害時の対応等を検証し、以下の課題に対応してきました。

- 地域で起こりうる災害の様相が、行政・住民双方で明確に整理、イメージできていないため、次の対応や行動につながらなかった。このため、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査や河川浸水想定区域図の作成を進め、市町による土砂災害や洪水のハザードマップ作成を促進した。
- 防災気象情報を十分に活用できなかつたため、行政の初動対応の遅れにつながった。このため、「三重県防災情報プラットフォーム」を導入し、災害対策活動時の県・市町間の情報収集・伝達の迅速・効率化を図った。
- 行政の初動対応や体制確保の不備が、その後の応急対策業務の支障につながつた。このため、「三重県版タイムライン」を策定し、台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用して災害対策活動を

実施する体制を整えた。

- 避難勧告・指示にかかる判断の躊躇や遅れが、人的被害につながった。このため、市町職員防災研修の実施や市町における図上訓練の実施を支援する等により、市町の災害対応力の向上を図った。
- 防災気象情報や避難勧告・指示など、避難判断に必要な材料が揃っているにも関わらず、避難行動が遅れた、またはとられなかつたことにより、人的被害につながった。このため、風水害に関する防災啓発を実施し、県民に対して風水害リスクや防災気象情報等への理解の促進を図った。
- 状況が切迫している場合に住民がとるべき避難行動が明確になつておらず、また、そのための平時からの行政による周知も十分でなかつたため、人的被害につながった。このため、「共助」による地域の防災力の向上を図るため、防災人材の育成・活用を進めた。

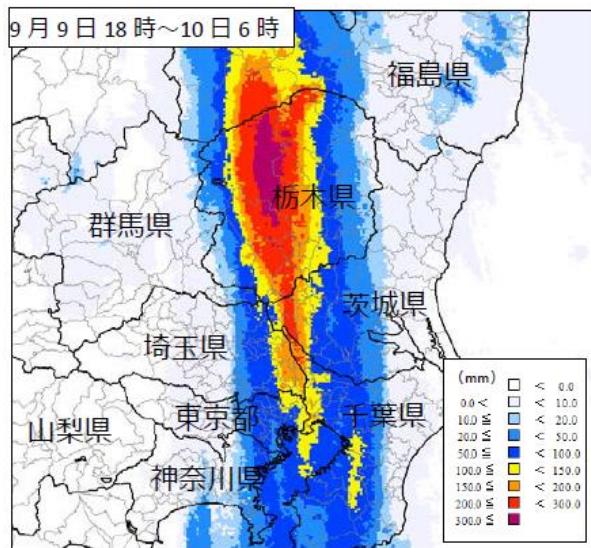
② 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨

平成 27 年 9 月 10 日から 11 日にかけて、台風第 18 号および台風から変わつた低気圧の影響により、関東地方や東北地方で記録的な豪雨となりました。

この豪雨の影響で、国管理河川である利根川水系鬼怒川、宮城県管理河川である鳴瀬川水系渋井川等で堤防が決壊しました。特に茨城県常総市では、鬼怒川の氾濫により浸水面積は市内の約 1/3 (40 km²) に及び、住家の全半壊が 5,000 件以上、それ以外の床上・床下浸水 3,000 件以上という甚大な被害となりました。

また、常総市では、避難勧告が発令されていない区域の周辺で堤防の決壊が発生したため、市内で多くの人が逃げ遅れ、警察・消防・自衛隊等によって救助された人は、4,000 人以上に及びました。

鬼怒川流域における雨量のピーク時間帯を含む 12 時間降水量分布



(内閣府「水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）」)

平成 27 年関東・東北豪雨では、氾濫域に多数の住民が取り残されるなど、従来から市町村により作成・配布されていたハザードマップが住民等の適切な避難行動に結びつかなかったことや、一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかないことが明らかになりました。



平成 27 年関東・東北豪雨における救助活動の様子
(内閣府「水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）」)

この平成 27 年関東・東北豪雨を受けて国の中防災会議の専門機関である「防災対策実行会議」の下に設置された「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」では、被災市町等から聴き取った結果から、本災害の課題を以下のとおり整理しており、これらの課題について、今後の風水害対策に反映させることを検討する必要があります。

- 自助・共助の備えが十分ではなかった。
- 難勧告等の発令タイミングや区域、要配慮者利用施設の避難確保計画を事前に策定していなかった。
- 避難行動を促すために細やかに状況を伝達する等、情報提供に工夫の余地がある。
- 発災時の混乱を未然に防いだり、生活再建のための手続き早期化を図ったりするための準備・体制が十分でなかった。
- 避難所をはじめ被災後の生活環境が確保されていなかった。
- ボランティアと行政とが連携する仕組みはさらに発展させる余地がある。

③ 平成 28 年台風第 10 号

平成 28 年 8 月 30 日、気象庁の観測史上初めて、東北地方の太平洋側に台風第 10 号が上陸し、この間、岩手県宮古市、久慈市では 1 時間に 80 ミリの猛烈な雨となったほか、北海道上士幌町では、約 3 日間で 8 月一ヶ月の降雨量を超える 329 ミリの大霖が降るなど、東北地方や北海道で記録的な豪雨となりました。

この台風により、全国で死者・行方不明者あわせて 27 人などの大きな被害が生じましたが、特に岩手県岩泉町では、小本川の氾濫により高齢者福祉施設が浸水したことにより、利用者 9 人が死亡しました。

被災した高齢者福祉施設の様子



(内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」資料)

小本川が氾濫する前の早い段階から、岩泉町は「避難準備情報」を発令していましたが、高齢者福祉施設の管理者はそれを把握していたものの、「避難準備情報」が高齢者等の避難開始が求められる情報であるとの認識がなかったことが後の調査で明らかになりました。被災した施設以外でも、岩手県内で被害を受けたグループホームのうち、避難準備情報や避難勧告が発令されたことをもって避難を判断した施設はなく、避難時に介助や支援を必要とする高齢者や障がい者が入所する施設における避難体制が確立されていないことが、今回の災害により浮き彫りになりました。

④ 平成 29 年 7 月九州北部豪雨

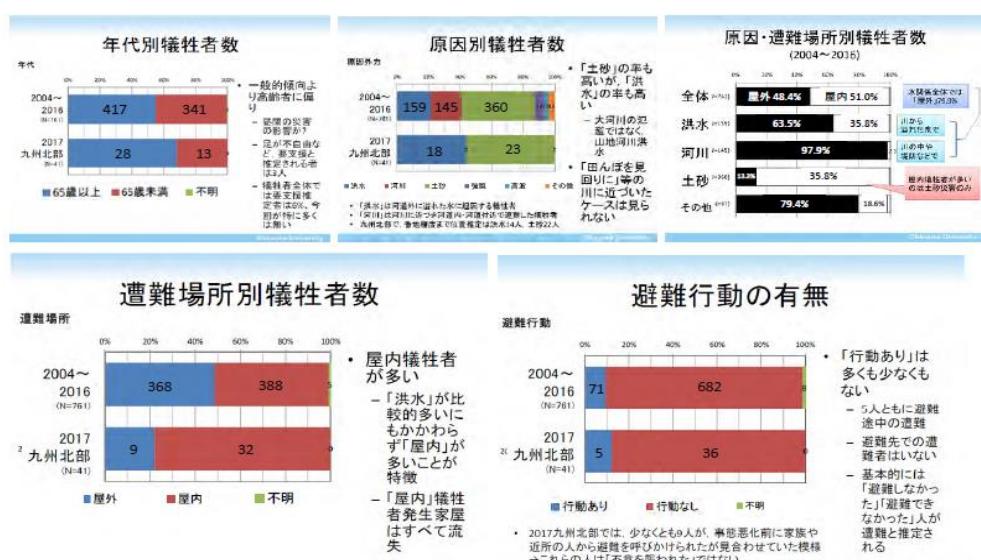
平成 29 年 7 月 5 日から 6 日にかけ、停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込み、線状降水帯が形成されたことから、福岡県および大分県では猛烈な雨が降り続き、記録的な大雨となりました。

最大 24 時間降水量は福岡県朝倉市で 545.5 ミリ、大分県日田市で 370.0 ミリとなり平年の 7 月の降水量を超えるなど、統計開始以来の 1 位の値を更新しました。

これにより、筑後川右岸の支川において堤防の決壊、大量の土砂や流木による河道埋塞等により浸水被害が発生し、また、福岡県内を中心に 307 件もの土砂災害が発生しました。

死者・行方不明者は、朝倉市で 35 人、東峰村で 3 人、日田市 3 人の合計 41 人となり、このうち、半数以上の 22 人が赤谷川流域内で被災していると推定されます。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨における人的被害の状況



(内閣府「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」資料)

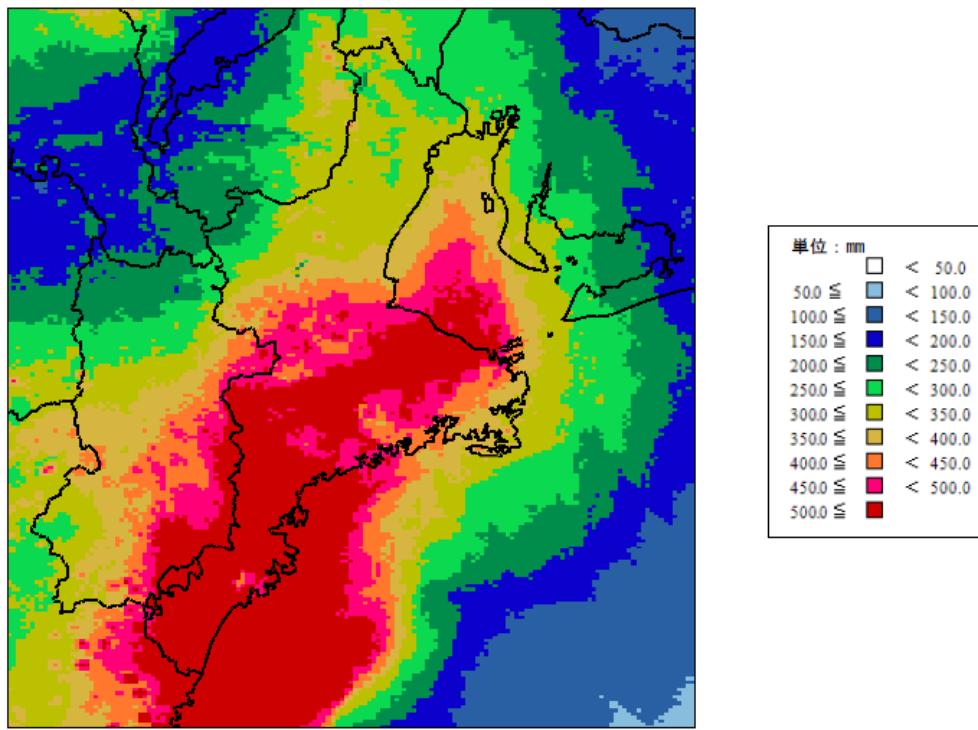
また、従来の災害では、家屋等の屋内で被災するのは圧倒的に土砂災害が多かったのですが、本災害では、洪水の家屋流出に伴い屋内で被害に遭われた方が多いことが特徴となっています。氾濫を起こした赤谷川流域の支川は山地河川であり、勾配が急で川幅が狭いことから増水すると水の力が強くなりやすいため、氾濫により河川沿いの家屋が被害を受けたものと考えられています。

⑤ 平成 29 年台風第 21 号

平成 29 年 10 月に発生した台風第 21 号は、記録が残る中では、初めて「超大型」の状態で日本列島に上陸した台風となりました。静岡県御前崎市付近に上陸した時点での中心気圧は 950hPa、最大風速は 40m/s でした。

また、本州南岸に停滞する前線および台風本体の雨雲により、西日本から東北地方まで大雨となり、特に台風からの湿った風がぶつかる紀伊半島の和歌山県、奈良県、三重県を中心に 24 時間降水量 400 ミリ前後の大雪となりました。伊勢市小俣の観測点では 48 時間雨量 539.0 ミリを記録し、観測史上 1 位を更新しました。

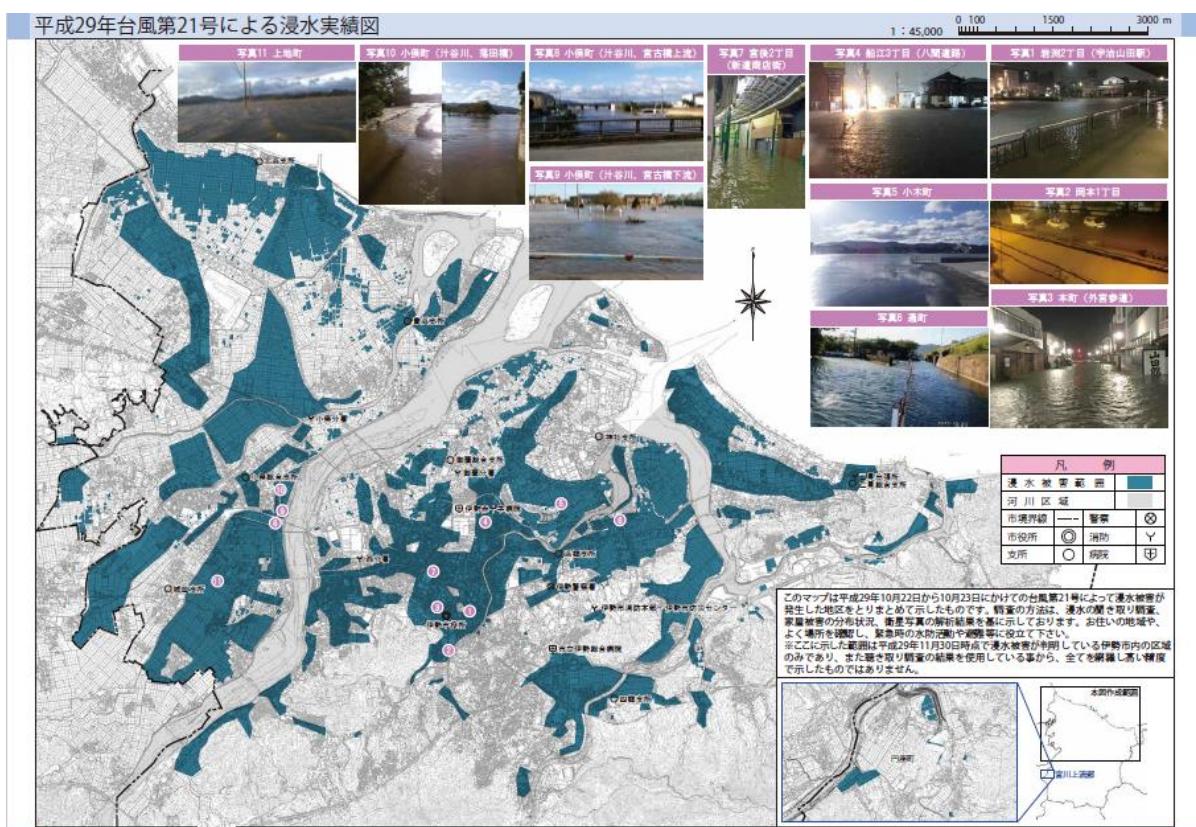
三重県における平成 29 年台風第 21 号の積算降水量



(津地方気象台「平成 29 年台風第 21 号に関する三重県気象速報」)

この大雨により、三重県内では約 6,200 世帯、約 1 万 3,000 人に避難勧告が出され、一部の住宅では浸水被害が発生しました。特に、汁谷川や外城田川の氾濫により、伊勢市では 473 棟（平成 29 年 10 月 24 日現在）、玉城町では 276 棟（平成 29 年 10 月 26 日現在）の床上浸水被害が確認されたことから、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されました。

伊勢市内における平成 29 年台風第 21 号による浸水実績図



(伊勢市ホームページ)

平成 29 年度に発生した九州北部豪雨や台風第 21 号による災害では、中小河川の氾濫による被害が多く見られました。「第 2 章 対策上想定すべき災害の様相 2 三重県が対策上想定すべき風水害」で後述しますが、全国的に短時間に多量の雨が降る傾向が年々強まっており、勾配が急で川幅が狭い中小河川では、こうした大雨の影響を受け、今まで以上に洪水が発生しやすくなることが想定されることから、今後、中小河川の治水対策の取組を進めることが必要です。

⑥ 平成 29 年 1 月 14 日から 16 日にかけての大雪

平成 29 年 1 月 13 日の夜から 16 日の夜にかけて、日本付近には強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まりました。このため三重県では 14 日の未明から北部の山地で雪が降り始め、16 日にかけては北部や伊賀の広い範囲で大雪となりました。

三重県における平成 29 年 1 月 14 日から 16 日にかけての大雪時の最深積雪分布図

○ 最深積雪分布（1 月 14 日 00 時から 1 月 16 日 23 時）



(注)

津（津地方気象台）は気象庁の積雪計による

龜山市関町坂下鈴鹿峠（下）、伊賀市柘植町は国土交通省の積雪計による
上記以外の値は委託観測所への電話照会による（照会した中での最深積雪）

（津地方気象台「平成 29 年 1 月 14 日から 16 日にかけての大雪に関する三重県気象速報」）

この大雪による県内の最深積雪深は、いなべ市北勢で 55cm、龜山市関町坂下鈴鹿峠で 33cm、四日市市塩浜で 17cm となり、この大雪の影響で、停電約 6700 戸、スリップ事故 237 件（うち人身 4 件）などの被害が生じたほか、北勢地域を中心に多くの小中学校で休校になるなど、県内でも大きな混乱を生じました。

この大雪をふまえ、津地方気象台では、きめ細かな県民への情報提供を

行うため、平成 29 年 12 月に、四日市市、菰野町、伊賀市の 3 カ所に積雪の観測点を新たに増設したところです。

三重県の積雪量は例年あまり多くありませんが、予期せぬ積雪があると、停電や道路の通行止め、鉄道の運転見合せなどが生じ、多くの生活支障や混乱をもたらします。普段、雪があまり降らない地域であっても、社会的な混乱を最小限に抑えるため、気象台から提供される情報等を活用し、雪害に備えることが必要です。

(2) 国の風水害対策の取組方向

① 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループでの検討結果

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨がもたらした水害を教訓とし、人命保護や重要機能の維持のために必要な避難・応急対策の強化を検討するため、平成 27 年 11 月、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」が設置されました。

このワーキンググループにより、平成 28 年 3 月に「水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）」が公表されました。

同報告書では、避難勧告等を発令するタイミングや区域を事前に定めていなかった、発災時の混乱の未然防止や、生活再建のための手続き早期化のための準備・体制が不十分であった、避難所をはじめとした被災後の生活環境の確保が不十分であった等の関東・東北豪雨における課題を整理し、以下の対策が提言されました。

○ 水害に強い地域づくり

- ・地域住民による自主的な防災活動の取組推進
- ・早期の生活再建のための水害保険・共済の普及促進
- ・地域全体での事前の地域づくりと被災後の生活再建

○ 実効性のある避難計画の策定

- ・ハザードマップ（避難地図）と避難計画の改善
- ・病院等の要配慮者利用施設における避難確保計画・BCP の策定推進
- ・指定緊急避難場所の指定・避難行動要支援者名簿の作成促進

○ 適切な避難行動を促す情報伝達

- ・避難勧告等の躊躇なき発令
- ・避難勧告等の確実な伝達
- ・細やかな情報提供と関係機関間の「顔の見える関係」の構築

○ 行政の防災力向上

- ・市町村長、職員の研修・訓練等による防災体制の強化

- ・浸水に対する行政の備え
- 被災市町村の災害対応支援
 - ・水害対応の手引きの作成・周知
 - ・被災市町村の災害対応を支援する体制の確保
- 被災生活の環境整備
 - ・避難所を拠点とした被災者支援の推進
 - ・災害時の医療サービスの確保
 - ・災害時の防犯対策の徹底
 - ・災害廃棄物の迅速な処理
- ボランティアとの連携・協働
 - ・行政や災害対策本部とボランティアとの積極的な連携
 - ・円滑な受入と継続的な支援

② 総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループでの検討結果

平成 26 年 8 月に発生した広島市の土砂災害等を教訓とし、土砂災害に対する脆弱性を検証するとともに、人命の保護や重要な機能の維持のための方策の強化に向けた総合的な対応策を検討するため、平成 26 年 12 月に中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」が設置されました。

このワーキンググループにより、平成 27 年 6 月に「総合的な土砂災害対策の推進について（報告）」が公表されました。

同報告書では、突発性が高く予測が困難という土砂災害の特徴や、地域における土砂災害リスクを住民が充分に把握できていない、気象予報や土砂災害警戒情報を活用して早めに避難準備情報、避難勧告等を発令することが徹底できていない、外が豪雨で逃げられないような際には、近隣の堅牢な建物や自宅内の山から離れた上層階の部屋への移動も有効な避難行動であることを住民に充分に周知できていない、まちづくりにおいて土砂災害リスクを充分に考慮できていない等の課題を整理し、以下の対策が提言されました。

- 土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有
 - ・土砂災害の特徴の共有
 - ・地域における土砂災害リスク情報の把握・共有
 - ・リスク情報の活用
- 住民等への防災情報の伝達
 - ・避難準備情報の活用

- ・適切な時機・範囲の避難勧告等の発令
 - ・避難勧告等の情報の伝達方法の改善
 - ・市町村への助言
- 住民等による適時適切な避難行動
- ・指定緊急避難場所の確認等
 - ・指定緊急避難場所の迅速かつ確実な開設
 - ・適時適切な避難行動を促すための仕組みづくり
 - ・防災教育の充実、人材の育成
 - ・自主防災組織の重要性
- まちづくりのあり方と国土保全対策の推進
- ・土砂災害リスクを考慮した防災まちづくりの推進
 - ・平時からの国土監視
 - ・土砂災害防止施設の適切な整備・維持管理
 - ・森林の適切な整備・保全
- 災害発生直後からの迅速な応急活動
- ・救助活動における安全確保と安否確認の迅速化
 - ・緊急的な応急復旧支援の実施
 - ・行政とボランティアとの積極的な連携
 - ・被災者に対する心のケア

③ 水防法、土砂災害防止法の改正

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号により多大な被害が発生したこと、また、全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることから、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要との考え方から、「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築をめざし、平成 29 年 6 月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行されました。

これにより、河川管理者、都道府県、市町村等で構成する「大規模氾濫減災協議会」を設置し、洪水予報河川または水位周知河川等を対象に「水害対応タイムライン」等を作成・点検する仕組みのほか、市町村長による中小河川の水害リスク情報の周知の制度化、洪水のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療機関等）について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施の義務化などが制度化されました。

また、同じく平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の

作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られました。

④ 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループでの検討状況

気候変動の影響等により大規模水害発生のおそれがあがまっていることから、平成28年9月に中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」が設置され、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念される首都圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等を検討しています。

この検討に合わせ、中部地方整備局が事務局となり、愛知、岐阜、三重の関係自治体や関係機関が参画した「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」において、東海地方の海拔ゼロメートル地帯における広域避難等について検討しています。

第2章 対策上想定すべき災害の様相

第2章では、三重県の防災・減災対策の前提となる地震や風水害について、その様相や対策の考え方についての概要を示します。

1 三重県が対策上想定すべき地震

三重県では、平成24年度から平成25年度にかけて地震被害想定調査を実施し、三重県に影響を及ぼすことが想定される南海トラフ地震や内陸直下型地震について、地震の揺れや津波の高さ、浸水状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測するハザード予測や、死者、建物被害の状況など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測するリスク予測を、平成26年3月に公表しました。

これらの結果の概要について、「南海トラフ地震の様相」および「内陸直下型地震の様相」とに分け、以下のとおり示しました。

(1) 南海トラフ地震の様相

平成26年3月の地震被害想定調査では、南海トラフを震源域とする地震について、以下の2つのクラスの地震を想定しました。

(過去最大クラスの南海トラフ地震)

過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている南海トラフ地震を想定したものです。

過去に実際に発生した、宝永地震(1707年)、安政東海地震(1854年)、安政南海地震(1854年)、昭和東南海地震(1944年)、昭和南海地震(1946年)における各地の揺れと津波を概ね再現する地震です。

(理論上最大クラスの南海トラフ地震)

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定したもののです。

国の地震調査研究推進本部による「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」によれば、過去最大クラスに比べ、発生する間隔は10倍以上の期間となっており、少なくとも最近2,000年間は発生していない地

震とされています。

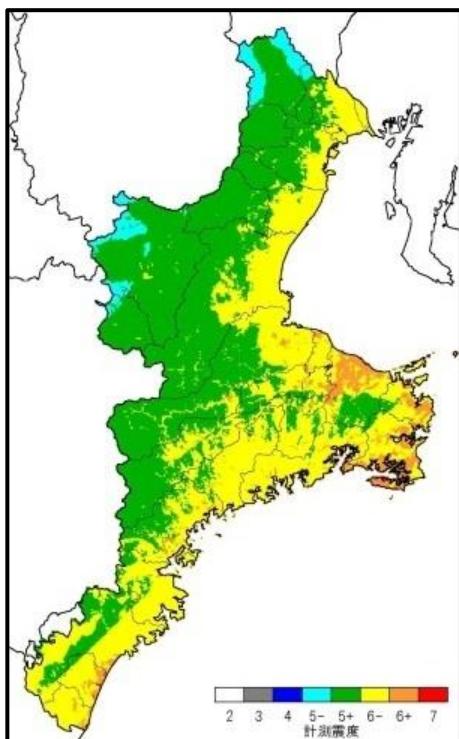
① ハザード（強振動・液状化・津波）予測結果

過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、本項では「過去最大クラスの地震」という。）では、三重県南部の大半と県内の人団が集中する伊勢湾沿岸部において、震度6弱が想定されています。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度6強が想定されています。

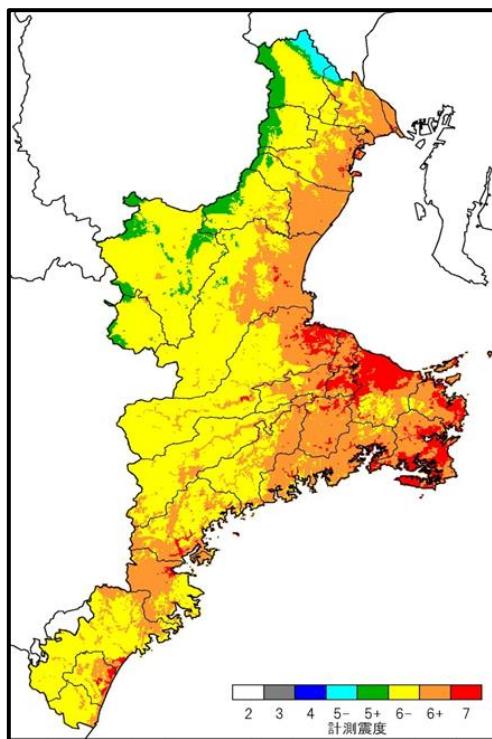
理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、本項では「理論上最大クラスの地震」という。）では、県内のほぼ全域で震度6弱以上が想定されています。また、三重県南部の大半と、県内の人団が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強が想定されています。さらに、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度7が想定されています。

想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震



理論上最大クラスの南海トラフ地震

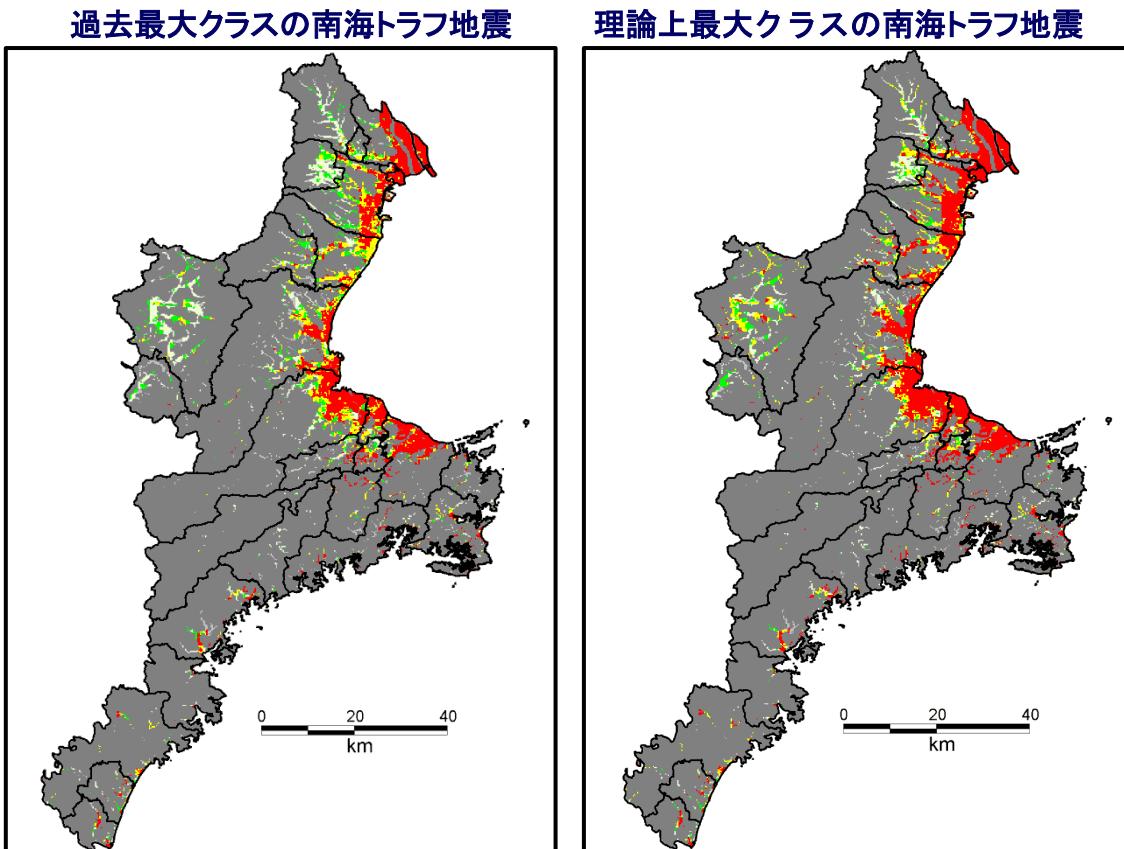


	南海トラフ過去最大クラス						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積(km ²)	0.00	0.00	191.47	2,843.87	2,449.16	287.18	5.63
面積割合(%)	—	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

	南海トラフ理論上最大クラス						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積(km ²)	0.00	0.00	44.43	261.44	3,163.97	1,919.29	388.19
面積割合(%)	—	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても、危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中しており、その分布傾向はほとんど変わりません。

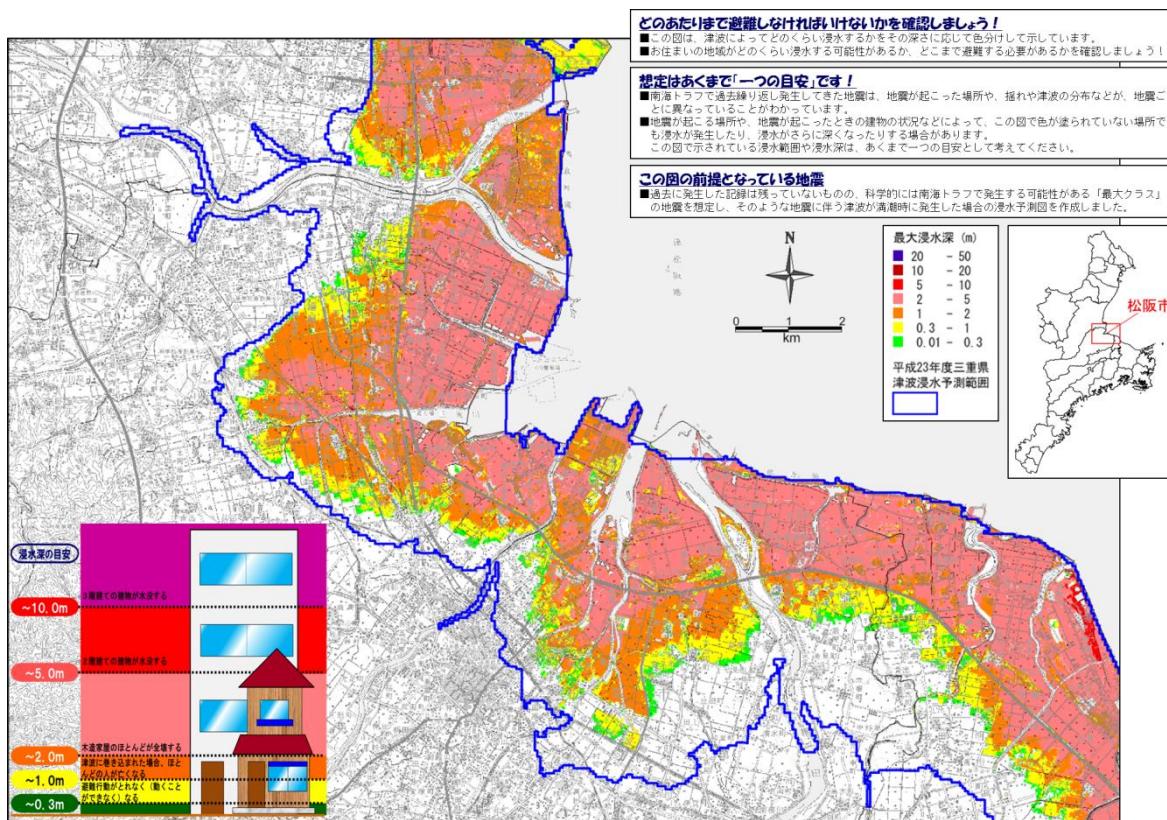
想定地震における液状化危険度



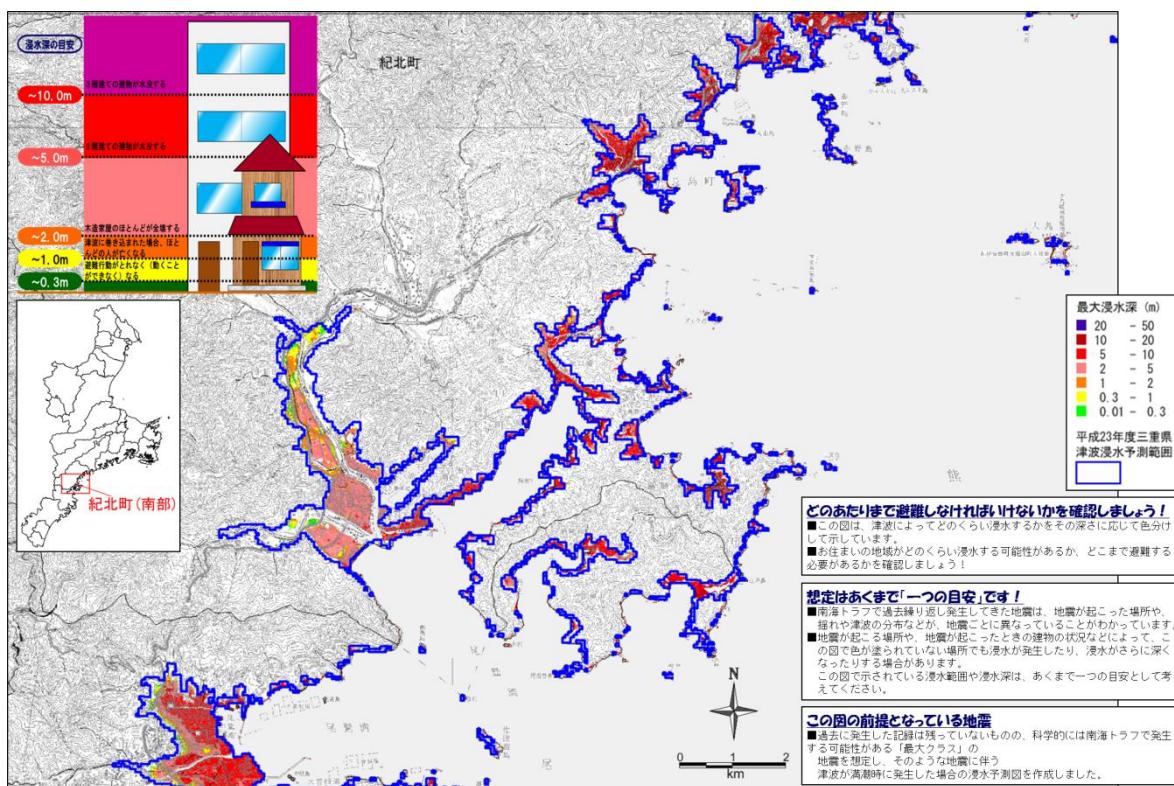
地震被害想定調査では、理論上最大クラスの地震を想定した津波浸水予測図について、「津波浸水予測図」に加え、「津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図」を作成しています。

これらの津波浸水予測結果のうち、伊勢湾沿岸部と熊野灘沿岸部から各 1か所の事例を以下のとおり掲載します。

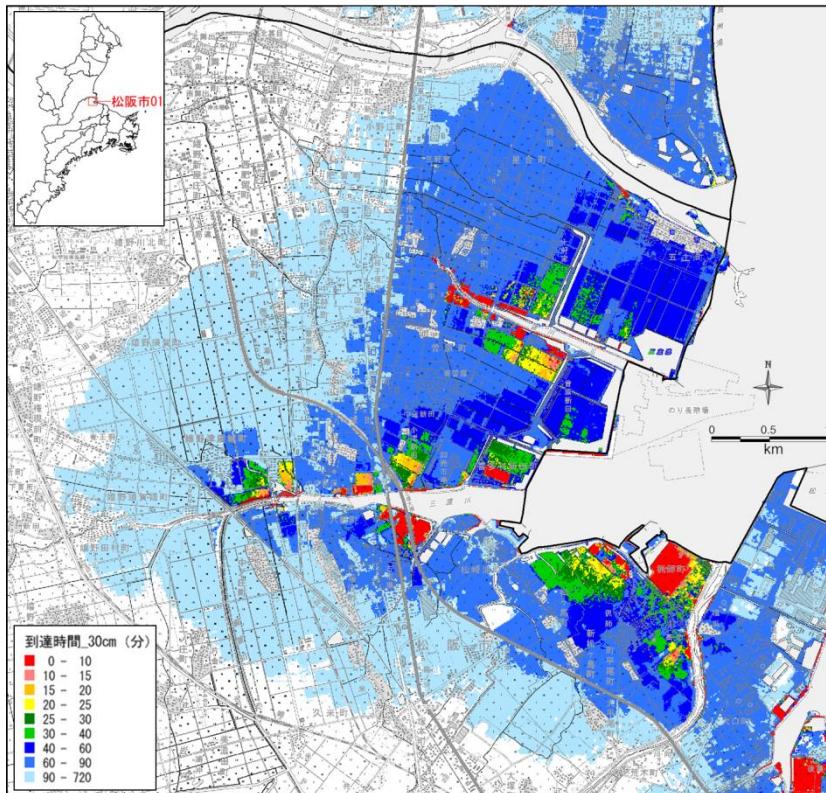
津波浸水予測図（松阪市）



津波浸水予測図（紀北町（南部））



津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図（松阪市 01）

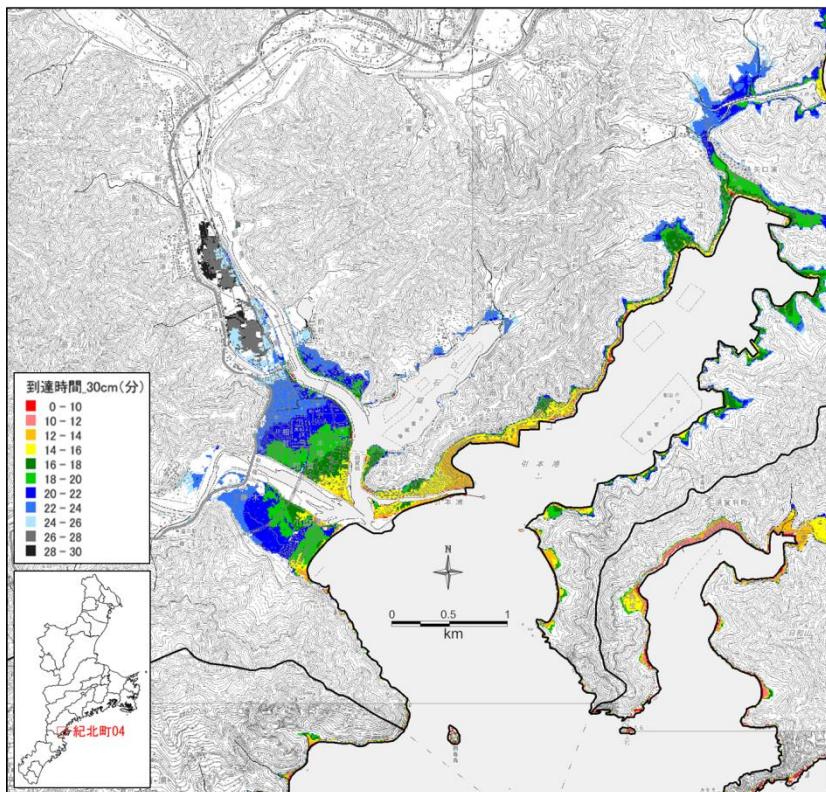


少なくともいつまでに避難しなければいけないか、その時間を確認しましょう！
■この図は、津波からの避難行動がどれなく（動くことができなく）なる一つの目安とされている津波浸水深30cmにどのくらいの時間で達するかをその時間に応じて色分けして示しています。
■揺れによって堤防などが沈下し、津波が来る前に水が入ってくる可能性のある地域もあります。
■お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう！
■強く長い揺れを感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波がくる可能性がある地域にお住まいの方は、動けるくらいの揺れになったら、すぐに避難を開始しましょう！
「生きるために逃げる！！」

想定はあくまで「一つの目安」です！
■過去繰り返し発生してきた南海トラフの地震は、地震が起こった場所の広がりや、揺れや津波の分布など、地震ごとに異なっていることがわかっています。
■地震が起こる場所や、地震が起こったときの陸上の建物の状況などによって、この図で示した予測時間よりも早く浸水がはじまる可能性があります。予測時間はあくまで一つの目安として考えてください。
■川をさかのぼった津波が街中に入ってきたり、排水溝など思いがけない場所から、津波が入ってくることもあります。

この図の前提となっている地震
■南海トラフで、歴史記録からも発生した証拠がみつかっていないような、「最大クラス」の地震（津波）が、満潮時に発生した場合を想定しています。
■海岸や河川沿いにある構造物は、地震によって震前の25%の高さにまで下がるなど、沈下を考慮した条件で津波浸水の計算を行っています。

津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図（紀北町 04）



少なくともいつまでに避難しなければいけないか、その時間を確認しましょう！
■この図は、津波からの避難行動がどれなく（動くことができなく）なる一つの目安とされている津波浸水深30cmにどのくらいの時間で達するかをその時間に応じて色分けして示しています。
■揺れによって堤防などが沈下し、津波が来る前に水が入てくる可能性のある地域もあります。
■お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう！
■強く長い揺れを感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波がくる可能性がある地域にお住まいの方は、動けるくらいの揺れになったら、すぐに避難を開始しましょう！
「生きるために逃げる！！」

想定はあくまで「一つの目安」です！
■過去繰り返し発生してきた南海トラフの地震は、地震が起こった場所の広がりや、揺れや津波の分布など、地震ごとに異なっていることがわかっています。
■地震が起こる場所や、地震が起こったときの陸上の建物の状況などによって、この図で示した予測時間よりも早く浸水がはじまる可能性があります。予測時間はあくまで一つの目安として考えてください。
■川をさかのぼった津波が街中に入ってきたり、排水溝など思いがけない場所から、津波が入ってくることもあります。

この図の前提となっている地震
■南海トラフで、歴史記録からも発生した証拠がみつかっていないような、「最大クラス」の地震（津波）が、満潮時に発生した場合を想定しています。
■海岸や河川沿いにある構造物は、地震によって震前の25%の高さにまで下がるなど、沈下を考慮した条件で津波浸水の計算を行っています。

なお、県内全体での津波浸水面積は、約 280 km²と予測しています。
東日本大震災における青森県から千葉県にかけての 6 県の津波浸水面積の合計は 561 km²（うち宮城県 327 km²）でしたので、今回の津波浸水予測結果は、その約半分に相当し、宮城県内の津波浸水面積に近くなっています。

		東北地方太平洋沖地震(※)						(km ²)
三重県		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	
理論上最大	約 280	24	58	327	112	23	17	561

※国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第 5 報）」（平成 23 年 4 月 18 日）より

② リスク予測結果

ア 人的被害

過去最大クラスの地震では、県全体で約 34,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 32,000 人、建物倒壊等による死者は約 1,400 人となっています。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 53,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 42,000 人、建物倒壊等による死者は約 9,700 人となっています。

どちらの地震においても、津波の被害が大きい伊勢志摩地域と東紀州地域において、甚大な被害が予測されていることが共通しています。

■過去最大クラスの地震における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 1,400	約 80	約 200	—	約 700	約 300
うち家具転倒等	約 70	約 10	約 20	—	約 30	約 10
津波	約 32,000	約 1,300	約 3,000	—	約 14,000	約 14,000
うち逃げ遅れ	約 31,000	約 1,300	約 2,900	—	約 13,000	約 14,000
うち自力脱出困難	約 700	約 40	約 70	—	約 500	約 100
急傾斜地等	約 60	—	約 10	—	約 30	約 20
火災	—	—	—	—	—	—
計	約 34,000	約 1,400	約 3,200	—	約 15,000	約 14,000

* 地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。(以下、同じ)

* 「冬・深夜」に地震が発生したケース

■理論上最大クラスの地震における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 9,700	約 2,000	約 2,800	約 90	約 3,600	約 1,200
うち家具転倒等	約 500	約 100	約 200	約 10	約 200	約 50
津波	約 42,000	約 3,700	約 6,600	—	約 16,000	約 16,000
うち逃げ遅れ	約 37,000	約 2,900	約 5,200	—	約 14,000	約 15,000
うち自力脱出困難	約 5,400	約 800	約 1,400	—	約 2,600	約 700
急傾斜地等	約 100	約 10	約 20	—	約 40	約 20
火災	約 900	約 300	約 400	—	約 300	約 30
計	約 53,000	約 6,000	約 9,800	約 100	約 20,000	約 17,000

* 「冬・深夜」に地震が発生したケース

過去最大クラスの地震では、県全体で約 18,000 人の負傷者が発生すると予測しています。その内訳は、重傷者（1か月以上の治療が必要となる負傷者）が約 2,800 人、軽傷者（治療に必要な期間が 1か月未満の負傷者）が約 15,000 人となっています。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 62,000 人の負傷者が発生すると予測しています。その内訳は、重傷者が約 18,000 人、軽傷者が約 44,000 人となっています。

どちらのクラスの地震においても、揺れの強い伊勢志摩地域において、人口と比較して、負傷者（特に重傷者）が多くなる傾向がみられます。

■過去最大クラスの地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者） (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 2,300	約 200	約 400	約 10	約 1,300	約 400
	約 15,000	約 2,700	約 3,900	約 100	約 5,600	約 2,300
うち家具転倒等	約 300	約 70	約 80	—	約 100	約 40
	約 1,400	約 400	約 300	約 40	約 500	約 100
津波	約 400	約 40	約 50	—	約 200	約 200
	約 800	約 80	約 100	—	約 300	約 300
急傾斜地等	約 40	—	—	—	約 20	約 10
	約 40	—	—	—	約 20	約 10
火災	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
ブロック塀、自販機の転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
計	約 2,800	約 300	約 500	約 10	約 1,400	約 600
	約 15,000	約 2,700	約 4,000	約 100	約 5,900	約 2,600

* 「冬・深夜」に地震が発生したケース

■理論上最大クラスの地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者） (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 17,000	約 3,900	約 4,700	約 200	約 6,300	約 1,800
	約 42,000	約 14,000	約 12,000	約 1,800	約 9,800	約 3,800
うち家具転倒等	約 2,100	約 500	約 700	約 30	約 800	約 200
	約 7,900	約 1,900	約 2,500	約 100	約 2,900	約 600
津波	約 700	約 100	約 200	—	約 100	約 200
	約 1,300	約 300	約 500	—	約 300	約 300
急傾斜地等	約 60	約 10	約 10	—	約 30	約 10
	約 60	約 10	約 10	—	約 30	約 10
火災	約 200	約 60	約 70	—	約 50	—
	約 500	約 100	約 200	—	約 100	約 10
ブロック塀、自販機の転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	約 30	—	—	—	約 20	—
計	約 18,000	約 4,100	約 5,000	約 200	約 6,500	約 2,000
	約 44,000	約 14,000	約 13,000	約 1,800	約 10,000	約 4,100

* 「冬・深夜」に地震が発生したケース

イ 建物被害

建物被害（全壊・焼失）について、ここでは、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定して予測結果を示します。

過去最大クラスの地震では、県全体で約 70,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 23,000 棟が全壊し、津波により約 38,000 棟が流出すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 248,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 170,000 棟が全壊し、津波により約 37,000 棟が流出、さらに火災により約 34,000 棟が焼失すると予測しています。

■過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 23,000	約 2,000	約 3,900	約 60	約 12,000	約 4,800
液状化	約 5,900	約 2,500	約 1,600	約 10	約 1,500	約 300
津波	約 38,000	約 8,500	約 4,800	—	約 16,000	約 9,100
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200
火災	約 2,100	約 20	約 70	約 10	約 1,800	約 40
計	約 70,000	約 13,000	約 11,000	約 90	約 32,000	約 14,000

* 「冬・夕 18 時」に地震が発生したケース

■理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 170,000	約 39,000	約 48,000	約 2,400	約 63,000	約 19,000
液状化	約 6,200	約 2,600	約 1,700	約 20	約 1,600	約 300
津波	約 37,000	約 9,700	約 7,500	—	約 12,000	約 7,900
急傾斜地等	約 1,100	約 100	約 200	約 50	約 500	約 300
火災	約 34,000	約 11,000	約 16,000	約 30	約 5,600	約 500
計	約 248,000	約 63,000	約 73,000	約 2,500	約 82,000	約 28,000

* 「冬・夕 18 時」に地震が発生したケース

ウ ライフライン被害（上水道への影響）

上水道については、停電による浄水場等の被害、揺れや液状化による管路の被害によって断水することが想定されています。

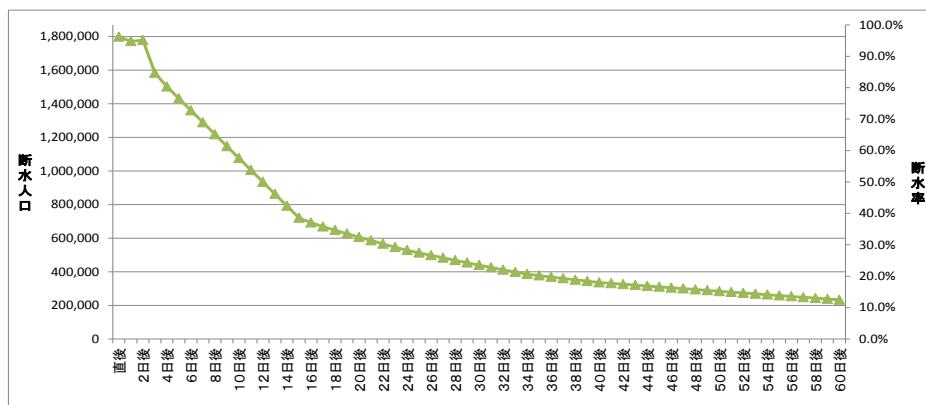
過去最大クラスの地震では、発災直後から県内のほぼ全域にわたって断水し、1週間後で県内の給水人口の7割程度、1か月後でも2割以上、さらに2か月後でも1割程度の断水が継続すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、断水がさらに長期化し、1か月後でも4割程度、2か月後でも2割程度の断水が継続すると予測しています。

なお、これらの断水への影響は、相対的に内陸部よりも沿岸部が大きくなっています。

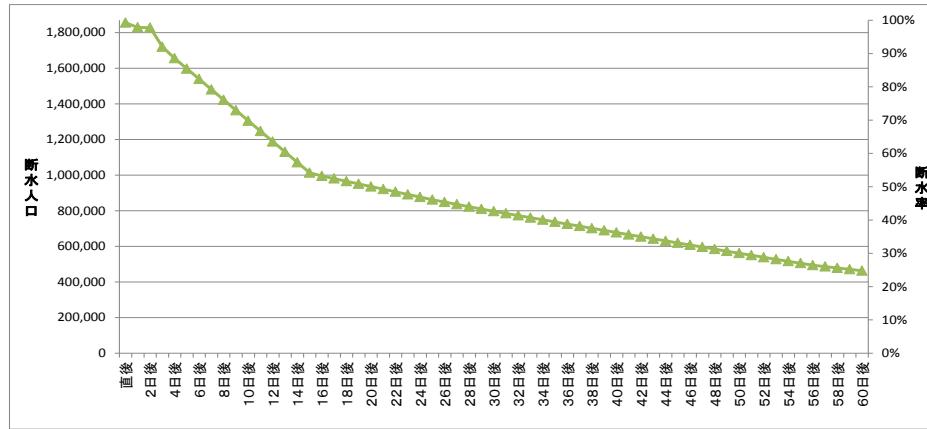
地域区分	断水人口(7日後以降)(人)							
	過去最大クラスの地震				理論上最大クラスの地震			
	断水人口(7日後)		断水人口(1か月後)		断水人口(7日後)		断水人口(1か月後)	
	人口	給水人口に占める割合	人口	給水人口に占める割合	人口	給水人口に占める割合	人口	給水人口に占める割合
北勢	約570,000	67%	約95,000	11%	約665,000	78%	約296,000	35%
中勢	約376,000	75%	約133,000	26%	約407,000	81%	約225,000	45%
伊賀	約45,000	25%	0	0%	約91,000	50%	0	0%
伊勢志摩	約237,000	91%	約179,000	69%	約248,000	96%	約219,000	84%
東紀州	約63,000	80%	約34,000	44%	約72,000	92%	約59,000	75%
計	約1,291,000	69%	約441,000	24%	約1,482,000	79%	約798,000	43%
沿岸市町	約1,135,000	77%	約422,000	29%	約1,234,000	83%	約723,000	49%
内陸市町	約156,000	40%	約19,000	5%	約249,000	63%	約75,000	19%

■県全体の断水率推移（過去最大クラスの地震）



2か月後の復旧率：約90%

■県全体の断水率推移（理論上最大クラスの地震）



2か月後の復旧率：約 80%

上記グラフの復旧率には、津波により被災した給水先については復旧対象から除外している

H 交通施設障害（道路施設）

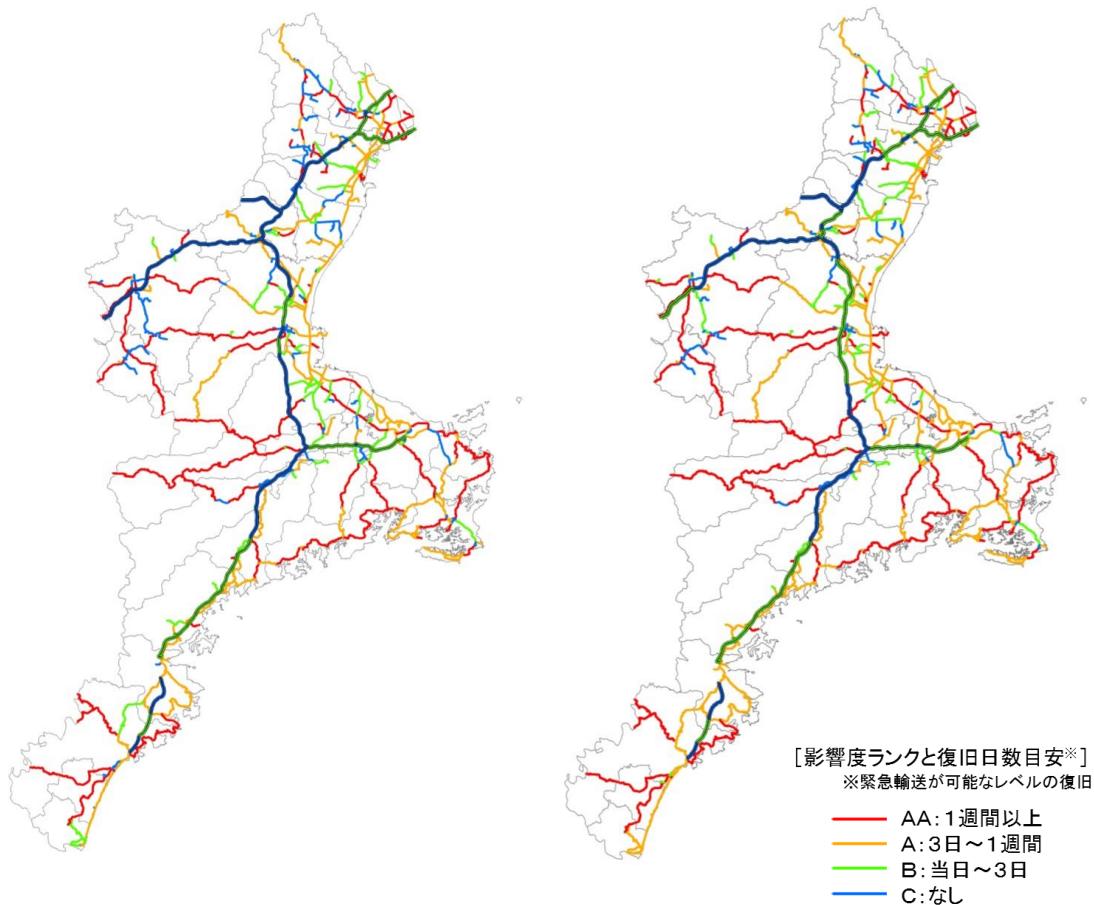
緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸などにおいて、大きくなると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所がみられますが、全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測しています。

なお、高速道路には大きな施設被害は発生しないと予測されます。

緊急輸送道路の復旧日数目安

過去最大クラスの地震 理論上最大クラスの地震

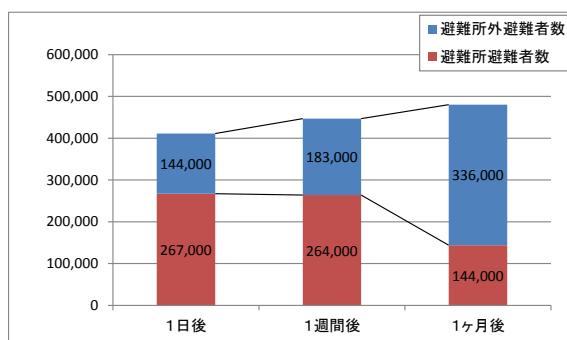


才 生活支障等（避難者）

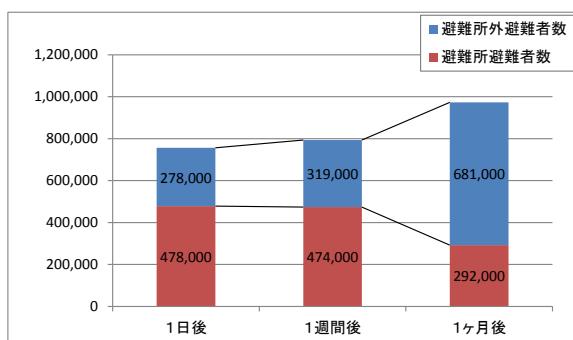
避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されています。

これは、避難所外で生活する避難者が、発災1週間後、発災1か月後と増加することによるもので、上水道の復旧に時間がかかることに起因していると考えられます。

過去最大クラスの地震



理論上最大クラスの地震



■過去最大クラスの地震における避難者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
1日後	約 411,000	約 135,000	約 120,000	約 400	約 122,000	約 34,000
	避難所	約 267,000	約 88,000	約 300	約 79,000	約 22,000
	避難所外	約 144,000	約 47,000	約 200	約 43,000	約 12,000
1週間後	約 447,000	約 174,000	約 121,000	約 12,000	約 107,000	約 33,000
	避難所	約 264,000	約 100,000	約 69,000	約 5,800	約 68,000
	避難所外	約 183,000	約 74,000	約 52,000	約 5,800	約 39,000
1か月後	約 480,000	約 113,000	約 143,000	約 400	約 181,000	約 43,000
	避難所	約 144,000	約 34,000	約 43,000	約 100	約 54,000
	避難所外	約 336,000	約 79,000	約 100,000	約 300	約 127,000

* 「冬・夕 18 時」に地震が発生したケース

* 「避難所外」：親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難等を想定

■理論上最大クラスの地震における避難者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
1日後	約 757,000	約 264,000	約 251,000	約 8,200	約 185,000	約 49,000
	避難所	約 478,000	約 167,000	約 158,000	約 4,900	約 117,000
	避難所外	約 278,000	約 97,000	約 92,000	約 3,300	約 68,000
1週間後	約 793,000	約 299,000	約 238,000	約 30,000	約 177,000	約 49,000
	避難所	約 474,000	約 172,000	約 141,000	約 15,000	約 115,000
	避難所外	約 319,000	約 127,000	約 97,000	約 15,000	約 63,000
1か月後	約 973,000	約 375,000	約 299,000	約 8,200	約 227,000	約 63,000
	避難所	約 292,000	約 112,000	約 90,000	約 2,500	約 68,000
	避難所外	約 681,000	約 262,000	約 210,000	約 5,800	約 159,000

* 「冬・夕 18 時」に地震が発生したケース

* 「避難所外」：親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難等を想定

力 生活支障等（医療機能支障）

発災時に、入院対応が必要となるのは、重傷者等（病院に搬送された後に死亡する方を含む）と被災した医療機関から転院してくる入院患者と想定されますが、入院治療が必要となるものの受入が困難となる患者は、過去最大クラスの地震では、南勢志摩保健医療圏において約 2,900 人、東紀

州保健医療圏において約1,900人、北勢保健医療圏において約90人発生すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、全ての二次保健医療圏で受入が困難となる患者が発生し、県全体での総数は約22,000人に上ると予測しています。

■病院での受入が困難となる重傷者等（過去最大クラスの地震） (人)

二次保健医療圏	受入可能な患者数 (ベッド数)	受入が必要な患者数		受入が困難となる患者数
		重傷者等	別の病院からの転院が必要な患者	
北勢	約1,100	約400	約300	約90
中勢伊賀	約800	約300	約300	—
南勢志摩	約800	約3,400	約200	約2,900
東紀州	約100	約2,100	約10	約1,900
計	約2,800	約6,200	約800	約4,900

* 「冬・深夜」に地震が発生したケース

■病院での受入が困難となる重傷者等（理論上最大クラスの地震） (人)

二次保健医療圏	受入可能な患者数 (ベッド数)	受入が必要な患者数		受入が困難となる患者数
		重傷者等	別の病院からの転院が必要な患者	
北勢	約1,000	約4,600	約500	約4,100
中勢伊賀	約700	約2,400	約500	約2,200
南勢志摩	約700	約12,000	約300	約12,000
東紀州	約100	約3,700	約10	約3,600
計	約2,500	約23,000	約1,300	約22,000

* 「冬・深夜」に地震が発生したケース

どちらのクラスにおいても、災害拠点病院*や災害医療支援病院*が機能していると想定

また、同じ保健医療圏内であっても、市町間の医療搬送等は考慮しないと想定

- 北勢保健医療圏 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
- 中勢伊賀保健医療圏 津市、(伊賀サブ保健医療圏) 伊賀市、名張市
- 南勢志摩保健医療圏 松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町、
(伊勢志摩サブ保健医療圏) 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
- 東紀州保健医療圏 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

三重県保健医療計画（第5次改訂）（平成25年3月）より

※ ここでは、地震被害想定調査実施時に参照した「三重県保健医療計画（第5次改訂）（平成25年3月）」の内容に基づき、記載をしている。なお、「第7次三重県医療計画（平成30年3月）」では、「二次保健医療圏」の名称は「二次医療圏」に見直され、また、「サブ保健医療圏」は廃止されている。

キ 生活支障等（住機能支障）

自宅が全壊・焼失・流失した世帯が同一市町内の応急仮設住宅等に入居すると仮定した場合、過去最大クラスの地震では、応急仮設住宅、借上げ型応急住宅（民間賃貸住宅等）、公営住宅（県営・市町営住宅等）一時使用、これらの入居希望をすべて足した合計は、県全体で約 13,000 世帯になると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、約 48,000 世帯分が必要になると予測しています。

■地震の発生から約 1か月～2年間の仮設住宅等の必要戸数

(世帯)

	応急仮設住宅	借上げ型 応急住宅	公営住宅 一時使用	計
過去最大クラス	8,656	3,730	617	13,003
理論上最大クラス	35,367	12,208	709	48,284

ク 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、約 11,000 千トンから約 18,000 千トンと予測しています。

理論上最大クラスの地震では、約 25,000 千トンから約 34,000 千トンと予測しています。

平常時の本県におけるごみの搬入量は、年間 629 千トンであり、過去最大クラスの地震の場合でも、約 20 年分の災害廃棄物等が発生することになります。

■災害廃棄物等発生量

(千トン)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
過去最大 クラス	約 11,000～ 18,000	約 3,000～ 5,000	約 2,800～ 5,100	約 10	約 3,900～ 6,200	約 1,300～ 1,900
理論上最大 クラス	約 25,000～ 34,000	約 7,800～ 10,000	約 7,300～ 10,000	約 300	約 7,500～ 10,000	約 2,300～ 3,100
平常時県内 ごみ搬入量	629	276	172	49	101	33

東日本大震災において特に甚大な被害を受けた 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の沿岸 37 市町村での災害廃棄物、津波堆積物の発生推計量（災害廃棄物 約 18,112 千トン、津波堆積物 約 9,538 千トン）

(平成 24 年 7 月現在、平成 24 年 8 月 7 日環境省資料より)

ケ 直接経済被害額

直接経済被害額の推計は、過去最大クラスの地震では、約 9.08 兆円、理論上最大クラスの地震では、約 21.13 兆円と予測しています。

内訳として多くを占めるのが、民間施設（住宅、オフィスビル、家財等）の被害で、全体の約 9 割を占めています。

被害項目		資産等の被害（兆円）	
		過去最大	理論上最大
民間	住宅	3.94	10.16
	オフィスビル等	1.78	3.86
	家財	1.55	3.97
	その他償却資産	0.38	0.84
	在庫資産	0.24	0.51
ライフ	上水道	0.03	0.03
	下水道	0.11	0.33
	電力	0.10	0.10
	通信	0.16	0.16
	都市ガス	0.00	0.03
交通	道路	0.25	0.37
	鉄道	0.09	0.12
	港湾	0.06	0.13
漁港		0.14	0.15
養殖魚介類		0.01	0.01
農地		0.16	0.18
その他公共土木		0.09	0.18
計		9.08	21.13

コ 孤立集落の発生

地震や津波に起因する道路の途絶等により孤立する可能性のある集落は、過去最大クラスの地震では、127 か所発生すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、202 か所の孤立集落が発生すると予測しています。

なお、どちらのクラスの地震においても、孤立集落の発生は、伊勢志摩地域と東紀州地域に集中する傾向があります。

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
過去最大 クラス	127	0	0	0	63	64
理論上最大 クラス	202	0	21	1	74	106

孤立可能性のある集落数は、平成 21 年度に国が実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」(内閣府) の結果による

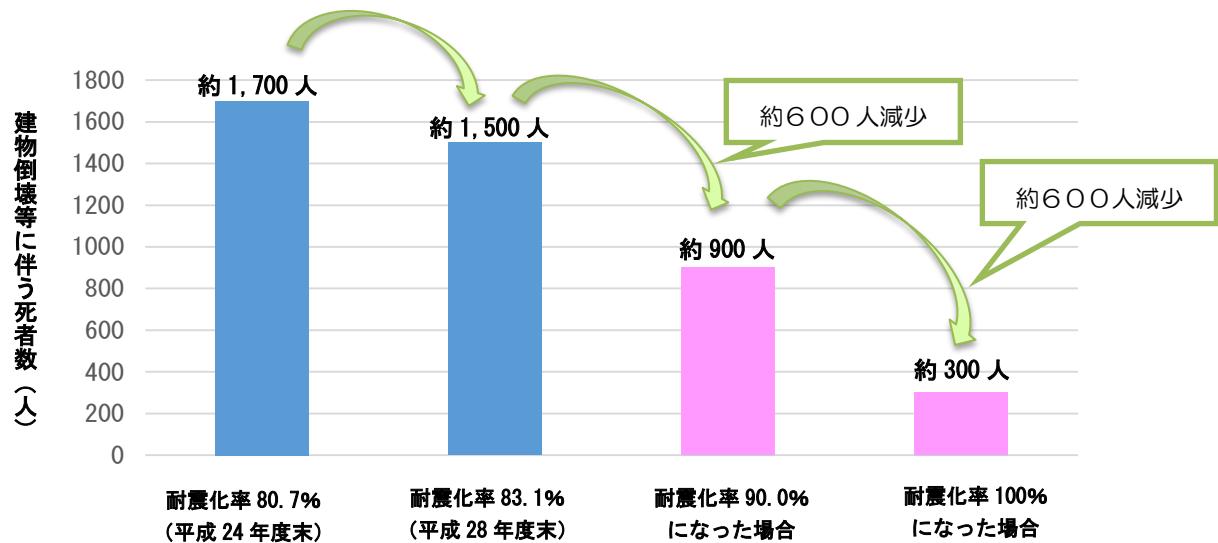
③ 減災効果

三重県では、地震被害想定調査結果を平成 26 年 3 月に公表すると同時に、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定・公表し、これに基づき地震・津波対策に取り組んできました。

本項では、地震被害想定調査で推計した被害数量の一部の項目について、これまで取組を進めてきたことによりどの程度減災効果が発揮されたか、また、この取組を進めることにより、将来的にどれだけの被害の低減が見込まれるのかについて示します。

ア 住宅の耐震化による死者・負傷者（重傷者、軽傷者）の減少

住宅の耐震化率は、平成 24 年度末の 80.7% (注) から、平成 28 年度末時点で 83.1% に上昇していることから、過去最大クラスの地震における揺れに伴う約 27,000 棟の全壊については、平成 28 年度末時点の全壊棟数は約 24,000 棟に減少（約 9% 減少）していることが期待できます。



この結果、過去最大クラスの地震における建物倒壊等による死者数は、平成 24 年度末の約 1,700 人から、平成 28 年度末には約 1,500 人に減少し

ていることが期待できます。

また、仮に住宅耐震化率が 90.0%になった場合の死者数は約 900 人、100%になった場合は約 300 人となることが見込まれます。

	平成 24 年度末	平成 28 年度末	耐震化率 90.0%	耐震化率 100%
死者	約 1,700 人	約 1,500 人	約 900 人	約 300 人
重傷者	約 2,600 人	約 2,400 人	約 1,600 人	約 700 人
軽傷者	約 17,000 人	約 15,400 人	約 10,000 人	約 4,500 人

冬・深夜ケース

過去最大クラスの地震における建物倒壊等による負傷者については、死者と同様に約 13%減少させると、重傷者数では平成 24 年度末の約 2,600 人から平成 28 年度末には約 2,400 人、軽傷者数は平成 24 年度末の約 17,000 人から平成 28 年度末には約 15,400 人に減少することが期待できます。

また、仮に住宅耐震化率が 90.0%になった場合の重傷者数は約 1,600 人、軽傷者数は約 10,000 人となり、100%になった場合の重傷者数は約 700 人、軽傷者数は約 4,500 人となることが見込まれます。

住宅の耐震化が進むことにより、地震の揺れによる人的被害を大幅に減少することができ、また、南海トラフ地震だけでなく、内陸直下型地震など、地震対策全般に高い効果が発揮されることから、県民のみなさんの住宅耐震化の取組の促進を図り、被害の低減に結びつけることが重要です。

(注) 平成 26 年 3 月に地震被害想定調査結果を公表した際の平成 24 年度末時点における三重県の住宅耐震化率は、平成 20 年土地・家屋調査（総務省統計局）の推計結果に基づき 83.7% としていたが、平成 25 年土地・家屋調査が平成 27 年 1 月に公表され、同調査による三重県の住宅耐震化率が 80.7% とされたことから、本項では、平成 25 年調査に基づく数値に基づき記述している。

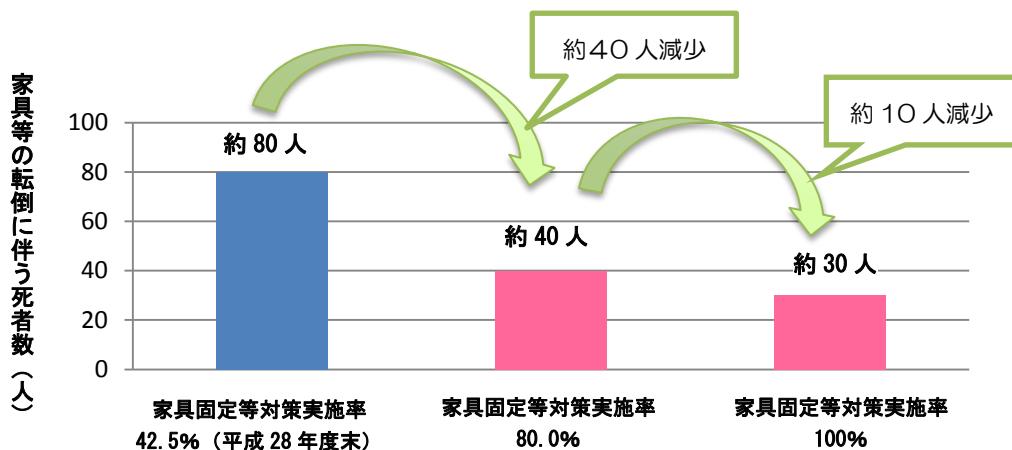
イ 家具等の転倒・落下防止対策による死者・負傷者（重傷者、軽傷者）の減少

三重県が毎年度実施している「防災に関する県民意識調査」の結果によると、家庭において家具固定等の対策を実施している県民の割合は、平成 28 年度末時点で 42.5% にとどまっています。

「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定する以前の平成 24 年度末時点の家具固定等の実施率は 44.8% であり、これまでの取組にもかかわらず、残念ながら現在までの間、県内における家具固定等の実施率はほぼ横ばいで推移している状況です。

しかし、家具固定等の対策実施率を80.0%にまで高めることができれば、死者は約80人から約40人に減少させられるほか、重傷者は約310人から約200人に、軽傷者は約1,500人から約1,000人に減らすことができます。

また、すべての人が対策をとった場合には、死者は約30人、軽傷者は約800人と被害はさらに減少する（ただし、重傷者については、対策実施率が100%であったとしても、約200人との予測のまま）と見込んでいます。



※ 県民意識調査において、「家具類・冷蔵庫・テレビなどの大部分を固定している」(10.8%)、または、「一部の固定もしくは固定していないが家具転倒等から安全な状態にある」(35.5%)と回答した県民の割合

	家具固定等対策 実施率 42.5%	家具固定等対策 実施率 80.0%	家具固定等対策 実施率 100%
死者	約80人	約40人	約30人
重傷者	約310人	約200人	約200人
軽傷者	約1,500人	約1,000人	約800人

冬・深夜ケース

津波浸水予測区域内では、家具等の転倒・落下による負傷や、通路・出口の封鎖によって避難行動がとれなくなり、その後に襲来する津波で命を失うことも想定されることから、家具等の転倒・落下防止対策を進めることが重要となります。

ウ 避難の迅速化による津波死者の減少

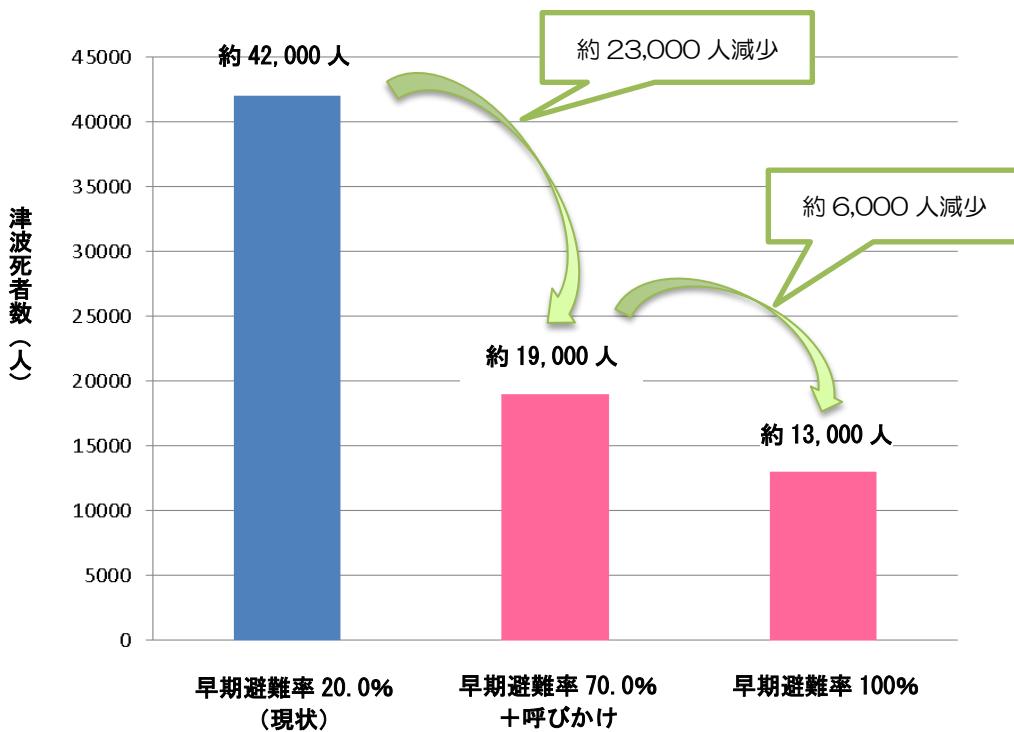
地震被害想定調査では、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、津波による死者は県全体で約42,000人に上ると予測しています。

また、県内を伊勢市以北の伊勢湾沿岸部と鳥羽市以南の熊野灘沿岸部に

区分した場合、伊勢湾沿岸部での死者は約 15,000 人、熊野灘沿岸部での死者は約 27,000 人になるとしています。

「防災に関する県民意識調査」によれば、「夜遅くに、今まで経験したことのないような大きな揺れが 1 分以上継続し、かつ、停電もしている。揺れが収まった後、すぐに避難する。」と回答した人、つまり、早期避難をする人の割合は、平成 24 年度末時点では全県で 21.8%、平成 28 年度末時点では 20.4% となっており、全県の早期避難率については、おおむね 20% 前後で横ばいの状態です。平成 28 年度の地域別の内訳は、一般地域が 16.7%、伊勢市以北の津波危険地域で 23.6%、鳥羽市以南の津波危険地域で 44.8% となっています。

この早期避難率が 70.0% にまで向上し、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合、津波による死者は約 42,000 人から約 19,000 人に減少します。さらに、すべての人が地震発生直後から避難行動をとるような状態が実現できた場合、つまり早期避難率が 100% となった場合には、津波による死者は県全体で約 13,000 人に減少します。



		早期避難率 20.0% (現状)	早期避難率 70.0% +呼びかけ	早期避難率 100%
県全体	計	約 42,000 人	約 19,000 人	約 13,000 人
	うち逃げ遅れ	約 37,000 人	約 13,000 人	約 7,200 人
	うち自力脱出困難	約 5,400 人	約 5,400 人	約 5,400 人
(伊勢市以北) 伊勢湾沿岸	計	約 15,000 人	約 4,800 人	約 4,700 人
	うち逃げ遅れ	約 11,000 人	約 900 人	約 700 人
	うち自力脱出困難	約 3,900 人	約 3,900 人	約 3,900 人
(鳥羽市以南) 熊野灘沿岸	計	約 27,000 人	約 14,000 人	約 8,000 人
	うち逃げ遅れ	約 26,000 人	約 12,000 人	約 6,400 人
	うち自力脱出困難	約 1,500 人	約 1,500 人	約 1,500 人

冬・深夜ケース

理論上最大の南海トラフ地震における三重県内の死者数は約 53,000 人と予測されていますが、そのうちの 8 割近くにあたる約 42,000 人が津波によるものとされています。

このため、南海トラフ地震による人的被害の軽減を図るために、津波からの早期避難対策を進めることが大変重要です。

平成 25 年度から平成 29 年度までの間に取り組んできた「三重県新地震・津波対策行動計画」では、住民一人ひとりが確実に津波避難行動を取っていただくことを目的に、「Myまっふラン」等を活用した津波避難計画づくりを進めてきました。

その結果、平成 29 年 4 月現在で、9 市町 46 地区において津波避難計画づくりに取り組まれています。しかし、伊勢志摩地域や東紀州地域に比べ、伊勢湾沿岸市町において取組が広がっておらず、県内沿岸部全域において早期避難率向上につながる取組を進める必要があります。

(2) 内陸直下型地震の様相

① ハザード（強振動・液状化）予測結果

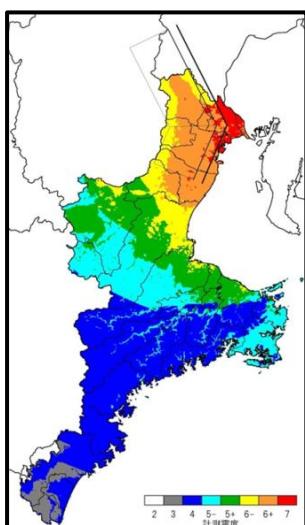
内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯を震源とする地震（以下、本項では「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。）では、北勢地域の大半で、震度6強以上が想定されています。断層近傍では、震度7の想定となっています。

布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震（以下、本項では「布引山地東縁断層帯地震」という。）では、北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域で、震度6強以上が想定されています。伊勢湾沿岸部の断層近傍のごく一部では、震度7の想定となっています。

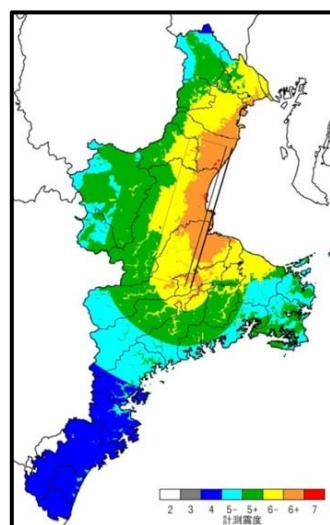
頓宮断層を震源とする地震（以下、本項では「頓宮断層地震」という。）では、伊賀地域を中心とした地域で、震度6弱以上が想定されています。断層近傍では、震度6強の想定となっています。

想定地震における震度予測図

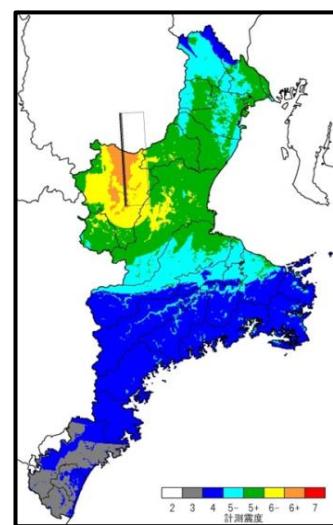
養老－桑名－四日市断層帯



布引山地東縁断層帯(東部)



頓宮断層



	養老－桑名－四日市断層帯						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積(km ²)	204.92	2,119.87	1,143.56	975.84	534.11	669.66	129.35
面積割合(%)	3.6%	36.7%	19.8%	16.9%	9.2%	11.6%	2.2%

	布引山地東縁断層帯(東部)						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積(km ²)	0.00	831.17	1,154.30	1,991.49	1,236.28	558.48	5.59
面積割合(%)	—	14.4%	20.0%	34.5%	21.4%	9.6%	0.1%

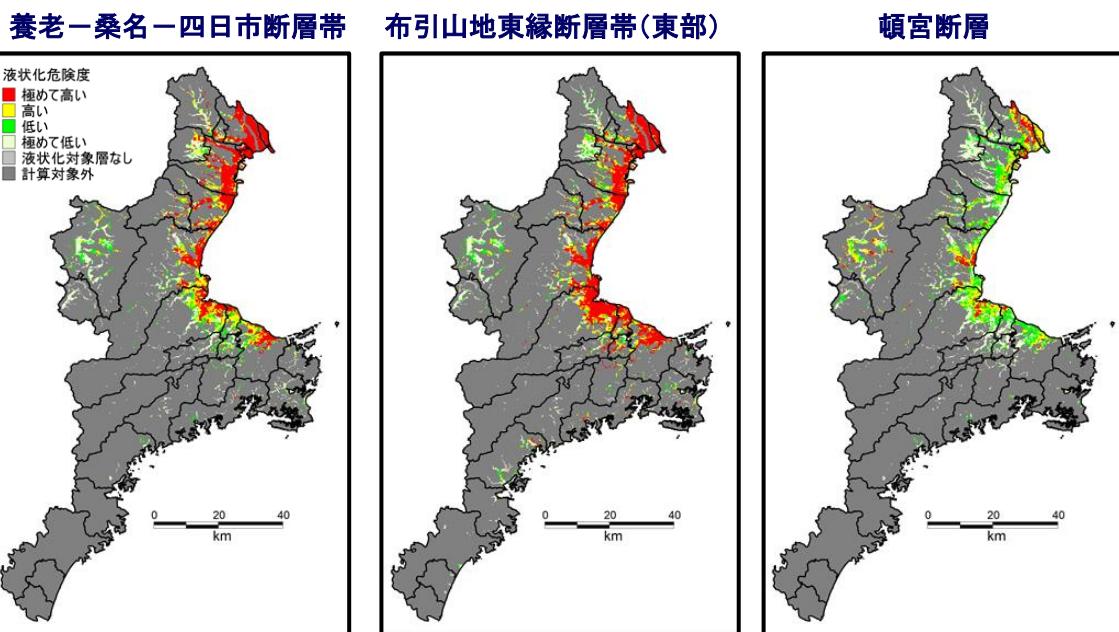
	頓宮断層						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積(km ²)	340.49	2,221.54	1,115.89	1,543.25	436.18	119.95	0.00
面積割合(%)	5.9%	38.5%	19.3%	26.7%	7.5%	2.1%	—

液状化危険度については、いずれの地震でも伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危険度が極めて高い範囲が広がっています。

特に、頓宮断層地震では、伊賀地域内の断層近傍だけでなく、比較的距離が離れている伊勢湾沿岸部でも液状化危険度が極めて高い範囲が広がるとの予

測となっています。

想定地震における液状化危険度



② リスク予測結果

ア 人的被害

養老一桑名一四日市断層帯地震では、県全体で約 6,000 人が死亡すると予測され、そのうちの約 5,900 人を北勢地域での死者が占めるなど、同地域に被害が集中しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 4,100 人が死亡すると予測され、その内訳は、中勢地域が約 6 割、北勢地域が約 4 割となっています。

頓宮断層地震では、県全体で約 200 人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中しています。

■養老-桑名-四日市断層帯の地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 5,100	約 5,000	約 100	—	—	—
	うち家具転倒等	約 300	約 300	約 10	—	—
津波						
急傾斜地等	約 30	約 10	約 10	—	約 10	—
火災	約 800	約 800	—	—	—	—
計	約 6,000	約 5,900	約 100	—	約 10	—

■布引山地東縁断層帯の地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 3,500	約 1,400	約 2,100	—	約 50	—
	うち家具転倒等	約 200	約 90	約 100	—	—
津波						
急傾斜地等	約 50	約 10	約 10	—	約 20	—
火災	約 500	約 100	約 400	—	—	—
計	約 4,100	約 1,500	約 2,500	—	約 70	—

■頓宮断層の地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 200	—	—	約 200	—	—
	うち家具転倒等	約 10	—	—	約 10	—
津波						
急傾斜地等	約 20	—	約 10	—	—	—
火災	—	—	—	—	—	—
計	約 200	約 10	約 10	約 200	—	—

負傷者については、養老-桑名-四日市断層帯地震では、県全体で約34,000人の負傷者が発生すると予測され、北勢地域にその被害が集中しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約29,000人の負傷者が発生すると予測され、その主な内訳は、中勢地域が約5割、北勢地域が約4割となっています。

頓宮断層地震では、県全体で約3,100人の負傷者が発生すると予測され、死者数の想定と同じく、伊賀地域に被害が集中しています。

■養老-桑名-四日市断層帯の地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者）(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 9,400	約 9,100	約 300	約 10	—	—
	約 23,000	約 21,000	約 2,300	約 200	約 100	—
うち家具転倒等	約 1,400	約 1,400	約 60	—	—	—
	約 5,300	約 5,000	約 300	約 20	約 40	—
津波						
急傾斜地等	約 20	約 10	—	—	約 10	—
	約 20	約 10	—	—	約 10	—
火災	約 200	約 200	—	—	—	—
	約 400	約 400	—	—	—	—
ブロック塀、自販機の転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	約 20	約 20	—	—	—	—
計	約 9,600	約 9,300	約 300	約 10	約 10	—
	約 24,000	約 21,000	約 2,300	約 200	約 100	—

■布引山地東縁断層帯の地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者）(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 6,400	約 2,600	約 3,600	—	約 100	—
	約 22,000	約 10,000	約 11,000	約 100	約 1,300	約 10
うち家具転倒等	約 900	約 400	約 500	—	約 20	—
	約 3,500	約 1,500	約 1,800	約 40	約 100	—
津波						
急傾斜地等	約 30	—	約 10	—	約 10	—
	約 30	—	約 10	—	約 10	—
火災	約 100	約 20	約 90	—	—	—
	約 300	約 50	約 200	—	—	—
ブロック塀、自販機の転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	約 10	—	—	—	—	—
計	約 6,500	約 2,600	約 3,700	約 10	約 100	—
	約 22,000	約 10,000	約 11,000	約 100	約 1,300	約 20

■頓宮断層の地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者） (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 500	約 10	約 20	約 400	—	—
	約 2,600	約 200	約 400	約 2,000	約 10	—
うち家具転倒等	約 50	—	—	約 40	—	—
	約 400	約 100	約 100	約 200	—	—
津波						
急傾斜地等	約 10	—	—	—	—	—
	約 10	—	—	—	—	—
火災	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
ブロック塀、自販機の 転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
計	約 500	約 10	約 20	約 500	—	—
	約 2,600	約 200	約 400	約 2,000	約 20	—

イ 建物被害

建物被害については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測しています。

頓宮断層地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,700 棟が全壊すると予測しています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

■養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

■布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

■頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

(3) 地震対策の考え方

① 南海トラフ地震対策の考え方

三重県では、前述のように、南海トラフを震源とする地震について、「過去最大クラスの南海トラフ地震」と「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つのクラスの地震を想定しています。

「過去最大クラスの南海トラフ地震」は、ハード・ソフト両面から県が直ちに取り組まなければならない地震・津波対策の基本となるものです。

一方で、「理論上最大の南海トラフ地震」は、県内各地での震度や沿岸部での津波高など、予測されるハザードの規模は極めて大きく、ほとんどのハード対策が及ばないクラスの地震であると言えます。

そこで、このクラスの地震に対しては、「津波から逃げるために最善を尽くす」、「津波から逃げて命を落とさない」ための対策を講じることを基本としていきます。

② 内陸直下型地震対策の考え方

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。

平成 26 年 3 月に公表した地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される 3 つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っています。

これらの地震の想定を行った目的は、特に内陸部における揺れ対策に生かしていくことがあります。建物の耐震化や家具等の転倒・落下防止等を徹底するとともに、斜面崩壊やため池の決壊等の地盤災害を未然に防止できるよう、対策を講じていきます。

2 三重県が対策上想定すべき風水害

(1) 近年の気象の傾向

① 台風の発生傾向

気象庁の「異常気象レポート 2014」によると、台風の発生個数や日本への接近数、上陸数には、長期的な増加や減少の傾向は見られない、との見解が示されています。

台風の発生数が多い年			台風の接近数が多い年			台風の上陸数が多い年		
順位	年	発生数	順位	年	接近数	順位	年	発生数
1	昭和 42 年	39	1	平成 16 年 昭和 41 年 昭和 35 年	19	1	平成 16 年	10
2	平成 6 年 昭和 46 年	36	4	平成 24 年	17	2	平成 28 年 平成 5 年 平成 2 年	6
4	昭和 41 年	35	5	昭和 30 年	16	5	平成元年 昭和 41 年 昭和 40 年 昭和 37 年 昭和 29 年	5

(気象庁ホームページ「台風の統計資料」を基に作成)

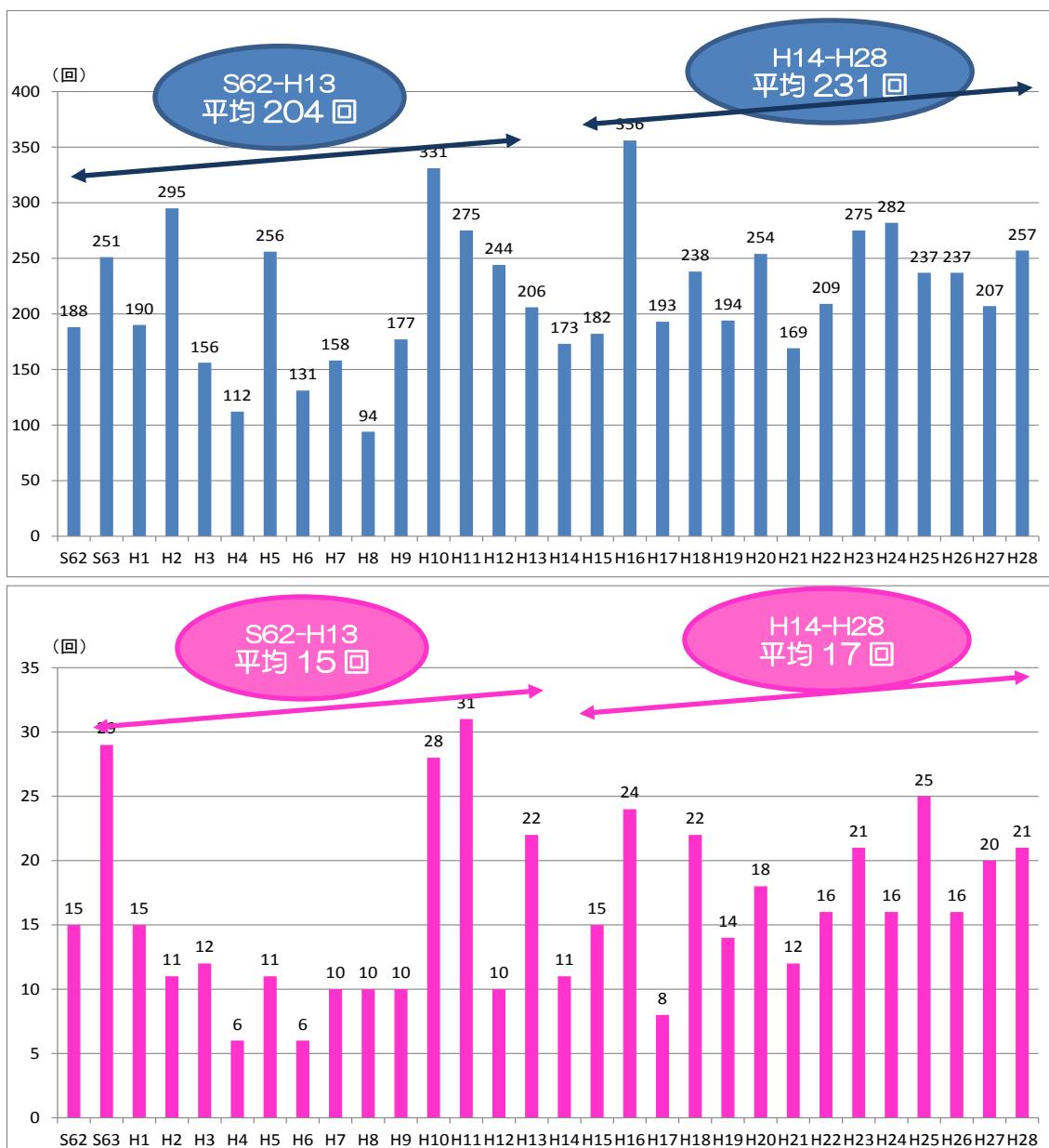
しかし、地球温暖化が進展するに伴い、台風など熱帯低気圧の勢力については、だんだんと強まることが予測されています。

日本周辺で発生した台風の事例として、平成 25 年にフィリピンを襲った台風 30 号は、上陸直前の最低気圧が 895hPa を記録し、レイテ島などを中心に甚大な被害を生じました。また、平成 28 年の台風第 14 号は、中国に上陸した時点では勢力は衰えていたものの、ピーク時の中心気圧は 890hPa でした。

地球温暖化が進むにつれ、日本近海の海水温が上昇すると、強い勢力を維持したまま日本に上陸する台風が増加することが考えられ、今後の防災・減災対策では、今までよりも勢力のより強い台風の襲来に備える必要があります。

② 大雨の発生傾向

大雨の発生傾向をみると、全国のアメダス地点（約1,000地点）における「非常に激しい雨」に該当する1時間降水量50ミリ以上の年間観測回数、および「猛烈な雨」に該当する同80ミリ以上の年間観測回数はどちらも増加傾向にあり、短時間に多量の雨が降る傾向が年々強まっていることがわかります。



全国における1時間あたり50mm以上の降雨の1,000地点あたり発生回数（上）、
同1時間あたり80mm以上の降雨の1,000地点あたり発生回数（下）

大雨の発生数が長期的に増加傾向にあるのは、地球温暖化が影響している可能性があり、地球温暖化が進行した場合、さらに大雨の発生数は増加することが考えられます。

「第1章 計画策定の背景 2 近年の風水害事例と国の取組状況」で取り上げたように、現在でも、想定を超えた大雨により深刻な被害を生じる風水害が全国各地で頻発しており、「過去に風水害に見舞われたことがないので、自分たちの地域は大丈夫」と考えるのではなく、「今後、これまでに経験したことのないような風水害が起きるかもしれない」との考えに立った対策が必要です。

③ 竜巻・大雪の発生状況

(竜巻の発生状況)

竜巻は、発達した積乱雲に伴う強い上昇気流によって発生する激しい渦巻きです。台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすくなります。

竜巻分布図



(気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」)

地域により発生確認数の違いはありますが、竜巻は沿岸部を中心に北海道から沖縄にかけて広く確認されており、日本のいずれの場所でも発生する可能性があるといえます。

三重県においては、平成 20 年に気象庁が竜巻注意情報の発表を開始して以降、これまでに 17 件（平成 29 年 11 月 30 日まで、海上竜巻を除く）の竜巻の発生が確認されています。

竜巻が発生すると、短時間に猛スピードで様々なものを巻き上げながら建物などに甚大な被害を与えることから、被害を最小限に防ぐための対策を講じる必要があります。

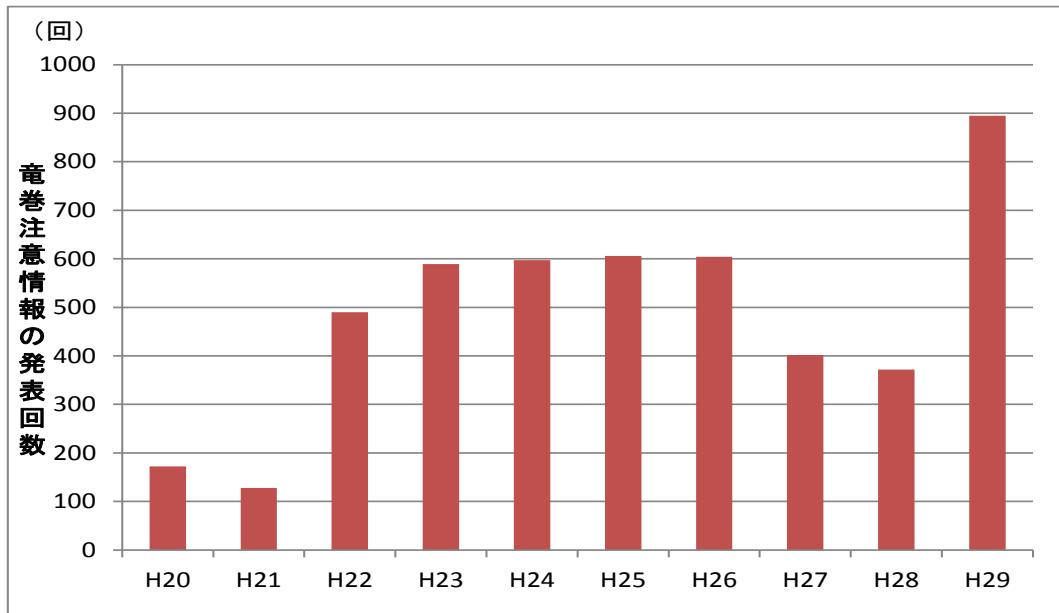
三重県における近年の主な竜巻被害

津市（河芸町）	平成 23 年 7 月 18 日 19 時 10 分頃
(被害)	
住家被害 13 件、非住家被害 4 件	
(現地調査報告による目撃情報)	
・駐車場の軽自動車が空中に浮いて、その場に落ちた。	
・自宅のウッドデッキがずれて壊れた。	
いなべ市（藤原町）	平成 24 年 9 月 18 日 15 時過ぎ
(被害)	
住家一部損壊 7 棟、非住家一部損壊 6 棟	
(現地調査報告による目撃情報)	
・ゴーという音がしたので外を見たら枝やトタンが舞い上がり、渦を巻いていた。	
・車庫が土台のコンクリート片と一緒に約 30m 飛ばされ大破した。	
伊勢市（栗野町、上地町、小俣町）	平成 25 年 9 月 4 日 14 時 20 分頃
(被害)	
住家一部損壊 25 棟、非住家半壊 1 棟、非住家一部損壊 19 棟	
(現地調査報告による目撃情報)	
・体が浮いた感じがし、耳がツーンとなった感じがした。	
・白いカーテンのような渦が巻いているものが、ゴーという音をたてながら一瞬のうちに（15 秒くらいで）東から西へ移動した。	
志摩市（志摩町）	平成 25 年 9 月 15 日 21 時 10 分頃
(被害)	
住家半壊 1 棟、住家一部損壊 32 棟、非住家半壊 2 棟、非住家一部損壊 2 棟	
(現地調査報告による目撃情報)	
・突風が吹き、ガラス等が割れるすごい音がした。この時、体が上へ吊り上げられる感じがした。	
・飛行機のようなゴーという音とともに風が強くなり、その瞬間に停電した。	
いなべ市（員弁町）	平成 26 年 7 月 10 日 8 時 50 分頃
(被害)	
住家一部損壊 6 棟、非住家一部損壊 5 棟	
(現地調査報告による目撃情報)	
・2 階のバルコニーが飛ばされ、北隣の家にぶつかった。また、バルコニーの破片が家の屋根に散らばっていた。	
・南の家のカーポートの屋根が庭先に飛散していた。	
熊野市（有馬町）、南牟婁郡御浜町	平成 26 年 8 月 9 日 6 時 00 分頃
(被害)	
住家半壊 1 棟、住家一部損壊 18 棟、非住家被害 24 棟	

(現地調査報告による目撃情報)	
<ul style="list-style-type: none"> ・家が地震の時より揺れ、家が飛ばされるような感じがした。 ・物置小屋が全壊し、一輪車と外壁が約 40m 離れている車道に飛ばされた。 ・黒い渦を巻く風に巻き込まれ、ビニールハウスのパイプにしがみついた。 	
(被害)	
住家一部損壊 3 棟、非住家全壊 1 棟、非住家一部損壊 6 棟	
(現地調査報告による目撃情報)	
<ul style="list-style-type: none"> ・朝、外に出たら、西隣の寺の南側の窓ガラスが割れていた。 ・納屋のトタン屋根が持ち上がって変形した。 ・朝起きたら、木の枝が折れて、すだれが倒れていた。 	
松阪市	平成 29 年 8 月 8 日 9 時 30 分頃
(被害)	
住家一部損壊 27 棟、非住家一部損壊 1 棟	
(現地調査報告による目撃情報)	
<ul style="list-style-type: none"> ・地上の渦が大きくなっていた。 ・ゴーというすごい音を伴って、渦が曾原町から小野江町方面に移動していくのを見た ・細長い渦状のものが、上の雲から地上に向かって伸びてくるのを 3 人で目撃した。 	

(気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成)

全国の竜巻注意情報の発表回数（平成 20 年～29 年（11 月 17 日まで））

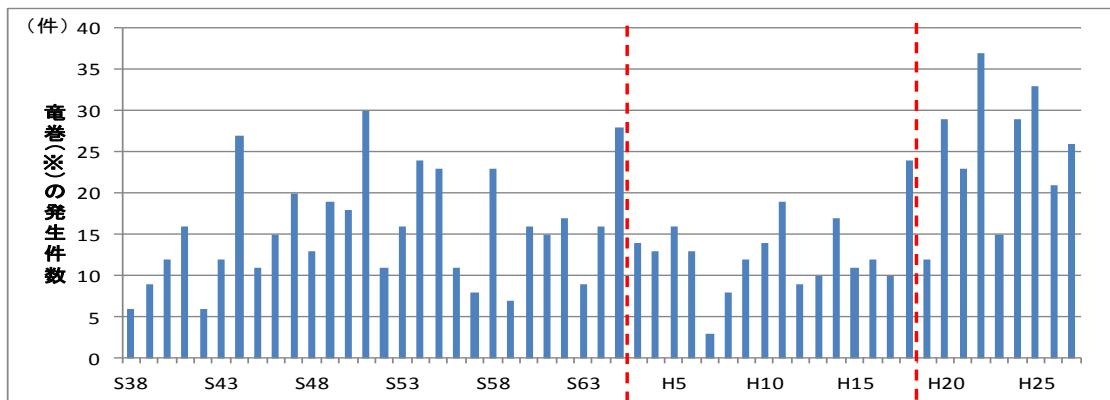


※平成 20 年については、同年 3 月 26 日の竜巻注意情報の運用開始から同年 12 月 31 日までの約 9 か月間。

※平成 22 年 5 月 27 日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。

(気象庁ホームページ「竜巻注意情報の発表状況」を基に作成)

全国の竜巻の年別発生確認数



※集計対象は、「竜巻」及び「竜巻またはダウンバースト*」と認定した事例の年ごとの発生確認数。ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は、被害をもたらさないことがほとんどであるため除外。

※縦軸の点線について、平成2年以前は「竜巻」及び「竜巻またはダウンバースト」を確認できる資料が少ない等の理由により、平成3年以降の確認数と単純に比較することはできない。また、平成19年から突風の調査を強化したため、見かけ上竜巻が増えている可能性があり、同年前後の確認数を単純に比較することはできない。

（気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成）

（大雪の発生状況）

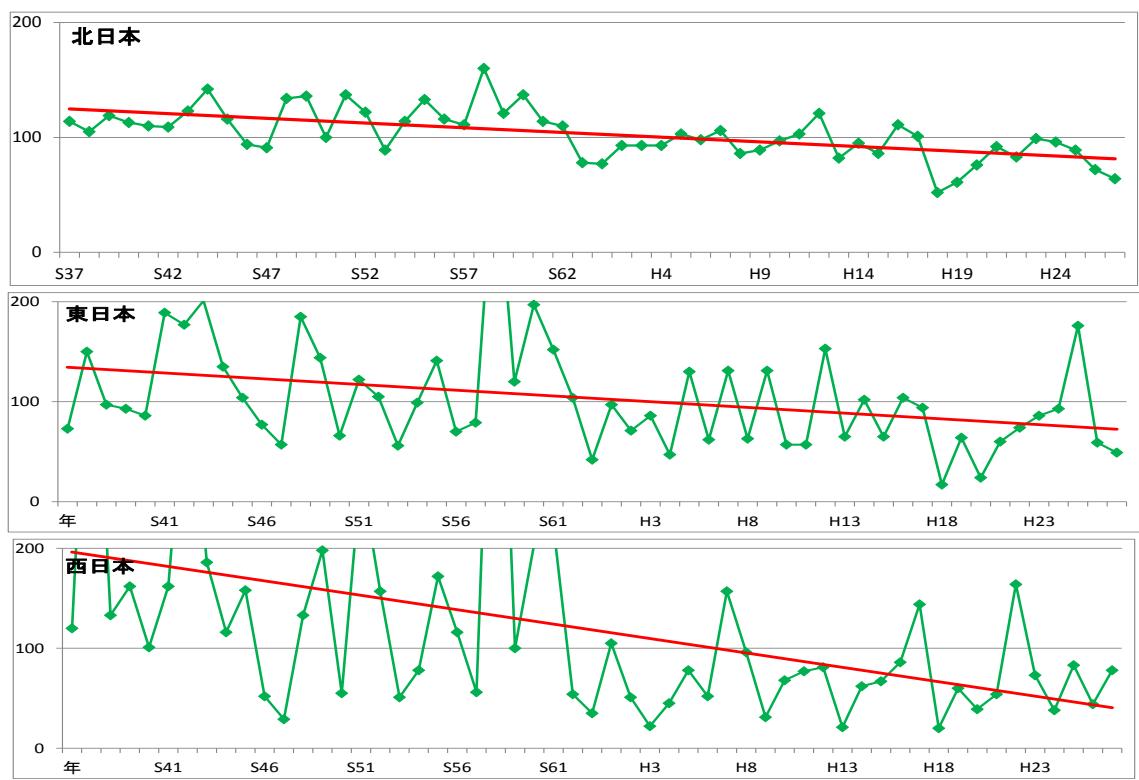
降雪の状況については、各年の降雪量が前年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値（偏差）を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和37年から平成28年までの間、北日本、東日本（三重県含む）、西日本とも減少傾向を示しています。

しかしながら、近年は比較的狭い範囲に強い降雪が集中したり、通常は降雪量が少ない地域での降雪も発生しています。

三重県においては、平成26年2月の大雪の際、津市では明治22年12月の統計開始以降第7位となる13cmの積雪となりました。

また、平成29年1月15日には、四日市市やいなべ市などで局地的に大雪となり、雪で転倒してけがをしたり、停電の発生や、道路・鉄道の交通網の乱れなどの被害がありました。

普段、降雪量が少ない三重県では、大雪時の備えが十分ではなく、積雪時の社会的混乱を最小限に防ぐための対策が必要です。



降雪量の前年比の推移 ※単位：%。100より上側が前年比増、下側が前年比減。
(気象庁ホームページ「過去の地域平均気象データ」を基に作成)

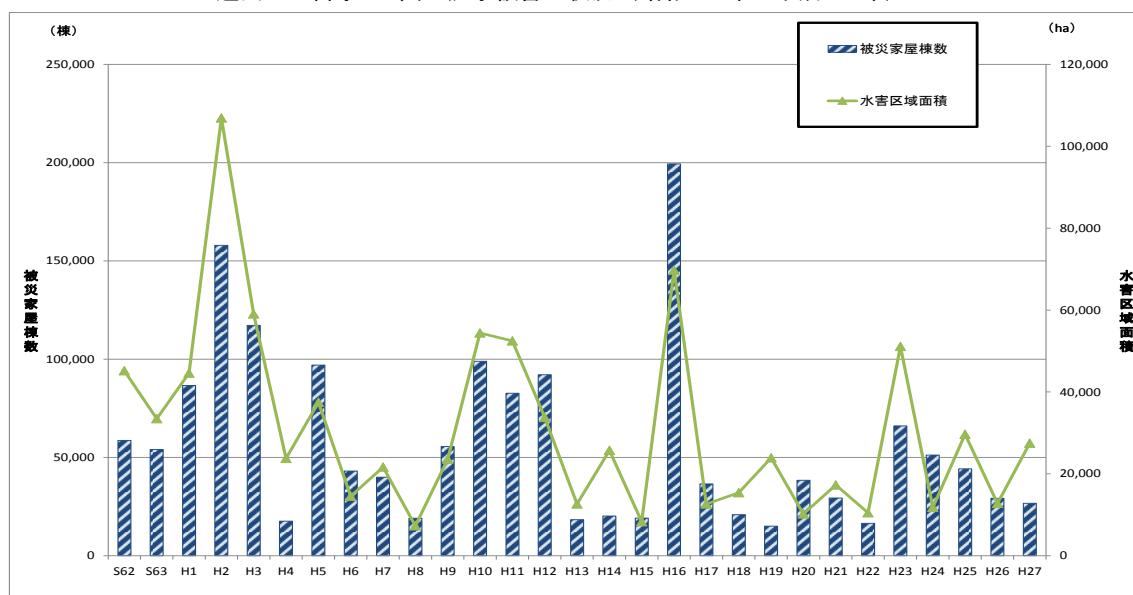
(2) 近年の風水害の状況

① 洪水被害の状況

洪水による被害は、治水対策の進展により、全国的に見ると浸水面積や浸水家屋数は減少傾向を示しています。

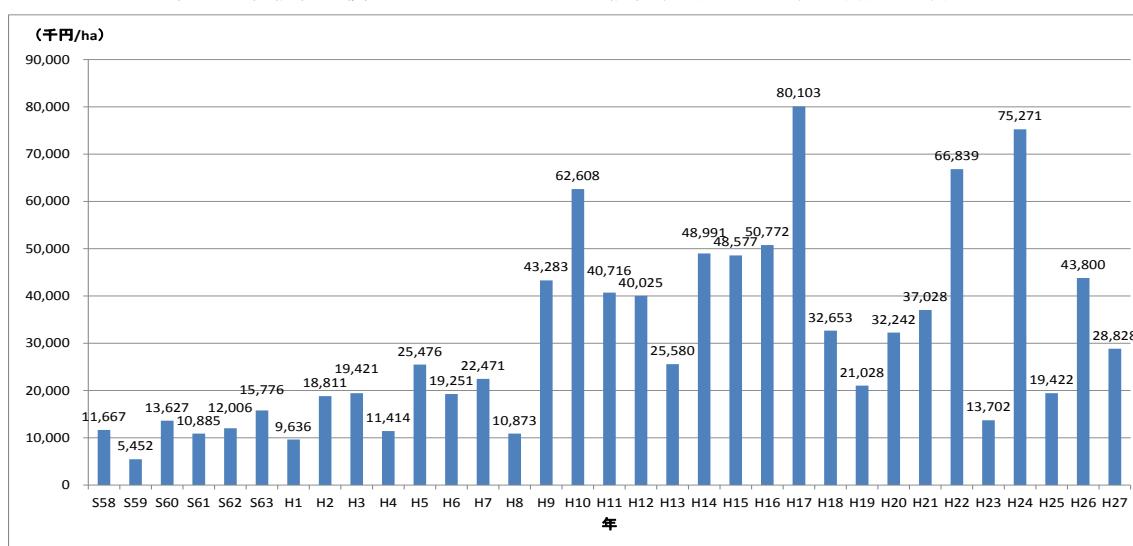
一方、水害被害面積 1 ha あたりの一般資産被害額（建物、家庭用品、事業所資産、農作物等にかかる物的被害及び事業所営業停止損失等。公共土木施設被害は含まず。）については増加傾向にあります。

過去 30 年間の全国の洪水被害の状況（昭和 58 年～平成 27 年）



(国土交通省「水害統計」を基に作成)

全国の水害被害面積 1ha あたりの一般資産被害額（昭和 58 年～平成 27 年）



(国土交通省「水害統計」を基に作成)

平成 23 年の紀伊半島大水害では、河川の氾濫や土砂災害の発生により、県内 29 市町のうち、15 市町で 2,763 棟の住家被害が発生し、災害廃棄物の発生量は約 21,660 t、県が把握した被害額は約 490 億円にものぼりました。

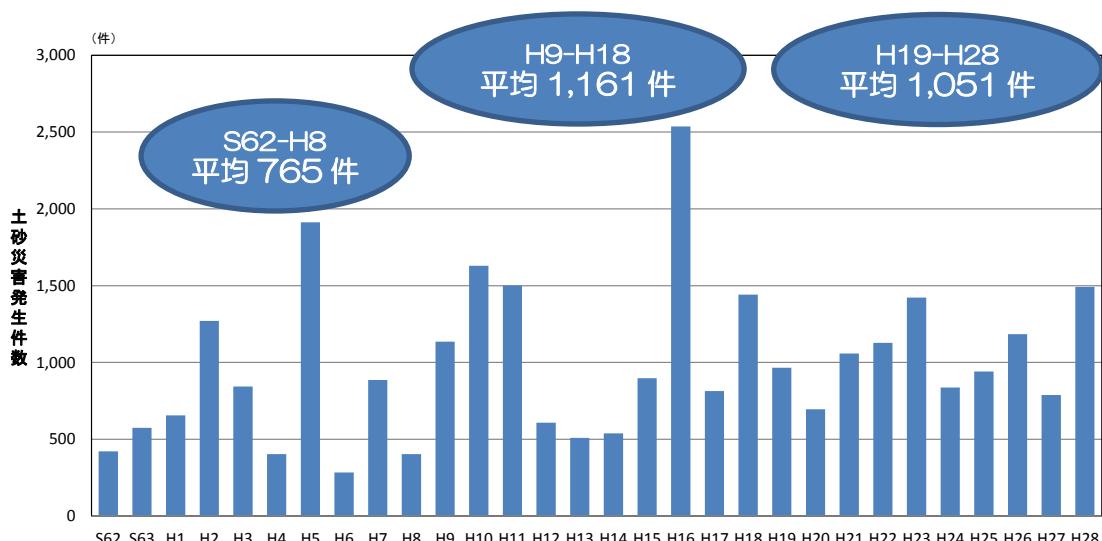
また、平成 29 年 10 月には、台風第 21 号および第 22 号が相次いで三重県に接近し、住家被害では全壊が 1 棟、半壊が 181 棟、床上浸水が 688 棟、床下浸水が 1,328 棟となりました。この他、道路など、県内の公共土木施設の被害概算額は約 113 億円、農林水産関係被害概算額は約 63 億円となりました。（平成 29 年 11 月 24 日時点）

洪水被害の軽減を図るために堤防整備等のハード対策が効果的ですが、近年の気象の状況では、河川整備計画の基準を上回る大雨等が各地で頻発する傾向も見られ、河川水位の状況に応じたタイムラインの作成等、ソフト対策と組み合わせた対策が必要となります。

② 土砂災害の状況

台風や大雨等に伴う土砂災害の発生状況については、過去 30 年間の全国的な傾向として、最近 10 年間（平成 19～28 年）の土砂災害の発生件数は、30 年前の 10 年間（昭和 62 年～平成 8 年）と比較して、約 1.4 倍の増加となっています。

全国の土砂災害発生件数（昭和 62 年～平成 28 年）



（国土交通省「都道府県別土砂災害発生状況」を基に作成）

特に、新規の住宅立地などにより土砂災害危険箇所は増加傾向にあり、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業など、土砂災害危険個所の安全を向上するための対策が進められてきているものの、これらの整備水準はいまだ十分とは言い難い状況であり、引き続き対策を推進する必要があります。

また、施設整備等によるハード対策に併せて、土砂災害警戒区域等の指定を進め、被害想定区域内に人家等がある土砂災害危険箇所の増加抑制等のための土地利用規制や危機管理体制の整備等によるソフト対策を推進することが重要となります。

③ 高潮災害の状況

高潮災害については、伊勢湾台風をきっかけに海岸整備が推進されてきたこともあり、昭和40年代以降、大きな被害の発生は少なくなっています。

しかし、海外に目を転じてみると、平成25年11月に、その年の台風としては最も強い台風第30号がフィリピン中部を襲い、暴風・高潮により、死者6,166人、行方不明者1,785人の甚大な人的被害を発生させるなど、あらためて高潮災害の発生が懸念されています。

全国の主な高潮災害

発生年月日	主な原因	主な被害区域	最高潮位(T.P.m)	死者・行方不明者(人)	全壊・半壊(戸)
大正6年10月1日	台風	東京湾	3.0	1,324	55,733
昭和9年9月21日	室戸台風	大阪湾	3.1	3,036	88,046
昭和17年8月27日	台風	周防灘	3.3	1,158	99,769
昭和20年9月17日	枕崎台風	九州南部	2.6	3,122	113,438
昭和25年9月3日	ジェーン台風	大阪湾	2.7	534	118,854
昭和34年9月26日	伊勢湾台風	伊勢湾	3.9	5,098	151,973
昭和36年9月16日	第2室戸台風	大阪湾	3.0	200	54,246
昭和45年8月21日	台風第10号	土佐湾	3.1	13	4,439
昭和60年8月30日	台風第13号	有明海	3.3	3	589
平成11年9月24日	台風第18号	八代海	4.5	13	845
平成16年8月30日	台風第16号	瀬戸内海	2.7	3	11

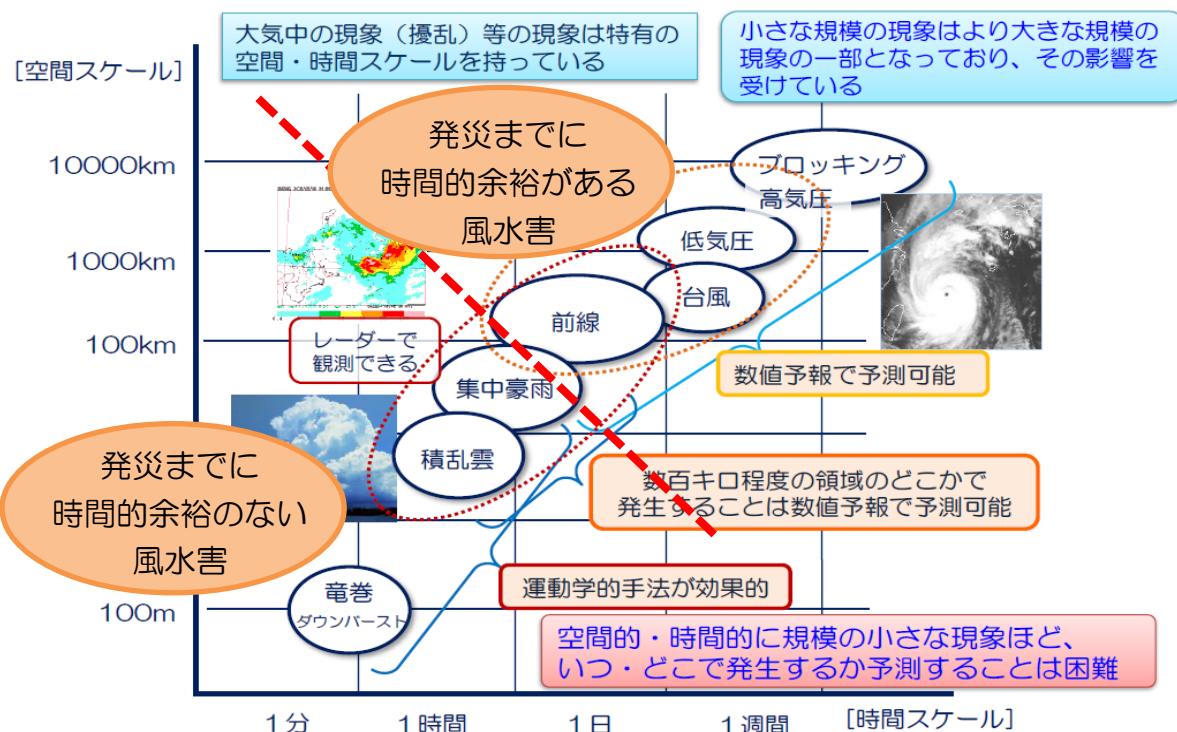
(内閣府「風水害等対策パンフレット；高潮災害とその対応」を基に作成)
※死者・行方不明者(人)、全壊・半壊(戸)は、高潮以外によるものも含む。
※T.P.とは、東京湾平均海面を表す。

(3) 風水害対策の考え方

災害をもたらす原因となる気象現象については、雨や雪を降らせる低気圧や台風など、現在の観測技術において数値予報での予測が可能なものと、局地的大雨や竜巻のように、事前に発生時刻や発生場所を予測することが困難なものとに分類することができます。

このことは、予測が可能であれば、発災に備えるための時間を十分に確保できるということ、一方、予測が難しい場合は、事前の備えを行うことは困難であり、気象現象が出現した途端に切迫した事態になりかねないということ、を意味しています。

気象現象のスケールとそれに応じた予測手法



(気象庁「防災気象情報の改善に関する検討会」資料を基に作成)

このため、「三重県新風水害対策行動計画」では、この時間差に注目し、風水害を「時間的余裕があるもの」と「時間的余裕がないもの」とに大別して対策を講じてきたことから、本計画においてもこの考え方を踏襲し、以下のとおり風水害対策の考え方を整理することとします。

① 「発災までに時間的余裕のある風水害」対策の考え方

「発災までに時間的余裕のある風水害」、特に台風に対しては、災害発

生までに残された時間であるリードタイムを、どれだけ有効に活用するかが重要なポイントとなります。このため、近年では、従来のように、災害が発生してからそれに合わせて対応するのではなく、災害の発生が想定される数日前から、被害が発生してもそれを最小化するための防災対応を講じるための「タイムライン」を策定し、防災・減災につなげる仕組みを取り入れようとする動きが、国や地方公共団体の間でも見られます。

三重県においても、平成29年度に県災害対策本部のタイムラインを策定しており、今後、本格的な運用を図ることとしています。

このように、「発災までに時間的余裕のある風水害」については、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策をさらに推し進め、県や市町の災害対策本部の活動など「公助」による取組を中心として、台風が近づいてくる直前の時間帯を効果的に活用するための対策を講じることとします。

② 「発災までに時間的余裕のない風水害」対策の考え方

局地的大雨や竜巻などは、現在の科学レベルでは、その発生や規模等を正確に予測することは難しく、発生した場合、急激に状況が変化し、被害が生じるリスクが高まることから、県や市町の「公助」より、むしろ「自助」、「共助」による迅速な対応が重要になってきます。

このような「発災までに時間的余裕のない風水害」に対しては、自分の命は自分で守る「自助」の対応や、危険な状況にあることを地域で共有し避難を促すなどの「共助」の対応が重要となります。

このため、県民の皆さん一人ひとりが地域で起こりうる風水害リスクを認識し、行動に結びつけていくための対策や、自主防災組織を中心とした地域での安全確保のための活動につなげていく対策など、「自助」、「共助」の取組を促進していきます。

第3章 「新地震・津波対策行動計画」および「新風水害対策行動計画」における取組の検証と結果

第3章では、県内の防災・減災対策がどの程度進捗し、現在、どのような課題があるのかを明らかにするため、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」におけるこれまでの取組を検証しました。

1 三重県新地震・津波対策行動計画の取組

「三重県新地震・津波対策行動計画」は、概ね100年から150年周期で繰り返される南海トラフを震源域とする大規模地震や、活断層を震源とする内陸直下型地震の脅威にさらされている三重県が、平成23年の東日本大震災で得られた教訓をもとに、これから地震・津波対策の方向性と道筋を示した計画として、平成26年3月に公表しました。

「三重県新地震・津波対策行動計画」では、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とし、地震・津波対策として必要となる具体的な行動の取組内容を192の「行動項目」として掲げ、それぞれの行動項目に計画期間中に達成すべき目標を設定して、進捗管理を図ってきました。

また、計画期間中に特に注力すべき取組課題を7つの基本方針に基づく10の「選択・集中テーマ」として整理し、テーマ実現に寄与する53の行動項目を「重点行動項目」として選択し、集中的に取組を進めてきました。

【基本方針と選択・集中テーマ】

I 強い揺れへの備えと対策を行う

選択・集中テーマ：家庭における耐震対策を進める

II 津波への備えと対策を行う

選択・集中テーマ：避難をあきらめないための対策を進める

III 「防災意識」を「防災行動」に結びつける

選択・集中テーマ①：防災人材が地域で活躍するための対策を進める

選択・集中テーマ②：防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる

IV 災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行う

選択・集中テーマ①：命が危ぶまれる災害時要援護者*への対策を進める

選択・集中テーマ②：命が危ぶまれる観光客への対策を進める

- V 発災後 72 時間の救助力・輸送力を強化する
 - 選択・集中テーマ①：命をつなぐ「災害対策本部機能・体制」を強化する
 - 選択・集中テーマ②：命をつなぐ「緊急輸送・拠点機能」を確保する
- VI 命をつなぎとめるための災害医療機能を強化する
 - 選択・集中テーマ：命をつなぐ「災害医療体制」を構築する
- VII 県民生活の再建復興への準備を進める
 - 選択・集中テーマ：被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築する

2 三重県新風水害対策行動計画の取組

「三重県新風水害対策行動計画」は、紀伊半島大水害をはじめとして年々激しさを増す風水害に対し、「自助」や「共助」、「公助」の力を結集して災害に強い三重づくりを進めることを打ち出し、対策を進めるため、これから風水害対策の方向性と道筋を示した計画として、平成 27 年 3 月に公表しました。

「三重県新風水害対策行動計画」では、計画期間を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とし、風水害対策として必要となる具体的な行動の取組内容を 151 の「行動項目」として掲げ、それぞれの行動項目に計画期間中に達成すべき目標を設定して、進捗管理を図ってきました。

また、計画期間中に特に注力すべき取組課題を 7 つの「重点的取組」として整理し、これら取組の実現に寄与する 40 の行動項目を「重点行動項目」として選択し、集中的に取組を進めてきました。

【重点的取組 1】

台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める

【重点的取組 2】

土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

【重点的取組 3】

洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

【重点的取組 4】

「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める

【重点的取組 5】

すべての県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判

断し行動できるための対策を進める

【重点的取組 6】

風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町の災害対応力を充実・強化するための対策を進める

【重点的取組 7】

風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める

3 県内の防災・減災対策の取組実績

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」により進めてきた取組により、県だけでなく、市町や地域の自主防災組織、県内企業、県民による防災・減災対策がどの程度進捗したかを把握・分析するため、平成 29 年度に「県内防災・減災対策現況調査」を実施するとともに、29 市町や防災関係機関からヒアリングを実施し、その結果を以下のとおり整理しました。

なお、両計画の計画期間は平成 29 年度までとなっていますが、調査時点の都合により平成 29 年度末の状況を確認することができなかったことから、取組の検証時点は平成 29 年 3 月末としています。

(1) 県民の防災行動の促進

① 住宅の耐震化

- 「県内の耐震基準を満たした住宅の割合」は、H24 80.7%→H28 83.1% とやや増加しているものの、平成 29 年度目標の 92.0% は達成できない見込みです。
- 戸別訪問や相談会等により、耐震診断の受診や、簡易耐震補強、耐震シェルターなど多様な耐震化についての周知も行い、耐震診断を受診する未耐震住宅は増加しているものの、その後の耐震補強工事にはつながっていないことが明らかになっています。

② 家庭における耐震対策

- 「家具固定、転倒防止対策」については、パンフレット等による啓発のほか、高齢者や障がい者世帯に対して家具固定経費の補助制度を設けている市町に対し、県からも補助金を交付して支援を行っていますが、「家具を大部分固定している」、「一部固定している」を合わせた県民の割合は、H24 51.8%→H28 50.1% となっており、県民の家具固定の対策が進んでいま

せん。

- ・「ガラス飛散防止対策」や「ブロック塀の耐震対策」についても、啓発活動を行っているものの、取組が進んでいません。

③ 県民に対する防災啓発

- ・「防災シンポジウム」を県内各地域で毎年度開催し、平成 28 年度は 1,238 人が参加をしました。
- ・地域等からの要請に基づき「出前トーク」等の防災講話を実施しており、平成 25 年度から 28 年度までの累計では、519 回に達します。
- ・「昭和東南海地震」や「紀伊半島大水害」など、過去に県内で起こった災害をわかりやすく伝え、後世に伝承していくため、みえ防災・減災センターにより、「みえ防災・減災アーカイブ」を構築しました。
- ・しかし、「東日本大震災以降、危機意識が薄れつつある県民の割合」は、平成 24 年度は 41.9% であったものの、平成 27 年度には 56.6% まで増加しており、時間の経過とともに、県民の防災意識が低下していることが顕著となっています。
- ・風水害による危険性の認知度としては、居住する地域において「川の氾濫による浸水の危険性があることを知っている」県民の割合は、H26 37.3% → H28 34.1%、「地域の風水害の危険性についてあまり知らない」は H26 13.8% → H28 16.3% となっており、地域で起こり得る風水害リスク等について、県民の理解が進んでいないことが示されました。
- ・同様に、「大雨注意報や大雨警報を知っている」と答えた県民の割合は、H26 93.2% → H28 89.6%、「避難勧告や避難指示を知っている」と答えた県民の割合は H26 84.4% → H28 77.2% となっており、県民の防災情報に対する理解度も低下傾向が示されています。

(2) 防災人材の育成・活用

① みえ防災・減災センターによる防災人材の育成・活用

- ・みえ防災・減災センターで防災人材の育成を進めており、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材は 183 名（平成 29 年 3 月 31 日現在）となっています。
- ・女性視点での活動が活発となるよう、女性防災コーディネーターの養成や女性を中心とした専門職防災研修など、女性防災人材の育成を進め、女性防災人材の人数は H24 53 人 → H28 318 人となり、平成 29 年度末の目標値である 290 人を超みました。
- ・育成した防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成 28 年度で

一人当たり 0.86 回／年にとどまっており、防災人材の育成は進んでいるものの、その活用が進んでいません。

② 自主防災組織の活動

- ・ 自主防災組織のリーダー研修を地域別に開催し、自主防災組織活動の活性化を図るための人材育成を行っており、90.3%（平成 27 年 3 月 31 日現在）の団体で 1 年に 1 回以上の訓練が行われています。
- ・ 住民主体で避難所運営を行うための避難所運営マニュアルを作成している団体の割合は、15.5%（同）にとどまっています。
- ・ 地域の災害時要援護者に関する情報を把握している団体は 60.6%（同）にのぼりますが、災害時要援護者に対する避難支援方法を決めている団体は 28.1%（同）にとどまっています。

③ 「地域の組織力」を発揮するための人材育成・活用

- ・ 地域防災力の強化を図るため、消防団と自主防災組織の充実・強化を図り、二つの組織が一つのまとまりをもって災害対応にあたることをめざし、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」による「人づくり」の取組を進めてきました。
- ・ 自主防災組織の指導的役割を果たす防災分野のアドバイザーとして養成した消防団員の人数は、平成 27 年度から 28 年度の 2 年間の累計で 71 名に達し、平成 29 年度目標の 90 人を達成する見込みです。
- ・ 消防団と自主防災組織の連携強化を図るための実務研修を毎年 1 回開催するとともに、これまでに県内 5 地域で、両組織が連携した実務的なモデル事業を実施してきました。
- ・ 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化にも努めていますが、消防団の条例定数の充足率については、H26 95.1%→H28 94.3% と下降しています。

（3） 災害時に配慮を要する人々の対策

① 避難行動要支援者対策の促進

- ・ 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成については、平成 29 年度中にすべての市町で作成が完了する見込みです。
- ・ 一方で、県内市町では、名簿をもとにした避難行動要支援者の個別支援計画が策定できておらず、避難行動要支援者の避難支援体制の整備が遅れています。

② 福祉避難所の運営体制の確保

- ・ 福祉避難所については、県内すべての市町で指定が行われており、その総数は平成 28 年度末で 364 施設で、県内小学校の総数と同等数が確保されています。
- ・ 一方で、福祉避難所運営マニュアルを作成済みの施設数は 162 施設となっており、運営体制が確立されていない施設が多くみられます。

③ 避難者の多様性に配慮した避難所運営

- ・ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を策定し、これをもとに各地域で避難所ごとの運営マニュアルを作成することにより、女性や外国人など多様な避難者に配慮した、住民主体による避難所運営を行う体制の整備を進めています。
- ・ 熊本地震で明らかになった課題である「避難所外避難者」対策についても、県の対応方針をまとめ、平成 28 年度に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」へ反映しました。
- ・ ペットの同行避難については、飼い主責任による同行避難を啓発するための「ペットの防災対策に関するガイドライン」の策定を進めており、平成 29 年度中に完成する予定です。
- ・ 避難所ごとの運営マニュアルの作成に取り組む市町数は、平成 28 年度末時点で 9 市町にとどまり、目標とする 29 市町は達成できない見込みです。

④ 観光客支援対策

- ・ 主要な観光地における観光事業者等関係者が、主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、観光地における防災課題の検討の場を設け対策の検討を行いました。
- ・ この結果、市町や観光事業者等が中心となって、「災害時に帰宅困難となった観光客の宿泊施設での受入対策」や「民宿街における津波避難マップの作成」など、これまでに 7 つのテーマによる課題の検討が行われました。
- ・ 観光事業者・観光関係団体の職員を対象とした意識の啓発や知識の習得などの人材育成事業を、県内各地区で年 5 回以上開催しています。また、伊勢志摩や東紀州地域の観光地を中心に、観光客への対応を想定した訓練を年 1 回以上実施してきました。

(4) 防災教育の推進

① 学校現場における防災教育の取組

- ・ 災害時における児童生徒の安全を確保するため、防災教育を推進してきました。
- ・ 「防災ノートの活用」、「学校防災リーダーの養成」、「学校における防災の手引きの活用」、「新任者・5年・10年、新任管理職研修の実施」を行っている県内の公立小学校の割合は、平成28年度末時点で、目標とする100%を達成しています。
- ・ 地域住民と合同の避難訓練の実施など、学校と地域が連携した取組については、平成28年度末時点で90.3%の公立学校で取り組まれていますが、目標とする100%には届いていません。

(5) 重要施設の耐震化

① 防災拠点となる公共施設等の耐震対策

- ・ 消防庁調査による平成28年3月31日現在の本県の「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は96.4%で、東京都、静岡県に次ぐ全国第3位となりました。(平成29年3月31日現在では、96.5%で全国第6位)

② 学校の耐震化

- ・ 公立小中学校および県立学校における耐震化率は、100%になりました。
- ・ 公立小中学校の非構造部材耐震化実施率(屋内運動場等における吊り天井等の耐震対策実施率)は目標を上回り80.4%(未完了27棟)(平成29年3月31日時点)となりました。
- ・ 県立学校の非構造部材の耐震化実施率は、37.9%(未完了82棟)となりました。
- ・ 県立学校の非構造部材の耐震対策については、学校内の備品等の固定対策は全体的に進んでいるものの、吊天井等については順次対策を進め、平成31年度までに対策を完了することとして計画を見直しました。
- ・ 私立学校に施設の耐震化を働きかけた結果、耐震化率はH24 90.1%→H28 96.1%となりましたが、目標の100%には達しませんでした。

③ 社会福祉施設の耐震化

- ・ 障がい福祉サービス施設および高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化率は、100%になりました。
- ・ 児童福祉施設の耐震化については、平成29年度末の見込値が95.4%となり、目標の92.0%を上回る見込みです。

(6) 災害に強いまちづくりの推進

① 海岸・河川堤防における地震・津波対策

- ・ 海岸堤防等の海岸保全施設について、脆弱箇所の補強対策および耐震対策を実施し、必要箇所 200 箇所すべての対策を完了しました。
- ・ 農地・漁港海岸保全施設等の整備は、計画期間中に、農地・漁港海岸保全施設等整備延長を 3,717mまで進め、漁港海岸 1 地区で事業が完了し、大規模地震発生時の津波からの被害軽減が図れるようになりました。しかし、用地買収及び堤防改修に付帯するゲート改修に期間を要したため事業進捗の低い地区もあり、目標を達成できていません。
- ・ 県が管理する河川堤防のうち津波浸水予測区域内の堤防について、緊急点検により対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所について、重点的に対策を実施した結果、平成 29 年度末までに対策を終え、堤防機能を確保することができる見込みです。

② 港湾施設等の防災・減災対策

- ・ 港湾施設については、計画期間中に老朽化対策を 2 港湾、耐震対策を 1 港湾の計 3 港湾において着手し、目標を達成しました。
- ・ 離島および交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁の整備を進め、4 漁港では施設の整備が完了し、また、粘り強い構造の有る施設に着手した 3 漁港では計画期間内に整備が完了する見込みです。
- ・ 県が管理する河川の水門・排水機場のうち、緊急性の高い 7 施設については耐震補強が完了し、大規模地震における施設の機能が確保されましたが、10 施設としていた目標を達成することはできませんでした。
- ・ 津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の動力化を行い、必要箇所全 122 箇所の陸閘を動力化し、目標を達成しました。

③ 洪水防止対策の推進

- ・ 洪水による浸水被害を軽減するため計画に河川整備を実施し、平成 28 年度末の河川整備延長は 465.8km となり、平成 29 年度目標の 466.0km を達成できる見込みです。また、河川堤防における脆弱箇所について、堤防機能を確保するための補強を進めています。
- ・ 平成 27 年度から 29 年度にかけて、約 29 万 m³の河川堆積土砂の撤去を行う予定で、洪水被害の防止・軽減に努めています。また、砂利採取制度を活用して、堆積土砂の全体量の減少に取り組んでいます。

④ 海岸保全対策の推進

- ・高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、堤防の嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図りました。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図りました。
- ・県土整備部所管海岸堤防等では、平成 29 年度までに目標とする 142.9km の整備を終える見込みです。
- ・農地・漁港海岸保全施設等では、整備延長を 3,717m まで進め、漁港海岸 1 地区で事業が完了し、高潮・高波からの被害軽減が図れるようになりましたが、平成 29 年度の整備目標である 4,604m は達成できない見込みです

⑤ 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害による被害を防止するため、砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を計画どおり進め、土砂災害保全戸数は H26 18,150 戸→H28 18,418 戸と増加しました。
- ・山腹崩壊や土砂流出等の山地災害を防止するため、治山ダムや土留工の整備による山地災害危険地対策に着手した山地災害危険地区数は、平成 28 年度末時点で累計 2,119 箇所となり、計画目標を達成する見込みです。
- ・「みえ森と緑の県民税」を活用した県事業により、災害緩衝機能を発揮する森林づくりや治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の除去等に取り組み、平成 28 年度末時点での対策実施箇所数は累計 111 箇所と、計画どおり進んでいます。

(7) 避難対策の促進

① 津波避難場所、避難路の整備

- ・国の交付金の活用促進や県補助金による支援等により、平成 28 年度末までに、9 市町において 22 基の津波避難タワー等が整備されるなど、津波避難施設の整備が進み、民間建築物等の「津波避難ビル」への指定も進められています。
- ・沿岸 19 市町すべてで災害対策基本法に基づく津波避難にかかる「指定緊急避難場所」の指定が完了しており、津波避難困難地域の解消が進みました。
- ・南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震津波対策特別強化地域から外れた県北部の海拔ゼロメートル地帯の市町については、県単補助金により国のかさ上げ措置と同等程度の財政支援制度を新設し、津波避難施設等の整備促進を図りました。

- ・国や県の財政支援措置等を活用し、津波からの避難路整備も進められています。

② 津波避難計画の策定

- ・消防庁の調査結果によると、平成28年12月1日現在の県内沿岸市町における市町津波避難計画の策定率は、100%となっています。
- ・県が進めている、住民一人ひとりが作成する「Myまっふラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成に取り組む地域は、平成28年度末時点で9市町46地区となっており、深刻な浸水被害が予測される熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸市町における取組の広がりが見られません。
- ・津波避難計画に基づき、各地域で津波避難訓練も行われており、一部では、津波避難の夜間訓練が行われるなど熱心に取り組む地域が見られる一方、ほとんど訓練等が行われていない地域もあり、取組の度合いに差が見られます。

③ 洪水時の避難対策の促進

- ・「三重県河川整備戦略」で「ソフト対策河川」と位置づける101の県管理河川について浸水想定区域図の作成を進め、平成28年度末時点で71河川の浸水想定区域図を作成しました。
- ・公表された洪水浸水想定区域図をもとに、市町が住民向けに提供する洪水ハザードマップの作成を促進するために県補助金による財政支援を行った結果、洪水や土砂災害の危険箇所等を記載したハザードマップの公表を行った市町数は、平成28年度末時点において25市町となり、平成29年度目標の14市町を大きく上回りました。
- ・一方で、近年、集中豪雨等による水害が頻発し甚大な被害が発生する事例が増えていることから、平成27年度に水防法が改正され、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられたため、水位周知河川の浸水想定区域図については、新想定により作成を進める必要が生じており、平成29年12月末現在で21河川において県管理河川の浸水想定区域図が公表されています。

④ 土砂災害時の避難対策の促進

- ・平成26年の土砂災害防止法の改正により、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要となる基礎調査の結果の公表等が都道府県に義務付けられたこ

とを受け、県内における土砂災害危険箇所等の基礎調査を進めた結果、基礎調査完了率は H26 44.0%→H28 74.9%となり計画目標を達成する見込みです。

- ・基礎調査結果により土砂災害警戒区域等の指定が進められたことから、これをもとに市町が住民向けに提供する土砂災害ハザードマップの作成を促進するために県補助金による財政支援を行った結果、洪水や土砂災害の危険箇所等を記載したハザードマップの公表を行った市町数は、平成 28 年度末時点において 25 市町となり、平成 29 年度目標の 14 市町を大きく上回りました。

⑤ 広域避難体制の検討

- ・県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑員地域では、風水害による長期の湛水、多数の避難者が生じることが想定されることから、市町境を越えての広域避難体制のあり方が検討されており、平成 28 年度に沿岸部の避難元市町と内陸部の避難先市町との間で、「浸水時における広域避難に関する協定」が締結されました。
- ・避難元市町内の各地域と、避難先市町の受入避難所とのマッチングが完了し、現在、受入避難所までの移動方法や広域避難実施の判断のタイミングなど、より具体的な広域避難のあり方についての検討が進められています。

(8) 災害対策本部の機能強化

① 災害対策本部機能・体制の強化

- ・平成 25 年度の地域防災計画改正等を受け、災害対策本部運営にかかる要領等の見直しを行いました。
- ・自衛隊等の防災関係機関と定期的に意見交換をする場を設定し、連携強化を図りました。
- ・図上訓練、実働訓練を実施し、災害対策本部の運営体制や災害時の防災機関との連携体制等について検証を行い、隨時、要領等の見直しを行い、大規模地震発生後の初動期における災害対策本部機能・体制の強化を図りました。
- ・平成 27 年度に三重県業務継続計画（三重県 B C P）を作成し、大規模災害発生時の非常時優先業務とその実施体制等について整理しました。

② 災害対策活動における I C T 等の活用

- ・時系列管理票や G I S を活用して災害対策本部の活動支援が行える機能を持った防災情報システム、地図上に避難に関する情報や被害情報等を表示

して現在の状況が視覚的にわかる機能を持った防災みえ.jp ホームページおよびツイッターによる気象情報の提供も行えるメール等配信システムからなる「三重県防災情報プラットフォーム」の運用を平成 29 年度から開始し、災害対策本部における災害情報の収集機能や、県民への情報提供機能の強化を図りました。

- ・ 大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、市町に対して緊急速報メールの導入促進を図り、平成 27 年度にすべての市町で導入が完了しました。
- ・ 災害対策本部設置時に、「Lアラート（公共情報コモンズ）」に情報発信を発信することにより、報道機関等を通じて、県民に避難に関する情報等を迅速・確実に提供する体制を整備しました。
- ・ 東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りに SNS が活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行い、平成 29 年 6 月からツイッターによる防災情報の提供を開始しました。
- ・ 熊本地震の課題をふまえ、国では、国・地方公共団体・企業・関係機関等が災害時における取り扱い可能な情報の種別を把握し、情報の共有・活用を図るためのルール等を議論する「災害情報ハブ」の仕組みの検討が始まったことから、本県でもその議論の動向を注視しています。
- ・ 伊勢志摩サミットを契機として、熊野灘沖の南海トラフ地震震源域周辺に設置されている地震・津波観測監視システム「D O N E T」を活用した津波予測・伝達システムを伊勢志摩地域に先行して導入し、平成 28 年 5 月から運用を開始しました。
- ・ 県防災ヘリコプター「みえ」の更新とあわせて、ヘリコプターテレビシステムを整備し、被災地の状況を上空から迅速に把握する体制を整えました。

③ 三重県版タイムラインの策定

- ・ 台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用する対策を進めるため、県本庁における県災害対策本部による災害対応を中心とした「三重県版タイムライン」を、平成 29 年度に策定しました。

(9) 緊急輸送の確保と孤立の解消

① 緊急輸送道路等の確保対策

- ・ ミッシングリンクとなっている高速道路等の未事業化区間の早期事業化など、高規格幹線道路の整備促進、早期供用に向けた取組を進め、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの東紀州地域における整備が進みました。

- ・平成 25 年度に「熊野尾鷲道路（Ⅱ期）」、平成 26 年度に「新宮紀宝道路」、平成 27 年度に「熊野道路」が新規事業化され、未事業化区間の新規事業化につながりました。
- ・新名神高速道路の四日市 J C T～新四日市 J C T 間、東海環状自動車道の新四日市 J C T から東員 I C 間が開通し、北勢地域内陸部におけるアクセス改善が図られました。
- ・緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めた結果、第 1 次および第 2 次緊急輸送道路に指定されている県管理道路 91 路線のうち、86 路線が改良済となり、目標を達成することができました。
- ・迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の県建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように道路構造を強化し、道路啓開基地の整備について累計 14 箇所で完成、また、道路構造の強化についても累計 21 箇所で完成し、目標を達成しました。

② ヘリコプターによる緊急輸送機能の確保

- ・県防災ヘリコプター「みえ」を更新し、平成 29 年 9 月から運用を始めました。これにより、防災ヘリコプターの速度や航続距離等が向上し、災害時の被災者救助、孤立地域への物資搬送などで、より長時間の活動が可能になりました。
- ・東紀州（紀南）広域防災拠点に航空燃料備蓄貯蔵所を建設し、災害応急対策初動期に必要な航空燃料の確保を図りました。

(10) 広域受援体制の整備

① 広域防災拠点の整備

- ・「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、県の広域防災拠点の整備を進め、平成 29 年度に北勢広域防災拠点が完成しました。
- ・これにより北勢、中勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州（紀北）、東紀州（紀南）における広域防災拠点が完成し、県内すべての地域での広域防災拠点整備が完了しました。

② 「三重県広域受援計画」の策定

- ・平成 29 年度に、「三重県広域受援計画」を策定しました。
- ・これにより、緊急輸送ルート、救助・救急、消防活動、医療活動、物資調達、燃料供給および電力・ガスの臨時供給、応援職員・ボランティアの受

入にかかる広域受援体制の整備が図られました。

(11) 災害医療機能の強化

① 災害拠点病院等の耐震化促進

- ・ 災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施する病院に対し補助金を交付し取組を促進した結果、災害拠点病院と災害医療支援病院の耐震化については、すべての施設の耐震化が図られる見込みとなりました。
- ・ 災害拠点病院のB C P策定状況については、15 の災害拠点病院のうち、6 施設が策定済みとなっています。
- ・ 二次救急医療機関における耐震化が進まず、平成 28 年度末の全体の耐震化率は 77.1%にとどまり、平成 29 年度末に 91.4%とする目標には届かない見込みです。

② 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備

- ・ D M A T、医療救護班の派遣や受入、調整等について県に対する助言・支援の役割を担う災害医療コーディネーターが参加する県災害対策本部医療本部の訓練を、年に 3 ~ 4 回程度実施しています。また、国が主催する災害医療にかかる訓練に対して、毎年度 3 名の災害医療コーディネーターを派遣することにより、県内の災害医療コーディネーターの資質向上を図りました。
- ・ 各地域において、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防、保健所、市町等を構成員とする地域災害医療対策会議を立ち上げ、年 1 ~ 3 回程度の会議を開催し、地域の災害医療体制の整備について検討を行いました。
- ・ 広域医療搬送の拠点として、代替場所を含めた S C U の設置場所を定め、S C U の設置や関係機関との連携にかかる訓練を年 2 回実施しています。

(12) 企業防災活動の推進

① みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上

- ・ みえ防災・減災センターに事務局が設置された「みえ企業等防災ネットワーク」の参加企業に対し、地域別企業防災研修等を開催し、県内企業等の防災力向上の取組を進めています。
- ・ みえ企業等防災ネットワーク参加企業数は H24 200 社 → H28 260 社に増加し、平成 29 年度末の目標とする 250 社を上回りました。

② 事業所等における業務継続計画（B C P）策定の促進

- ・ 「みえ企業等防災ネットワーク」の活動の中で、研修会等において B C P の策定促進に向けた先進的な取組事例の共有を図るとともに、B C P 普及分科会を開催するなどにより、B C P 策定希望企業に対する支援を行っています。
- ・ 事業所等への B C P に関する説明会等回数は、平成 25 年度から平成 28 年度末までで 71 回に及び、平成 29 年度末の目標値である累計 75 回を上回る見込みです。
- ・ 事業所の建物（主な事業を行っている場所）の浸水対策（津波や洪水、高潮等）については、約 40% の事業所が必要と考え、また実施済み・実施予定ですが、約 17% の事業所が、浸水対策の必要性は感じているが実施する予定がない、と考えています。また、約 10% の企業が、浸水対策が必要かどうかわからないと考えています。

③ 企業防災担当者の人材育成

- ・ 県内に立地する企業が自らの防災力を高め、また、地域の防災力向上に寄与することを目的に、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域別企業防災研修を県内各地域で開催するなど、企業における防災人材の育成を行っています。
- ・ 地域別企業防災研修は、平成 25 年度以降、目標とする年 5 回ずつを毎年度実施しています。

(13) ボランティア活動支援体制の充実

① 災害時のボランティア受入体制の整備

- ・ 現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルについては 17 市町で策定されましたが、目標としていた県内 29 市町での策定については、平成 29 年度末までには達成できない見込みです。
- ・ マニュアル策定市町のうち、12 市町では現地ボランティアセンターの設置・運営訓練が実施されています。

② 災害時のボランティア活動に関する連携強化

- ・ 大規模災害時に、ボランティアや N P O による連携を強化し、被災地・被災者支援の活動が円滑に行えるよう、研修会の開催や訓練等の実施を通じて災害時支援活動団体としての登録を促した結果、「災害時支援活動団体名簿」登載団体数は H24 24 団体→H28 90 団体と増加し、平成 29 年度末までに目標とする 120 団体を達成する見込みです。

(3) 災害時支援活動団体への支援

- ・被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いN P Oを発掘・育成し、災害時前に迅速に被災者を支援する体制を拡充するために事前協定の締結を進め、協定締結団体は H24 0 団体→H28 2 団体となりましたが、平成 29 年度末までの目標とする 5 団体は達成できない見込みです。

(14) 復興体制の整備

① 復旧・復興体制の検討

- ・大規模災害後の復興に向けた事前準備として、平成 27 年度に「三重県復興指針」を策定し、復興プロセスにおいて必要となる対策を明らかにするとともに、それらの手順を整理しました。
- ・「災害廃棄物処理計画」について、県計画を策定し、市町計画の作成を支援し、平成 29 年度までにすべての市町で作成が完了する見込みです。
- ・平成 27 年度に「大規模災害発生時において速やかな策定・公表が求められる『三重県住生活再生計画（仮称）』策定のための事務処理マニュアル」の作成を行いました。
- ・中長期的な視点に立った地震津波に強い都市計画について検討し、平成 28 年度に「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定しました。

第4章 検証結果から見えてきた課題

第4章では、第3章で整理した県内の防災・減災対策の検証結果をふまえ、「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」で取り組むべき課題について、以下のとおり整理をしています。

1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

地域における防災力の向上

(1) 県民の防災行動の促進

① 住宅の耐震化

「県内の耐震基準を満たした住宅の割合」は、H24 80.7%→H28 83.1%とやや増加しているものの、平成29年度目標の92.0%は達成できない見込みです。

耐震補強工事にかかる経費負担が大きいこと、旧耐震基準の住宅に居住する多くの世帯が高齢者世帯ということが、耐震化が進まない要因と考えられます。

このため、旧耐震基準の住宅に対する耐震化の重要性についてのさらなる啓発と、耐震改修にかかる経費負担の軽減に配慮することが必要です。

② 家庭における耐震対策

「家具を大部分固定している」、「一部固定している」を合わせた県民の割合は、H24 51.8%→H28 50.1%となっており、県民の家具固定の対策が進んでいません。

家具固定を行わない理由としては、「手間がかかる」が最も多く、約5割を占め、「固定しても被害はでると思う」、「家が新築で壁などに傷をつけたくない」、「壁が石膏ボードのため、取り付けできない」等の意見が挙げられています。

このため、積極的な啓発を行うとともに、家具固定にかかる手間を軽減して取組を促進する等による県民への働きかけが必要です。

③ 県民に対する防災啓発

三重県がめざす「防災の日常化」を進めるためには、県民の「自助」による防災行動を促進することが必要です。

しかし、「地域の風水害の危険性についてあまり知らない」県民の割合は、H26 13.8%→H28 16.3%となるなど、東日本大震災以降、年々、県民の防災意識が低下するのに合わせて、「地域の災害リスクの把握」などの防災行動に取り組む県民の割合も低下していることが推測されます。

このため、より多くの県民により「自助」の取組が進められるよう、県民に対する防災啓発を強化する必要があります。

(2) 防災人材の活用

① みえ防災・減災センターによる防災人材の活用

育成した防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成 28 年度で一人当たり 0.86 回／年にとどまっており、防災人材の育成は進んでいるものの、その活用が進んでいません。

防災人材は防災に関する知識はあるものの、現場での防災活動の経験がない者が多く、一部の経験豊富な防災人材を除き、育成した防災人材を活用することが難しい状況にあります。

このため、地域の防災活動の支援等を熟知した専門家の補助をする等により、育成した防災人材が現場を経験する機会を設け、地域との顔の見える関係を構築するなどによりスキルアップを図る必要があります。

② 自主防災組織の活動

自主防災組織のリーダー研修を地域別に開催し、自主防災組織活動の活性化を図るための人材育成を行っており、90.3%（平成 27 年 3 月 31 日現在）の団体で 1 年に 1 回以上の訓練が行われています。

しかし、自治会役員が自主防災組織の代表者を兼ねている団体が多く、代表者は概ね高齢で、1~2 年程度の短い期間で役員が変わってしまう団体が多いことから、毎年同じような訓練等をするだけにとどまる団体が多く、より発展した活動につなげることができていません。

このため、地域防災活動の専門家による指導、防災人材等の活用や自主防災組織と消防団の連携を促進する等により、自主防災組織リーダーをサポートし、活動の継続性とレベルアップを図るための取組などが必要です。

③ 消防団の活性化

消防団は、自主防災組織への指導や連携など、地域防災力の中核として

の役割がますます重要になっていますが、消防団条例定数の充足率は、H26 95.1%→H28 94.3%と下降しており、消防団を活性化して団員を確保することが課題となっています。

このため、県では、平成27年度から3年間、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」を実施し、モデル地域における消防団と自主防災組織の連携を図ってきましたが、こうした取組を県内に広げ、取組の活性化を図ること等が必要です。

(3) 災害時に配慮を要する人々の対策

① 地域における避難行動要支援者対策の促進

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成については、平成29年度中にすべての市町で作成が完了する見込みですが、名簿をもとにした避難行動要支援者の個別支援計画の策定は進んでいません。

避難行動要支援者対策の受け皿となる自主防災組織では、個人情報の取り扱いの懸念等から名簿の活用が図られておらず、避難行動要支援者支援に関するノウハウ等も十分でないことから、支援体制の整備が進んでいません。

避難行動要支援者名簿を活用し、地域の「共助」による支援体制を確立するために、地域内で個人情報を共有することについて、自主防災組織や住民の理解を深めるとともに、避難行動要支援者の支援に対するノウハウを蓄積し、地域における支援体制の整備を促進することが必要です。

② 避難者の多様性に配慮した避難所運営

ア 避難所ごとの運営マニュアルの策定

女性や外国人など多様な避難者に配慮した、住民主体による避難所運営を行う体制の整備を進めるため、避難所ごとの運営マニュアル作成を進めていますが、1,462か所の避難所中、106か所（策定率7.3%）にとどまっています。

避難所ごとの運営マニュアルを作成するためには数回のワークショップの開催等が必要となり、作成主体となる自主防災組織の負担感が大きいことから、取組が広がっていません。

このため、自主防災組織の負担が過大とならないよう支援しつつ、避難所運営マニュアルの策定を進める必要があります。

イ 車中泊対策【新たな課題】

平成28年の熊本地震では、車中泊などを行う避難所外避難者の把握や、

避難所外避難者に対する情報・支援物資等の提供方法が課題とされました。

このため、避難者に対する情報提供手段の多様化、避難所外避難者の把握、支援等について、各市町で対策を進める必要があります。

(4) 地域の災害特性に応じた避難計画（地区防災計画）作成の促進

① 津波避難対策の促進

市町における津波避難計画の策定率は100%です。一方で、住民一人ひとりが作成する「Myまっふラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成に取り組む地域は、平成28年度末時点では9市町46地区となっており、深刻な浸水被害が予測される熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸地域における取組の広がりが見られません。

三重県が実施している「防災に関する県民意識調査」の結果からは、熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾に面する地域での津波避難に対する意識が高まっておらず、こうした意識の違いが取組の差となって表れているものと思われます。

津波による被害を低減するため、沿岸地域全体の津波避難に対する意識の向上を図り、「Myまっふラン」等を活用した住民・地域の津波避難計画づくりを一層促進する必要があります。

② 洪水時の避難対策の促進【新たな課題】

「三重県河川整備戦略」で「ソフト対策河川」と位置づける101の県管理河川について浸水想定区域図の作成を進め、71河川の浸水想定区域図を公表してきましたが、平成27年度に水防法が改正され、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられたため、水位周知河川の浸水想定区域図については、新想定により作成する必要が生じました。

このため、新想定による浸水想定区域図の作成を進めるとともに、これに基づく市町の洪水ハザードマップの作成を促進することが必要です。

また、新想定により家屋倒壊等氾濫想定区域に設定された地域については、新たに域外への避難場所の確保や避難のタイミング等を定めた避難計画の作成が必要となります。

さらに、平成29年台風第21号では、中小河川の氾濫により多くの浸水被害が発生したことから、中小河川における浸水対策についても取り組んでいくことが求められています。

③ 土砂災害時の避難対策の促進【新たな課題】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を進めた結果、基礎調査完了率は H26 44.0%→H28 74.9%となりました。

しかし、土砂災害警戒区域等の指定が進んだことにより、従来の避難場所が区域指定されたため、土砂災害発生時の避難場所が確保できない地域が生じています。

これら地域では、従来では避難場所の対象としていなかった民間施設等を活用するなどして避難場所を確保する必要に迫られており、地域全体で避難場所のあり方等を検討した上で、地域の住民全員で避難体制を共有するための避難計画を作成することが必要となります。

④ 地区防災計画の策定【新たな課題】

①～③の取組を災害対策基本法の改正に基づく地区防災計画として市町地域防災計画に位置付けることも重要であり、地域が主体となった「共助」による避難体制の確保を図っていく必要があります。

2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

県・市町の災害対策活動の強化

(1) 市町によるみえ防災・減災センターの活用

みえ防災・減災センターについては、35.4%の市町が「防災人材の育成」をセンターに期待する事業として挙げていますが、センターの「みえ防災人材バンク」については、79.3%の市町が「知っているが利用したことがない」と回答しています。

また、センターの地域支援のための相談窓口についても、62.1%の市町が「知っているが利用したことはない」と回答しており、センターの事業内容は市町に周知されているものの、市町が十分にセンターの機能を活用しきれていないことが明らかになりました。

市町がセンターを活用することにより、防災担当職員のマンパワーとスキルの不足を補い、「自助」や「共助」の取組の促進につなげることができます。今後は、センターと市町との連携強化を進める必要があります。

(2) 市町への三重県版タイムラインの展開【新たな課題】

県本庁における県災害対策本部による災害対応を中心とした「三重県版タイムライン」を平成29年度に策定しました。

今後は、県地域機関分のタイムラインの策定を進めるとともに、市町におけるタイムラインの策定やタイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について、検討を促していく必要があります。

(3) 市町の広域受援体制の整備（物資、ボランティア、応援職員）【新たな課題】

平成29年度に「三重県広域受援計画」を策定し、これにより、緊急輸送ルート、救助・救急、消防活動、医療活動、物資調達、燃料供給および電力・ガスの臨時供給、応援職員・ボランティアの受入にかかる広域受援体制の整備を図りました。

今後は、各避難所までの物資輸送体制、現地のボランティアの受入体制、全国からの応援職員の受入体制など、市町の受援体制の整備を進める必要があります。

(4) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築

県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑名地域の2市2町では、平成28年度に沿岸部の避難元市町内と、内陸部の避難先市町との間で「浸水時における広域避難に関する協定」が締結されました。

今後は、受入場所までの移動方法や広域避難実施のタイミングなど、より具体的な内容についての検討が必要です。

また、広域避難時には、避難元市町と避難先市町とがそれぞれ同じタイミングで広域避難の実施を判断すべき場合も多く、その都度、関係市町で広域避難の実施を協議していくには、発災までに広域避難を終えることが困難であることから、国等による統一的な広域避難のルールづくりが必要です。

(5) 災害対策活動におけるＩＣＴ等の活用

① 防災情報プラットフォームの運用、機能の改善

「三重県防災情報プラットフォーム」の運用を平成29年度から開始しましたが、導入後間もないことから、実際の災害対策本部活動や図上訓練等で検証を重ね、運用や機能の改善を図る必要があります。

② 国における「災害情報ハブ」の取組【新たな課題】

現在、国において、国・地方公共団体、民間企業の各機関がそれぞれに持つ災害情報を共有し、災害対策活動の効率化等をめざす「災害情報ハブ」の仕組みの検討が進められており、こうした仕組みの活用について検討が必要です。

③ 「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」の南部、伊勢湾沿岸への展開【新たな課題】

伊勢志摩サミットを契機に導入した「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」については、現在、対象地域が伊勢志摩地域に限られているため、深刻な津波被害が予測される県南部地域への早期導入や、伊勢湾沿岸地域への導入の検討を進める必要があります。さらに、県や市町の災害対策本部における同システムの活用方法等についても、検討を進める必要があります。

(6) 災害医療機能の強化

災害拠点病院と災害医療支援病院については、すべての施設で耐震化が完了する見込みです。

また、D M A T 、医療救護班、D P A T 等の派遣や受入、調整等について県に対する助言・支援の役割を担う災害医療コーディネーターが参加する訓練を実施して資質向上を図るとともに、災害拠点病院のB C P 策定を促進しています。

引き続きこれらの取組を進め、災害医療体制の強化に取り組む必要があります。

(7) 防災関係機関との連携

防災関係機関について、自衛隊とは、知事と第 10 師団長をトップとする連絡会議や、定期的に個別の意見交換等の場を設置するとともに、「県図上訓練」、「南海レスキュー」など訓練への相互参加を行っています。

また、気象台とは「県防災施策に関する研究会」を開催し、防災関係機関も含めて「三重県版タイムライン」の試行にかかる連携を図っています。

今後も引き続き、「三重県版タイムライン」の運用や訓練への相互参加等の連携を図っていきます。

(8) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応【新たな課題】

東海地震の予知を前提とした対策などを定めた「大規模地震対策特別措

置法」については、現在、国において見直しの検討が進められています。

現在、三重県では同法に基づき、地域防災計画に「地震災害警戒本部」の設置等による「東海地震に関する緊急対策」を規定していますが、同法の見直しにより、県と市町の対応についても見直しが必要となることが予想されます。

このため、国における検討状況を注視し、適切に対応を行う必要があります。

(9) 重要施設の非構造部材の耐震化

消防庁調査による平成 28 年 3 月 31 日現在の本県の「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は 96.4%で、東京都、静岡県に次ぐ全国第 3 位となっています。また、避難所となる施設については、施設の耐震化は完了しています。

一方、非構造部材の耐震化は、公立小中学校の平成 29 年 4 月 1 日時点における屋内運動場等における吊り天井などの耐震対策実施率は 80.4%

(未完了 27 棟) となっています。また、県立学校については 37.9% (未完了 82 棟) となっていますが、平成 31 年度には完了する予定です。なお、県立学校以外の県有施設の非構造部材耐震化実施率は、100%となっています。

公立小中学校、県立学校とも、引き続き、計画的に非構造部材の耐震化を進める必要があります。

様々な主体による防災力の向上

(10) 防災教育の推進と学校、地域の連携

「防災ノート等の活用による防災教育の推進」、「学校防災リーダーの養成」については、目標とする 100%を達成しており、学校現場における防災教育の取組は定着が図られています。また、学校と地域住民と合同の避難訓練の実施など、公立学校での地域と連携した取組の実施率は、90.3%となっています。

今後は、学校と地域との連携を一層促進することにより、防災教育の取組を児童生徒の安全確保だけでなく、地域の「共助」の活動へと広げていくことが期待されます。

(11) 福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保【新たな課題】

福祉避難所については、県内すべての市町で指定が行われており、その総数は平成 28 年度末で 364 施設となっていますが、福祉避難所運営マニュ

アルを作成済みの施設数は 162 施設となっており、運営体制を確立していく必要があります。

福祉避難所の運営体制確立に向けては、運営に必要な介護人材等の確保が必要となります。運営スキルを持つ人材不足が懸念されています。

災害発生時に福祉避難所としての機能を十分発揮するためには、運営マニュアルの策定や訓練の実施等を進めるほか、福祉避難所の運営の核となる人材確保が必要となります。

また、平成 29 年に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設に「避難確保計画」の作成・避難訓練の実施が義務づけられたことから、これらの取組を促進し、施設利用者の避難体制整備を進める必要があります。

(12) 観光客支援対策

観光事業者等関係者の主体的な防災対策を促進し、「災害時に帰宅困難となった観光客の宿泊施設での受入対策」や「民宿街における津波避難マップの作成」などの検討を進めています。現在のところ、観光防災への取組は、伊勢志摩地域や東紀州地域など深刻な津波被害が予測される地域を優先して実施していますので、今後、県内全域への水平展開が必要です。

(13) 内陸直下型地震への対応

三重県では、県独自の活断層調査結果をもとに、県内の活断層の位置等を示した「三重県内活断層図」を公表するなどによる内陸直下型地震対策を行ってきました。

しかし、平成 28 年に「熊本地震」や「鳥取中部地震」が相次いで発生し、活断層を震源とする内陸直下型地震は全国どこででも発生するとともに、深刻な被害をもたらすことが改めて認識されました。

このため、県内活断層の県民への周知を引き続き行い、各主体の取組を進める必要があります。

また、県独自の活断層調査の過程で、今まで活断層が存在しないとされてきた紀伊半島南部（熊野市から新宮市にかけての地域）に、新たな活断層が存在する可能性を示す地形を発見したことから、この地形の成り立ちを明らかにするため、国に対し、詳細な調査の実施を働きかけていく必要があります。

災害に強いまちづくり（ハード整備の推進）

(14) 緊急輸送道路等の確保対策

ミッシングリンクとなっている区間の高速道路等の整備促進、早期供用に向けた取組を進め、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの東紀州地域における整備が進みました。

また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路91路線のうち、86路線が改良済となりました。さらに、道路啓開基地の整備について累計14箇所で完成し、道路構造の強化についても累計21箇所で完成しました。

ミッシングリンクの解消については、事業中区間の早期整備と未事業化区間の早期事業化に取り組む必要があります。また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については、引き続き重点的かつ効率的な整備を進め、災害発生時に応える輸送機能の確保を図る必要があります。

(15) 海岸・河川堤防等における地震・津波対策

海岸保全施設および河川堤防については、脆弱箇所の補強対策を実施し、必要箇所すべての対策を完了しましたが、農地・漁港海岸保全施設や漁港、県管理河川における水門・排水機場などで整備が必要な箇所が残されることから、コスト縮減、工期短縮等により事業進捗を図る方策を検討する必要があります。

(16) 洪水防止対策の推進

河川整備を計画的に進めていますが、平成28年度末時点での河川改修が必要な河川の整備率は39.2%であることから、今後も引き続き計画的な進捗を図る必要があります。

堆積土砂の撤去については、関係市町の意見を踏まえ必要箇所を選定し、毎年度約10万m³の撤去を実施していますが、河川における土砂の堆積は年々進むことから、今後も継続して堆積土砂撤去事業を推進していく必要があります。

(17) 海岸保全対策の推進

高潮・高波による被害を軽減するため、海岸保全施設防護機能の向上を進め、県土整備部所管海岸堤防等では、平成29年度までに142.9kmの整備を終える見込みです。また、農地・漁港海岸保全施設等では、整備延長を3,717mまで進め、漁港海岸1地区で事業が完了しました。

しかし、整備が必要な海岸は、まだ多く残っていることから、事業実施

箇所や工法等を精査し、引き続き効果的・効率的に事業を進める必要があります。

(18) 土砂災害対策の推進

土砂災害による被害を防止するため、砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を計画どおり進め、土砂災害保全戸数は H26 18,150 戸→H28 18,418 戸と増加しましたが、土砂災害保全率は、平成 28 年度末現在で 26.6% であることから、引き続き土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。

治山ダムや土留工の整備による山地災害防止対策や、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりについても、さらなる推進が必要です。

第5章 計画の基本的な考え方

第5章では、計画の策定目的のほか、三重県が防災・減災対策を進めるにあたり、「防災の日常化」をめざしていくことが重要であることを述べるとともに、それぞれの取組主体に期待される役割を整理します。

1 計画策定の目的

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「三重県防災対策推進条例」（平成21年三重県条例第8号）に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画です。

(参考：三重県防災対策条例第10条第2項)

県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

(2) 計画策定の目的

本計画は、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から三重県のこれからの中長期的な防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画とします。

本計画をもとに、「自助」、「共助」、「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進めます。

2 防災の日常化

(1) 「防災の日常化」の考え方

防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力がいつの間にか養われている状態をめざし、三重県では「防災の日常化」の定着を図るための取組を進めます。

地震災害については、いつか来る「将来に向けた備え」としての「防災の日常化」の取組を進めます。

風水害については、いつも来る「日々の備え」としての「防災の日常化」の取組を進めます。

(2) それぞれの取組主体に期待される役割

計画の推進にあたっては、県だけでなく、市町や防災関係機関等も含めた「公助」の取組のほか、県民や地域、事業者の「自助」、「共助」の取組が不可欠です。

このため、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの取組主体が自らの役割を担い、バランスを取りながら力を結集して、「防災の日常化」をめざします。

①県民

「自助」の考えに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人

「共助」の考えに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織、災害ボランティア など

(期待される役割)

- 自然の脅威を知り、正しい防災知識をもつ。
- 停電や断水等の生活支障に対処するための備蓄など災害に備える。
- 自らの命を守るために、早めの避難行動を行う。
- 平常時から防災訓練などを実施して、地域の防災力向上に取り組む。
- 災害時には行政や他の地域団体と連携・協力して、救助・救援活動に取り組む。

②事業者

企業、医療法人、社会福祉法人、学校法人 など

(期待される役割)

- 従業員や施設の安全確保に取り組む。
- 事業所における防災活動に取り組む。
- 地域の自主防災組織、N P Oなどと連携・協力して、地域の防災力向上に取り組む。

③行政

県、市町、防災関係機関 など

(期待される役割)

- 自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。
- 防災基盤の整備を推進する。
- 情報収集・情報提供体制など災害時における活動体制を一層強化する。

第6章 計画の基本事項

第6章では、具体的な行動項目や「重点的取組」の説明に移る前に、施策体系により、対策の全体像を示します。

1 施策体系

本計画では、「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するための行動計画とするため、「三重県地域防災計画」の部・章・節の構成を取り入れた形で、以下のとおり「施策体系」を定めました。

【施策の柱】： 講じるべき対策を大きく時間軸の観点から区分し、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策および発災後対策」、「復旧・復興大対策」の3つの柱を、「施策の柱」として設定しました。

【施策項目】： 「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、「三重県地域防災計画」を構成する各章の内容と一致するよう、施策の柱のもと、施策項目を設定しました。

【施策小項目】： 「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、「三重県地域防災計画」を構成する各節の内容と一致するよう、施策項目のもとに、施策小項目を設定しました。

＜施策体系＞

【施策の柱】 I 災害予防・減災対策

【施策項目】 1 自助・共助を育む対策

- 【施策小項目】
 - (1) 県民や地域の防災対策の促進
 - (2) 防災人材の育成・活用
 - (3) 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化
 - (4) ボランティア活動の促進
 - (5) 企業事業所の防災対策の促進
 - (6) 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

【施策項目】 2 安全な避難空間の確保のための対策

- 【施策小項目】
 - (1) 避難対策等の推進（予防対策）

【施策項目】 3 災害に強いまちづくりを推進するための対策

- 【施策小項目】 (1)建築物等の防災対策の推進
(2)公共施設の耐震対策の推進
(3)水害・高潮防止対策の推進
(4)地盤災害防止対策の推進
(5)農地・森林・漁村の防災対策の推進
(6)危険物施設等の防災対策の推進

【施策項目】 4 緊急輸送の確保

- 【施策小項目】 (1)輸送体制の整備

【施策項目】 5 防災体制の整備・強化

- 【施策小項目】 (1)災害対策機能の整備及び確保
(2)情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
(3)医療・救護体制及び機能の確保（予防対策）
(4)応援・受援体制の整備（予防対策）
(5)物資等の備蓄・調達・供給体制の整備
(6)ライフラインにかかる防災対策の推進
(7)防災訓練の実施
(8)災害廃棄物処理体制の整備（予防対策）

【施策項目】 6 特定自然災害への備え

- 【施策小項目】 (1)局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防対策）

【施策の柱】 II 発災前の直前対策および発災後対策

【施策項目】 7 災害対策本部機能の確保

- 【施策小項目】 (1)活動態勢の整備
(2)通信機能の確保
(3)自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
(4)災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用
(5)応援・受援体制の整備（応急対策）
(6)国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
(7)災害救助法の適用

【施策項目】 8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- 【施策小項目】 (1)緊急の交通・輸送機能の確保
(2)水防活動
(3)ライフライン施設の復旧・保全
(4)公共施設等の復旧・保全

(5)ヘリコプターの活用

【施策項目】 9 救助・救急及び医療・救護活動

【施策小項目】 (1)救助・救急及び消防活動

(2)医療・救護活動（応急対策）

【施策項目】 10 避難及び被災者支援等の活動

【施策小項目】 (1)避難の指示及び避難場所・避難所の確保・運営

(2)避難行動要支援者・要配慮者対策（応急対策）

(3)学校・園における児童生徒等の安全確保

(4)ボランティア活動の支援（応急対策）

(5)防疫・保健衛生活動

(6)災害警備活動

(7)遺体の取扱い

【施策項目】 11 救援物資等の供給

【施策小項目】 (1)緊急輸送手段の確保

(2)救援物資等の供給

(3)給水活動

【施策項目】 12 特定自然災害対策

【施策小項目】 (1)局地的大雨・竜巻・雪害の対策（応急対策）

【施策項目】 13 復旧に向けた対策

【施策小項目】 (1)廃棄物対策活動（応急対策）

(2)住宅の保全・確保

【施策の柱】 III 復旧・復興対策

【施策項目】 14 復旧・復興対策

【施策小項目】 (1)被災者の生活再建に向けた支援

(2)復興体制の構築と復興方針の策定

なお、これら「施策項目」に沿った具体的な行動を、本計画では「行動項目」として掲げています。

このうち、第4章で整理した課題をふまえ、第7章では、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定するとともに、これに寄与する行動項目を「重点行動項目」として選択しました。

そして、第8章では、第7章で示した「重点的行動項目」も含め、本県の防災・減災対策を推進するために必要となるすべての「行動項目」を、「施策項目」

別に掲載しています。

2 計画期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、2022 年度を目標年とする 5 か年の計画とします。

3 進行管理

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図ります。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行います。

なお、2019 年度は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたることから、これに合わせて本計画の中間評価を実施し、今後の施策の進め方について必要な見直しを図ります。

第7章 課題解決に向けた重点的取組

第7章では、第4章でまとめた検証結果から見えてきた課題の解決に向け、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定し、対策の重要性を述べるとともに、必要となる行動項目を「重点行動項目」として示します。

第4章「検証結果から見えてきた課題」では、「1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの」として、以下の課題を掲げました。

1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

地域における防災力の向上

- (1) 県民の防災行動の促進
- (2) 防災人材の活用
- (3) 災害時に配慮を要する人々の対策
- (4) 地域の災害特性に応じた避難計画（地区防災計画）作成の促進

これらは、県民の「自助」や地域の「共助」にかかる課題であることから、県民や地域の防災行動を促進してはじめて効果が表れるものですが、これまでに県や市町が取り組んできた働きかけだけでは、十分な成果を上げることができていません。

特に、県民や地域への働きかけを直接的に行う立場にある市町では、マンパワー やノウハウが十分でないことから、県民や地域の防災行動を促進するため効果的な対策を講じることが困難な状況にあります。

このため、本計画では、従来の取組に加え、平成26年に県と三重大学が共同で設置した「みえ防災・減災センター」の機能の充実・強化を図るとともに、センターを活用して「地域防災課題解決プロジェクト事業」（※1）を推進することにより、「自助」・「共助」にかかる全県的かつ解決困難な課題について、市町と連携して解決のための取組手法の確立をめざすこととしています。

このほか、第4章では、「2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの」として、以下の課題を掲げています。

2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

県・市町の災害対策活動の強化

- (1) 市町によるみえ防災・減災センターの活用
- (2) 市町への三重県版タイムラインの展開【新たな課題】
- (3) 市町の広域受援体制の整備（物資、ボランティア、応援職員）【新たな課題】
- (4) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築
- (5) 災害対策活動におけるＩＣＴ等の活用
- (6) 災害医療機能の強化
- (7) 防災関係機関との連携
- (8) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応【新たな課題】
- (9) 重要施設の非構造部材の耐震化

様々な主体による防災力の向上

- (10) 防災教育の推進と学校、地域の連携
- (11) 福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保【新たな課題】
- (12) 観光客支援対策
- (13) 内陸直下型地震への対応

災害に強いまちづくり（ハード整備の推進）

- (14) 緊急輸送道路等の確保対策
- (15) 海岸・河川堤防等における地震・津波対策
- (16) 洪水防止対策の推進
- (17) 海岸保全対策の推進
- (18) 土砂災害対策の推進

これらは、主に県や市町の「公助」にかかる課題であり、「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」にも「選択・集中テーマ」や「重点的取組」に掲げ、課題解決に向けて推進を図ってきたところです。取組についてはおおむね計画的に進捗していますが、近年の災害事例などから新たに対応しなければならない課題などが生じてきていることから、これに対応するための取組を進める必要があります。（※2）

こうした課題をふまえ、本計画では、次頁に示したとおり「課題解決に向けた重点的取組」を設定し、計画期間中に特に注力して対策を推進することとし

ます。

なお、これら「重点的取組」を進めるにあたり、県がどのような取組を行うかを具体的に示すため、「重点行動項目」を設定します。それぞれの「重点行動項目」には「目標項目」と「目標値」を定め、取組を具体的かつ計画的に進めることとします。

また、「重点的取組」を構成する小テーマごとに「重点行動項目の実施にともなう成果」を設定します。これは、「重点行動項目」の推進により、現状値からどれだけ成果があがったかを把握するためのものです。

このように、本計画では、具体的な行動内容と5年後の目標値を定めた「重点行動項目」に取り組むことにより課題の解決を図るとともに、「重点行動項目の実施にともなう成果」により、取組の成果を把握しながら「重点的取組」を進めることとします。

課題解決に向けた重点的取組

【重点的取組1】

- 県民の防災活動をさらに促進する

【重点的取組2】

- 育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

【重点的取組3】

- 各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

【重点的取組4】

- 近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

【重点的取組5】

- 県・市町の災害対策活動をさらに強化する

【重点的取組6】

- 様々な主体による防災力をさらに向上する

【重点的取組7】

- 災害に強いまちづくりを進める

(※) 「地域防災課題解決プロジェクト事業」について

これまでの取組を検証するため、県内全市町へのヒアリング等を実施し、市町や地域における防災・減災対策の取組状況等について調査・分析を行った結果、特に「共助」に関する取組で進んでいない項目があることが明らかになりました。

地域における「共助」は自主防災組織、消防団、自治会等さまざまな組織体が連携し、大規模災害時に地域住民の支援をしていく必要があるが、地域全体で互いに助け合うという「共助」の取組が進まず大きな課題となっています。

東日本大震災や熊本地震においては、地域の高齢者等の要支援者支援、車中泊等の支援、地震発生後の地域での迅速な救助活動等の課題があり、台風21号では住民の迅速な避難等が課題となつたが、これらは平時から地域の様々な組織が役割分担し、地域住民の状況をきめ細かに把握し、地域における支援を如何に迅速に実施できるかが重要です。

また、南海トラフ地震等の大規模災害では、県・市町災害対策本部機能は、受援計画に基づく国や他県からの受援活動を行う中で、地域の自主防災組織、消防団、自治会等の組織が連携し、公助を補完する機能を発揮できる態勢を整えることが重要です。

このため、県内の「共助」の取組のレベルアップを図るため、県は広域自治体の役割として、みえ防災・減災センターのシンクタンクとしての機能を活用し、市町職員の知見も生かしながら、「共助」の取組の活性化に取り組みます。

具体的には、熊本地震、東日本大震災、台風21号の様々な課題をふまえるとともに、南海トラフ地震を想定し、「共助」の取組の活性化について検討し、「手引書」を作成します。

また、県内市町から、みえ防災・減災センターに職員を受け入れ、市町の参考のもと、本事業を進めることとしています。

1 重点的取組 1：県民の防災活動をさらに促進する

(1) 県民による耐震対策の促進

突然襲ってくる地震の強い揺れから自らの安全を確保するため、住宅の耐震化や家庭における家具の固定・転倒防止など、平時からの県民による耐震対策を促進します。

特に、家庭における家具固定・転倒防止対策については、これまでの取組ではあまり進捗していないことが明らかになったことから、取組内容を見直し、住宅耐震化にかかる戸別訪問と連携して、県民のみなさんに直接的に働きかける啓発を行うこととしています。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
住宅耐震化 の促進	住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進する。 耐震性のない木造住宅の除却や耐震改修を行うための設計・工事への支援を行う。	住宅耐震化にかかる戸別訪問の実施件数(戸／年)	1 万戸／年	1.4 万戸／年	1.4 万戸／年	県土整備部(県民、市町)
		住宅耐震化にかかる除却、耐震改修の県補助金交付件数(戸／年)	166 戸／年	200 戸／年	200 戸／年	県土整備部(県民、市町)
家具固定、転倒防止対策 の促進	家具の転倒や散乱防止のための啓発を、住宅耐震化にかかる啓発と連携して実施することにより、県民の総合的な耐震対策の取組を促進する。	住宅耐震化にかかる啓発と連携した家具固定・転倒防止の啓発実施件数(件／年)	未実施	1.4 万戸／年	1.4 万戸／年	防災対策部(県民、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
耐震基準を満たした住宅の割合	83.6%
県民の家具固定・転倒防止対策により安全が図られた割合	44.6%

(2) 県民による防災情報等の理解促進

局地的大雨などに対しては、その場の状況に応じて、県民の一人ひとりが自分自身の判断で適切な避難などの行動等を取ることが重要となります。

このため、県民のみなさんが自分の住むまちで起こりうる災害リスクを知り、自ら判断し行動できるようになることを促進するため、防災シンポジウムや講話、報道機関の活用や体験型防災啓発などを組み合わせながら、効果的な啓発を行うこととします。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	主担当部 (他の取組主体)
防災啓発の推進	<p>県民による防災情報等の理解促進を図るため、様々な手段を組み合わせて効果的な防災啓発を行う。</p> <p>具体的には、みえ防災・減災センターによる防災シンポジウムや気象台との連携による防災気象講演会、県防災技術指導員等による防災講話や出前トーク等の開催、マスメディアを活用した防災情報の発信、地震の揺れを再現できる「防災啓発車」等を活用した体験型の防災啓発などにより、県民の防災意識の向上を図り、「防災の日常化」をめざす。</p>	シンポジウム等の開催回数	4回/年	5回/年	5回/年	防災対策部(県民、市町)
		防災講話、出前トークの実施回数	150回/年	160回/年	170回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
		報道機関に資料提供した防災啓発の取組が、メディアで取り上げられた割合	50%	70%	70%	防災対策部
		防災啓発車による啓発回数	508回/年	510回/年	510回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
「みえ防災・減災アーカイブ」の活用促進	<p>県民の防災意識の向上に資するため、被災者による災害経験の証言集や、みえの防災大賞等地域防災活動の優良事例集、みえ防災・減災センターが実施した調査・研究結果等の防災啓発コンテンツを収集してアーカイブ化し、ホームページ上で公開する。</p> <p>また、アーカイブの活用促進を図るため、防災イベントや児童館等において、アーカイブの展示を行う。</p>	アーカイブ化したコンテンツの数(累計)	361件	380件	400件	防災対策部
		防災イベントや児童館等でアーカイブの展示を行った件数(件/年)	8件/年	8件/年	8件/年	防災対策部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
津波浸水予測図を確認したことのある津波危険地域内の県民の割合	50.4%
地域の風水害の危険性について認識していない県民の割合	21.4%
自宅周辺の避難場所および避難所を知っている県民の割合	49.7%

2 重点的取組2：育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域における災害からの避難体制の整備や避難所運営などにおいて、地域の「共助」の担い手としての自主防災組織の役割は、ますます重要となっていることから、自主防災組織活動の活性化に向けた取組を進めます。

特に、本計画では、自主防災組織活動を活性化させるため、新たに「地域防災課題解決プロジェクト」事業を展開し、自主防災組織による「共助」の取組への支援を行っていくこととしています。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度目標値	2022年度目標値	主担当部 (他の取組主体)
実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり	自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。	研修実施地域数 (地域防災総合事務所・地域活性化局単位)(累計)	3 地域/年	6 地域/年	15 地域/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
自主防災組織に対する活動支援の推進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、自主防災組織の活動支援を行う。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、自主防災組織の活動支援に取り組む市町数 (累計)	0 市町	3 市町	29 市町	防災対策部(県民、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
地域の防災活動に参加した県民の割合	29.8%
自主防災組織が活発に活動していると感じる県民の割合	15.1%

(2) 防災人材の活用

自主防災組織の活動を支援するため、みえ防災・減災センターで育成した「みえ防災コーディネーター」や「三重のさきもり」などの防災人材の活用を進めます。

特に、新たな取組として、「地域防災課題解決プロジェクト」事業を行う際には、育成した防災人材を積極的に活用し、「共助」の取組を進めるために必要となるマンパワーの不足を補うとともに、防災人材のスキルの向上を図ります。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用	「地域防災課題解決プロジェクト」の取組などにより、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材の活用促進を図る。	防災人材を活用して地域の防災活動支援に取り組む市町数（累計）	15 市町	29 市町	29 市町	防災対策部（県民、市町）
防災人材の育成・活動支援	「みえ防災・減災センター」において、「みえ防災人材バンク」登録者に対して、地域で実践活動を行うための研修を実施するとともに、これらの人材と地域活動の場のマッチングを行うことで、人材の活用を図る。	フォローアップ研修の実施回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	防災対策部
		防災人材と地域活動の場のマッチング実施回数	2 回/年	2 回/年	2 回/年	防災対策部（県民、市町）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
みえ防災・減災センターが育成した防災人材が活動した件数	140 件

(3) 消防団と自主防災組織の連携

自主防災組織の活動を支援するため、地域の防災活動の中核を担う消防団と自主防災組織の連携を進めます。

このため、大規模災害団員等の機能別消防団員の導入を市町に働きかけることにより消防団の活性化を図るとともに、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により自主防災組織と消防団の連携にかかる「手引書」を作成し、この「手引書」を活用した取組の水平展開を図ることとします。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（機能別消防団員の確保）	地域防災体制の中核的存在である消防団では、団員数の減少という課題に直面していることから、大規模災害団員等の機能別団員の導入を市町に働きかけ、消防団員の確保を図る。	機能別消防団員を導入した市町数	3 市町	5 市町	8 市町	防災対策部（県民、市町）
消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、取組の促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」で作成した手引書により作成する手引書に基づき、消防団と自主防災組織の連携に取り組む市町数（累計）	0 市町	6 市町	29 市町	防災対策部（県民、市町）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
消防団と連携した活動を行う自主防災組織数	77 組織

3 重点的取組3：各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

(1) 地域における避難行動要支援者対策の促進

これまでの取組では、地域における避難行動要支援者の個別支援計画作成が進まなかったことから、「地域防災課題解決プロジェクト」により、避難行動要支援者の個別支援計画の作成手法を確立し、これを水平展開するための取組を進めます。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
避難行動要支援者の個別支援計画作成の促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、取組の促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、避難行動要支援者の個別支援計画作成に取り組む市町数(累計)	0市町	6市町	29市町	防災対策部(県民、市町)
災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施	自主防災組織や消防団、地域住民等を対象として、災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、要援護者を支援する際の対応力を高める。	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
避難行動要支援者個別支援計画を作成した自主防災組織数	391組織

(2) 避難者の多様性に配慮した避難所運営

女性防災人材の育成や、要配慮者への配慮・女性の視点を取り入れた避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成を促進し、避難者の多様性に配慮した避難所運営が行われる体制の整備を進めます。

また、車中泊等避難所外避難者への対応については、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により検討した内容を「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に反映し、これをもとに避難所外避難者対策の水平展開を図ります。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	主担当部 (他の取組主体)
女性防災人材の育成	主に女性が中心となって活躍している専門職の職員や地域で先導的立場にある女性を対象として、それぞれの職場や避難所運営の防災現場など、さまざまな場面において、女性の視点で主体的に活動し、リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援する。	女性防災人材の育成人数（累計）	348人	410人	500人	防災対策部（県民、事業者）
避難所外避難者対策や要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、車中泊等避難所外避難者対策や、要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた避難所ごとの運営マニュアル策定の促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、避難所ごとの運営マニュアル策定に取り組む市町数（累計）	0市町	6市町	29市町	防災対策部（県民、市町）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
車中泊等避難所外避難者対策や、要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた避難所運営マニュアルを作成した避難所数	0避難所

4 重点的取組 4：近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

(1) 津波避難対策の促進

個人や地域の津波避難計画作成を促進するため、津波避難のための三重県モデルである「My まっぷラン」を活用した津波避難計画の作成促進に取り組みます。

また、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により、県内沿岸 19 市町において、津波避難にかかる地区防災計画の作成を進めます。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
「My まっぷラン」の取組の促進	津波避難に関する三重県モデルである「My まっぷラン」による住民一人ひとりの津波避難計画づくりの取組を促進し、地域における津波避難体制の整備を進める。	「My まっぷラン」取組地域数	50 地域	70 地域	100 地域	防災対策部(県民、市町)
津波避難にかかる地区防災計画の作成促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、津波避難にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、津波避難にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数(累計)	—	3 市町	19 市町	防災対策部(県民、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
津波避難にかかる地区防災計画を作成した地域数	72 地区

(2) 洪水時の避難対策の促進

県が管理する水位周知河川について、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図の公表を進めるとともに、中小河川における水位計の設置を行います。

また、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により、洪水避難にかかる地区防災計画の作成を県内全域に展開します。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	主担当部 (他の取組主体)
迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）	市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成河川数（累計）	14 河川	20 河川	32 河川	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進（危機管理型水位計の設置）	洪水時における水位状況を監視するため、危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数（累計）	0 箇所	110 箇所	181 箇所	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進（高潮浸水想定区域図の作成、潮位情報の提供）	伊勢湾沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を進めるとともに、水位周知海岸において、高潮特別警戒水位を設定し、この水位に達した時は関係市町長にこの旨を通知する。	高潮浸水想定区域図の作成	未実施	作成中	伊勢湾沿岸部の区域図の完成	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、洪水避難にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数（累計）	—	3 市町	29 市町	防災対策部（県民、市町）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
洪水避難にかかる地区防災計画を作成した地域数	40 地区

(3) 土砂災害時の避難対策の促進

土砂災害発生の危険性が高い地域等について住民への周知を図るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害に対する地域の避難体制の整備を進めます。

また、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により、土砂災害にかかる地区防災計画の作成を県内全域に展開します。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害対策の推進（土砂災害警戒区域の指定）	がけ崩れ、土石流により危害を受けるおそれのある区域を周知し、いち早く避難してもらえるよう、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区域の指定率	63.0%	86.0%	100%	県土整備部
土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、土砂災害にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数（累計）	—	3 市町	27 市町	防災対策部（県民、市町）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
土砂災害にかかる地区防災計画を作成した地域数	40 地区

5 重点的取組5：県・市町の災害対策活動をさらに強化する

(1) 市町への三重県版タイムラインの展開

台風を対象として、県災害対策本部におけるすべての部隊において、平成30年度から三重県版タイムラインの運用を開始することから、県地域機関および市町におけるタイムラインの策定を進め、県・市町間の災害対策活動を強化します。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部（他の取組主体）
			現状値	2019年度目標値	2022年度目標値	
市町版タイムラインモデルの検討	県タイムラインと連携した市町タイムラインの基本モデルを作成し、基本モデルに基づいて県内市町への水平展開を図る。	県タイムラインと連携した市町タイムラインを作成した市町数（累計）	未実施	6市町	29市町	防災対策部（市町）
地方部タイムラインの策定	県災害対策本部における災害対応力を一層強化していくために、県地方災害対策部が使用する地方部タイムラインの策定を行う。	地方部タイムラインの策定	未実施	全地方部における策定完了	—	防災対策部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
三重県版タイムラインと連動したタイムラインを策定した市町数	1市町

(2) 市町の受援体制の整備（物資、応援職員、ボランティア）

市町における物資輸送体制や、全国から派遣される応援職員の受入、災害ボランティアを現地で受け入れるための体制の整備など、市町における受援体制の整備を促進します。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
支援物資にかかる市町受援体制の整備促進	各市町に対し、支援物資の受入れ及び避難所への供給体制の整備を働きかけ、平成34年度までに29市町での整備完了をめざす	災害時の物資調達に係るマニュアル(市町災害対策本部物資担当や市町物資拠点担当)を作成した市町数	0市町	10市町	29市町	防災対策部(市町)
		支援物資に関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	なし	作成完了	—	防災対策部(市町)
自治体応援職員にかかる市町受援体制の整備促進	各市町に対し、自治体応援職員の受入体制の整備を働きかけ、平成34年度までに29市町での整備完了をめざす	災害時の自治体応援職員受入れに係るマニュアルを作成した市町数	0市町	10市町	29市町	防災対策部(市町)
		自治体応援職員に関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	なし	作成完了	—	防災対策部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	主担当部 (他の取組主体)
ボランティアにかかる市町受援体制の整備促進	各市町に対し、ボランティアの受入体制の整備を働きかけ、平成34年度までに29市町での整備完了をめざす	ボランティアの受入れに関する現地協働プラットフォームの構築につき地域防災計画等へ反映した市町数	0市町	6市町	29市町	防災対策部 環境生活部(市町)
		ボランティアに関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	なし	作成完了	—	防災対策部 環境生活部(市町)
災害時支援活動団体への支援	被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成するとともに、災害時の支援活動に意欲と能力があるNPOと事前に協定を締結し、迅速に被災者を支援する体制を拡充する。	協定締結団体数	2団体	3団体	5団体	環境生活部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
市町受援計画（※）が整備された市町数 ※ 受援体制（支援物資、自治来応援職員、ボランティア、その他）の整備に係る計画	0市町

(3) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築

県北部海拔ゼロメートル地帯における広域避難の実施にかかる具体的な手法等を確立するため、対応方針の検討を進めます。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討	協定内容や広域避難実施要領等の検証および充実を図るため、訓練を実施する。	訓練の実施	1回	1回	1回	防災対策部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
広域避難実施要領の改善を図った回数	1回/年

(4) 災害対策活動におけるＩＣＴ等の活用

三重県の防災情報のポータルサイト「防災みえ.jp」の利用や、「D O N E Tを活用した津波予測・伝達システム」の導入の促進などにより、災害対策活動におけるＩＴＣ等の活用を進め、業務の効率化を図ります。

特に、平成29年度から運用を開始した「防災情報プラットフォーム」については、操作を行う県や市町職員の習熟度を高めるとともに、訓練等を重ね、災害対策活動を効率的に実施するために運用面の改善を図ることとします。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
防災情報プラットフォームの活用促進（操作習熟度の向上）	災害対策本部設置時に運用する防災情報システムによる情報の収集・共有・分析・発信が有効かつ確実に行えるよう、市町担当者や地方部職員のシステムへの理解と操作習熟度を高めるための研修会等を実施する。	操作説明会、研修会等の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部（市町）
防災情報プラットフォームの活用促進（災害対策活動の効率化）	防災情報プラットフォームを活用し、迅速かつ的確に災害対策活動を実施できるよう、施設管理状況の集約や、応援・受援の状況把握などの機能を活用した訓練を実施し検証を行う。	防災情報プラットフォームを活用した訓練の実施	未実施	1回以上	1回以上	防災対策部
I C Tを活用した多様な手段による分かりやすい県民等への情報提供	「防災みえ.jp」によるさまざまな情報提供がより多くの県民等に利用されるようPRに努めるとともに、ホームページのスマートフォン対応や国管理河川の水位情報の表示など、分かりやすい情報提供のための機能改修を行う。	「防災みえ.jp」による情報提供手段の機能改修の実施	未実施	実施済	実施済	防災対策部（県民）

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「DONET を活用した津波予測・伝達システム」の整備	伊勢志摩サミットを契機に伊勢志摩地域に導入した「DONET を活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域への導入を進めるとともに、伊勢湾沿岸市町への導入についての検討を行う。	県南部地域へのシステムの導入	導入済	導入済	導入済	防災対策部(市町)
		伊勢湾沿岸地域におけるシステム導入方針の決定	未検討	方針決定	方針決定	防災対策部(市町)
みえ防災・減災センターを活用した災害現場でのICT活用事例の検討	国の動向等もふまえ、災害現場で活用可能なICT技術について、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用を検討する	地域防災研究会等においてICT活用の意見交換等を行った回数	未実施	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
防災みえ.jp から情報を得ている人の割合	17.2%
防災みえ.jp のメール配信サービス及びSNSを利用している人の総数	45,000人
DONET を活用した津波予測・伝達システムを導入した市町数	0市町

(5) 災害医療機能の強化

大規模災害発生時の災害医療コーディネート機能を確保し、災害医療ネットワークの構築を図るための取組を進めます。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保	発災時に災害拠点病院等が災害医療に対処できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるできるよう、各地域で年1回以上の災害医療コーディネーター研修を開催する。	災害医療コーディネーター研修の開催回数	9回/年	9回/年	9回/年	健康福祉部(事業者)
地域における災害医療ネットワークの構築	地域において、訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。	訓練、研修等参加機関数	41機関	40機関	40機関	健康福祉部(事業者)
災害拠点病院等の業務継続体制の強化促進	災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関等におけるBCP(業務継続計画)の作成を促進する。	BCPを作成した災害拠点病院等の施設数	7施設	20施設	20施設	健康福祉部(事業者)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
資質向上を図った災害医療コーディネーターの人数	41人
災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数	26チーム

(6) 防災関係機関との連携

大規模災害発生時の県災害対策本部の運営体制や広域支援体制を確立し、一層強固なものとするため、防災関係機関との連携を深めます。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練	住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部及び全ての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回	13回	13回	防災対策部(事業者、市町、防災関係機関)
防災関係機関との連携強化	東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。	連携会議の開催	1回	2回	2回	防災対策部(防災関係機関)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
県・市町・防災関係機関等との連携の充実・強化を図った回数	13回

(7) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応

国による大規模地震対策措置法に基づく地震防災応急対策の見直しにともない、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された際の県における地震災害警戒体制について、検討を行います。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
大規模地震対策特別措置法の見直しに伴う地震災害警戒本部の検討	国の大規模地震対策特別措置法等の見直しに合わせ、県における南海トラフ地震の活動計画を整備する。	見直し完了	国による見直し作業中	(国の動向に合わせ) 見直し完了	—	防災対策部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
「大規模地震対策特別措置法」の見直しに伴う新たな防災対応の整備完了	未実施

(8) 重要施設の非構造部材の耐震化

県内の公立小中学校や、県立学校における非構造部材の耐震化を促進します。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の推進	県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成26年度に実施した専門家による点検結果をふまえ、耐震対策に取り組む。	県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	65棟	0棟	0棟	教育委員会
公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の推進	市町に対して、屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期の実施や、その他の非構造部材の耐震点検、耐震対策の実施を働きかける。	公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	13棟	3棟	0棟	教育委員会(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	65棟
公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	13棟

(9) 災害救助法、被災者生活再建支援法業務への対応力の強化

平成 29 年の台風第 21 号では、県内で災害救助法および被災者生活再建支援法が適用されたことから、これら業務等について、平時から研修等を行い、県および市町の関係職員の対応力の向上を図ります。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
災害救助法にかかる業務への県・市町関係職員の対応力向上	災害救助法にかかる担当者会議を実施することにより、県・市町関係職員の対応力向上を図る。	災害救助法にかかる県・市町職員向け担当者会議の開催回数	1回/年	1回/年	1回/年	健康福祉部(市町)
被災者生活再建支援法への対応力強化	県・市町職員を対象とした被災者生活再建支援法にかかる研修会の開催	研修会の実施	1回	1回	1回	防災対策部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
災害救助法にかかる担当者会議に出席した県・市町関係職員数	61人
被災者生活再建支援法にかかる研修会の受講人数	67人

(10) 被災建築物応急危険度判定士等の確保

平成 28 年の熊本地震では、被災した建物等の危険度の判定や罹災証明書の発行に必要となる住家の被害認定に時間を要したことから、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士、住家被害認定調査員等を養成し、災害発生時に必要となる人数の確保を図ります。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
被災建築物 応急危険度 判定士の養 成	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定する被災建築物応急危険度判定士の養成を行う。	判定士養成講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
被災宅地危 険度判定士 の養成	宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害防止のための被災宅地危険度判定を実施する判定士の養成を行う。	判定士養成講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
住家被害認 定調査に關 する体制検 討	県・市町職員を対象とした住家被害認定調査にかかる研修会の開催	研修会の実施	1回	1回	1回	防災対策部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
被災建築物応急危険度判定士の登録者数	1,764 人
被災宅地危険度判定士の登録者数	802 人
住家被害認定調査可能登録者数	県 77 人 市町 299 人

6 重点的取組6：様々な主体による防災力をさらに向上する

(1) 防災教育の推進と学校、家庭、地域の連携

学校現場に定着した防災教育の取組を、引き続き推進します。

特に、本計画では、これまでに行ってきました学校と地域との連携だけでなく、家庭との連携を促進するための取組を進めます。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	主担当部 (他の取組主体)
防災ノート等の活用による防災教育の推進	公立小中義務教育学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	100%	100%	100%	教育委員会環境生活部(事業者、市町)
学校防災リーダーの養成	公立小中義務教育学校及び県立学校に、防災に関する知識、能力を持った教職員を各校1名以上配置し、中核となり、防災教育に取り組む。	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	100%	教育委員会(市町)
防災に関する学校と家庭・地域との連携の推進	公立小中義務教育学校及び県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。	家庭や地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	93.5	100%	100%	教育委員会(県民、市町)
教職員研修の充実	初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。	初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等で防災教育研修を実施した割合	100%	100%	100%	教育委員会(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことがある県民の割合	16.0%
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	93.5%

(2) 福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保

平成 29 年に水防法および土砂災害防止法が改正され、洪水や土砂災害のおそれがある区域に立地する要配慮者施設に「避難確保計画」の作成が義務付けられたことから、県内の要配慮者施設における「避難確保計画」の作成の取組を促進します。

また、これまでの取組により福祉避難所の施設数は一定確保されたことから、今後は、福祉避難所の運営体制の確立や、県民のみなさんへの周知等を進めることとします。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
災害時福祉支援リーダーの養成	災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。	災害時福祉支援リーダー養成講座受講者数	140 人	280 人	490 人	健康福祉部(事業者、市町)
福祉避難所運営マニュアルの作成促進	福祉避難所の運営体制を確立するため、各福祉避難所ごとの運営マニュアル作成を支援する。	福祉避難所運営マニュアルの作成を支援した施設の割合	45.0%	59.0%	80.0%	健康福祉部(事業者、市町)
福祉避難所の確保・周知	福祉避難所の必要数を確保しようとする市町に対する支援を行うとともに、指定された福祉避難所の周知を促進する。	福祉避難所の公示を行った市町数	20 市町	24 市町	29 市町	健康福祉部(事業者、市町)
要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成の促進	要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成を支援する。	市町に対し、要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成促進の働きかけを実施した回数	2 回/年	2 回/年	2 回/年	健康福祉部 県土整備部(事業者、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
福祉避難所の運営体制が確立された率（災害時福祉支援リーダーを配置し、運営マニュアルが作成された福祉避難所の割合）	45%
要配慮者利用施設における「避難確保計画」を作成した施設数	64 施設

(3) 観光客支援対策

これまでに実施してきた観光防災の取組を、人材育成、課題や対策の検討、訓練による検証という一連の流れとして再構築することにより、効果的かつ継続的な取組への進展を図ります。

また、これらの取組事例を参考に、より多くの観光地において観光防災に取り組まれるよう、県全体への水平展開を図ります。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
観光関係者に向けた観光防災の取組事例の共有	県内全域での観光防災の主体的な取組を促すため、これまでの先進的な取組や新たに取り組んだ優良事例を、県内の観光関係者へ情報共有する場を設け、観光防災の取組を県内全域へ展開する。	セミナーの開催数	未実施	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部(事業者、市町)
観光地の防災対策にかかる人材育成および課題検討の場づくり	県内観光地の防災・減災対策を一層促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員等を対象として、防災面からの知識の習得や各観光地ごとで課題の掘り起しを行い、地域の課題解決に必要な人材の育成や課題検討の場を設置する。	課題検討回数	未実施	2回/年	2回/年	防災対策部 雇用経済部(県民、事業者、市町)
観光客への対応を想定した訓練の実施	地理に不案内の観光客が災害発生時に適切な避難行動がとれるよう、市町、観光事業者、観光関係団体等とともに、観光客への対応を想定した訓練を実施し、課題解決に向けた検証を行う。	訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部(県民、事業者、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
観光防災に取り組む市町数	5市町

(4) 内陸直下型地震への対応

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」等において公表している「三重県内活断層図」を活用し、内陸直下型地震に対する県民や地域の意識の向上を図り、「自助」、「共助」の取組の促進を図ります。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	主担当部 (他の取組主体)
内陸直下型 地震にかか る防災啓発 の推進	防災シンポジウム等を開催し、県民に対して内陸直下型地震にかかる防災啓発を実施する。	シンポジウム等の開催回数	3回/年	3回/年	3回/年	防災対策部(県民、市町)
	防災講話や出前トークの実施により、内陸直下型地震について、住民への周知啓発を行う。	防災講話、出前トークの実施回数	41回/年	50回/年	50回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
	地震の揺れを再現できる「防災啓発車」を活用し、内陸直下型地震にかかる体験型の防災啓発を実施する。	防災啓発車による啓発回数	90回/年	90回/年	90回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
自宅周辺の内陸直下型地震の危険性について理解している県民の割合	37.8%

7 重点的取組7：災害に強いまちづくり（ハード整備の推進）を進める

（1）緊急輸送道路等の確保対策

高速道路をはじめとした高規格幹線道路について、未事業化区間の早期事業化を国に働きかけ、ミッシングリンクの解消を図ります。

また、これまでの取組により、緊急輸送道路の整備が一定進んだことから、今後は、適切な維持管理体制を構築し、機能の確保を図ることとします。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度目標値	2022年度目標値	主担当部 (他の取組主体)
高規格幹線道路の整備促進	ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路について、関係機関等と早期整備に向けて協力して取り組む。	高規格幹線道路の整備率（供用率）	77.1%	86.1%	87.8%	県土整備部（事業者）
緊急輸送道路の機能確保	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に応える輸送機能の確保を図る。	緊急輸送道路上の橋梁の点検実施率	-	37.5%	100%	県土整備部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
高規格幹線道路の整備率（供用率）	77.1%
緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	95.6%

(2) 洪水防止対策の推進

県が管理する河川やダムの計画的な整備を行うことにより、洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るとともに、河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去を計画的に進めます。

また、平成 29 年台風第 21 号では、県内でも多くの浸水被害が発生したことから、老朽化が著しく、災害発生時に農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある排水機場について、耐震対策および長寿命化に取り組みます。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部 (他の取組主体)
				目標値	目標値	
洪水防止対策の推進（河川・ダムの整備）	洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るため、県が管理する河川やダムの整備を着実に進める。	河川整備延長（累計）	467km	470km	471km	県土整備部
洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）	河川内の堆積土砂は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、浸水などの災害を助長する恐れがあることから、洪水発生時における災害の未然防止を図るため、河川堆積土砂の撤去を進める。	河川堆積土砂の撤去（万m ³ /年）	10万m ³	9万m ³	9万m ³	県土整備部
基幹的農業水利施設の耐震対策および長寿命化	老朽化が著しく、災害発生時に農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある排水機場について、耐震対策および長寿命化に取り組む。	耐震対策および長寿命化を実施した排水機場	7か所	10か所	13か所	農林水産部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
河川事業により自然災害から守られる人家数	106,400 戸

(3) 海岸保全対策の推進

高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、対策を図ります。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	主担当部 (他の取組主体)
海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）	津波・高潮による被害を軽減するため、海岸堤防等の海岸保全施設について、脆弱箇所の補強対策、耐震対策及び老朽化対策等の必要な整備を進める。	農地・漁港海岸保全施設等整備延長（累計）	3,857m	4,966m	4,966m	農林水産部
		整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長（累計）	142.9km	145.2km	148.0km	県土整備部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
海岸事業により自然災害から守られる人家数	41,101 戸

(4) 土砂災害対策の推進

土砂災害による危険性を周知し、被害を防止するため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、局地的な大雨等の被害を未然に防止するため、県が選定する山地災害危険地区における治山対策や、「みえ森と緑の県民税」を活用して、災害に強い森林づくりを進めます。

また、下流に人家等があり、地震等により決壊した場合に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池が多くあることから、農業用ため池の耐震対策を進めます。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進	がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害による被害を防止するため、砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を推進する。	整備着手箇所数(累計)	900 箇所	920 箇所	932 箇所	県土整備部
治山対策の推進	県が選定する山地災害危険地区において、局地的豪雨の被害を未然に防止するため、荒廃山地等の整備を行う。また、災害発生時ににおける地域住民の減災対策として、山地災害危険地区の更新に伴い、地域防災計画への掲載及びホームページでの公表を行う。	整備着手箇所数(累計)	2,135 箇所	2,235 箇所	2,235 箇所	農林水産部
災害に強い森林づくりの推進	「みえ森と緑の県民税」を活用し、土砂と流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行うとともに、渓流に異常堆積し、流下するおそれのある土砂や流木等の除去を進め、洪水や山崩れに強い森林をつくる。	対策実施箇所(累計)	131 箇所	230 箇所	230 箇所	農林水産部
農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	下流に人家等があり、地震等により決壊した場合に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、耐震対策に取り組む。	耐震対策を実施した農業用ため池	43 か所	44 か所	51 か所	農林水産部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
土砂災害防止事業等により自然災害から守られる人家数	53,569 戸

第8章 行動計画

第8章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示しています。

ここに掲げた行動項目が、本計画におけるすべての取組となります。

【行動項目の記載例】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
○○○○○ ○○○○○ ○○ ※1	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○。 ※2	○○○○○○ ○ ※3	※4	※5	※6	※7

※1 行動項目

具体的な取組（行動）の名称を記載。

第7章の「課題解決に向けた重点的取組」において、「重点行動項目」に位置づけた行動項目については、項目名の後に【重点】と記載。

※2 取組内容

当該行動項目にかかる県の主な取組内容を記載。

※3 目標項目

取組内容の進捗を把握するための目標項目を記載。

※4 現状

目標項目の現状（平成29年度末実績）を、数値あるいは定性的表現で記載。

なお、現時点で、平成29年度末実績の把握が困難なものについて、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(○○年度末)」等と記載。

※5 2019年度目標値

目標項目の2019年度末での状態、2年間の取組量や毎年の取組量、2年後の進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。

※6 2022年度目標値

目標項目の2022年度末での状態、5年間の取組量や毎年の取組量、5年後の進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。

※7 主担当部

中心となって担当する県の担当部を記載。また、()内には、「県民」や「市町」等、県以外で関係する取組主体を記載。

- ▶ なお、それぞれの行動項目については、現時点で確定しているものではなく、今後の予算調整等を経て、確定に向けた調整を進めていくものとします。

※ 行動項目の取組内容については、一部調整中

I 災害予防・減災対策

南海トラフ地震やそれによって引き起こされる津波、活断層を震源とする内陸直下型地震のほか、台風や大雨等による風水害など、私たちは、災害発生のリスクと隣り合わせで普段の生活を送っています。

こうした災害を抑制することはできませんが、災害の発生前から事前に対策を講じることで、被害の拡大を防ぎ、少なくすることはできます。

災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講すべき対策を進めます。

【施策項目】 1 自助・共助を育む対策

【施策項目】 2 安全な避難空間の確保のための対策

【施策項目】 3 災害に強いまちづくりを推進するための対策

【施策項目】 4 緊急輸送の確保

【施策項目】 5 防災体制の整備・強化

【施策項目】 6 特定自然災害への備え

【施策項目】 1 自助・共助を育む対策

【施策小項目】 (1) 県民や地域の防災対策の促進

住宅耐震化や家具固定、個人備蓄など、県民の皆さんの「自助」の対策を促進するための取組を進めます。

また、防災講話や出前トークなど、県民を対象とした防災啓発を実施し、防災意識の向上を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
住宅の耐震化の促進【重点】	住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進する。	住宅耐震化にかかる戸別訪問の実施件数(戸/年)	1万戸/年	1.4万戸/年	1.4万戸/年	県土整備部(県民・市町)
	耐震性のない木造住宅の除却や耐震改修を行うための設計・工事への支援を行う。	住宅耐震化にかかる除却、耐震改修の県補助金交付件数(戸/年)	166戸/年	200戸/年	200戸/年	県土整備部(県民・市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
家具固定、転倒防止対策の促進【重点】	家具の転倒や散乱防止のための啓発を、住宅耐震化にかかる啓発と連携して実施することにより、県民の総合的な耐震対策の取組を促進する。	住宅耐震化にかかる啓発と連携した家具固定・転倒防止の啓発実施件数（件／年）	—	1.4万件/年	1.4万件/年	防災対策部(県民・市町)
防災啓発の推進【重点】	みえ防災・減災センターによる防災シンポジウムや、気象台と共に催による防災気象講演会等を開催し、県民に対して防災啓発を実施する。	シンポジウム等の開催回数	4回/年	5回/年	5回/年	防災対策部(県民・市町)
	防災講話や出前トークの実施により住民への周知啓発を行う。	防災講話、出前トークの実施回数	150回/年	160回/年	170回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
	防災に関する県民の「意識」を「行動」に結びつけていくため、「防災の日常化」を意識した防災啓発について、マスメディアを活用して発信する。	報道機関に資料提供した防災啓発の取組が、メディアで取り上げられた割合	71.8%	70%以上	70%以上	防災対策部
	地震の揺れを再現できる「防災啓発車」を活用し、体験型の防災啓発を実施する。	防災啓発車による啓発回数	508回/年	510回/年	510回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
防災啓発モデル素材の作成	県防災技術指導員や職員等が出前トークや防災研修等の機会で説明する際に、内容の一定以上のレベルを保つため、防災啓発のモデル素材を作成する。	南海トラフ地震対策の啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
		内陸直下型地震対策の啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
		風水害対策の啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
		復旧・復興期まで視野を広げた啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
内陸直下型地震にかかる防災啓発の推進	防災シンポジウム等を開催し、県民に対して内陸直下型地震にかかる防災啓発を実施する。	シンポジウム等の開催回数	3回/年	3回/年	3回/年	防災対策部(県民、市町)
	防災講話や出前トークの実施により、内陸直下型地震について、住民への周知啓発を行う。	防災講話、出前トークの実施回数	41回/年	50回/年	50回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
	地震の揺れを再現できる「防災啓発車」を活用し、内陸直下型地震にかかる体験型の防災啓発を実施する。	防災啓発車による啓発回数	90回/年	90回/年	90回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
「みえ防災・減災アーカイブ」の活用促進【重点】	県民の防災意識の向上に資するため、被災者による災害経験の証言集や、みえの防災大賞等地域防災活動の優良事例集、みえ防災・減災センターが実施した調査・研究結果等の防災啓発コンテンツを収集してアーカイブ化し、ホームページ上で公開する。 また、アーカイブの活用促進を図るため、防災イベントや児童館等において、アーカイブの展示を行う。	アーカイブ化したコンテンツの数(累計)	361件	381件	400件	防災対策部
		防災イベントや児童館等でアーカイブの展示を行った件数(件/年)	8件/件	8件/件	8件/件	防災対策部
三重県総合博物館、三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施	児童生徒をはじめ県民の防災に関する学習活動を支援するため、三重県総合博物館、三重県立図書館、児童館等と連携した啓発を実施する。	三重県総合博物館、三重県立図書館、児童館等と連携した啓発取組数	3件	4件	5件	防災対策部 環境生活部
みえの防災大賞の実施	自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰し、周知を図ることにより、活動の活性化を促進する。	実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民・事業者・市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「Myまつぶラン」の取組の促進【重点】	津波避難に関する三重県モデルである「Myまつぶラン」による住民一人ひとりの津波避難計画づくりの取組を促進し、地域における津波避難体制の整備を進める。	「Myまつぶラン」取組地域数	50 地域	70 地域	100 地域	防災対策部(県民・市町)
津波避難にかかる地区防災計画の作成促進【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、津波避難にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	津波避難にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	—	3 市町	29 市町	防災対策部(県民・市町)
迅速な避難に資する情報提供の推進(河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供)【重点】	市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成県管理河川数（累計）	14 河川	20 河川	32 河川	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進(危機管理型水位計の設置)【重点】	洪水時における水位状況を監視するため、危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数（累計）	0 箇所	110 箇所	181 箇所	県土整備部
洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、ハザードマップや洪水避難にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	洪水避難にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	—	3 市町	29 市町	防災対策部(県民・市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害対策の推進（土砂災害警戒区域の指定）【重点】	がけ崩れ、土石流により危害を受けるおそれのある区域を周知し、いち早く避難してもらえるよう、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区域の指定率	63.0%	86.0%	100.0%	県土整備部
土砂災害にかかる地区防災計画作成促進【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、ハザードマップや土砂災害にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	土砂災害にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	—	3市町	27市町	防災対策部（県民・市町）
迅速な避難に資する情報提供の推進（高潮浸水想定区域図の作成、潮位情報の提供）	伊勢湾沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を進めるとともに、水位周知海岸において、高潮特別警戒水位を設定し、この水位に達した時は関係市町長にこの旨を通知する。	高潮浸水想定区域図の作成	未実施	作成中	伊勢湾沿岸部の区域図の完成	県土整備部
市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援	雨水が下水道や河川に排水できないことから発生する浸水及び避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の向上を図るために、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。	公表した市町数（累計）	2市町	3市町	5市町	県土整備部

【施策小項目】(2) 防災人材の育成・活用

みえ防災・減災センターを活用して、防災に関する専門的な知識を持った人材や、地域で率先して行動することができる人材を育成・活用し、地域の防災力向上を図ります。

特に、避難所運営等において、男女共同参画や災害時の障がい者の特性などを理解した防災人材の育成や活用を進めます。

また、市町、地域、企業等の防災人材等の活動支援に取り組みます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「みえ防 災・減災セン ター」による 防災人材等 リソースの 活用【重点】	みえ防災・減災センターと市町 が連携し、市町が取り組む防災活 動へのコーディネーター派遣等を行 い、「みえ防災人材バンク」に登 録された防災人材の活用促進を図 る。	防災人材を活用 して地域の防災 活動支援に取り 組む市町数（累 計）	15 市町	29 市町	29 市町	防災対 策部（県 民、市 町）
防災人材の 育成・活動支 援【重点】	みえ防災・減災センターにおい て、「みえ防災人材バンク」登録者 に対して、地域で実践活動を行う ための研修を実施するとともに、 これらの人材と地域活動の場のマ ッチングを行うことで、人材の活 用を図る。	フォローアップ 研修の実施回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	防災対 策部
		防災人材と地域 活動の場のマッ チング実施回数	2 回/年	2 回/年	2 回/年	防災対 策部（県 民、市 町）
女性防災人 材の育成【重 点】	主に女性が中心となって活躍し ている専門職の職員や地域で先導的 立場にある女性を対象として、 それぞれの職場や避難所運営の防 災現場など、さまざまな場面にお いて、女性の視点で主体的に活動 し、リーダーシップを発揮できる 人材を育成するとともに、育成し た人材のネットワークを構築し、 相互の連携と継続的な活動を支援 する。	女性防災人材の 育成人数（累計）	348 人	410 人	500 人	防災対 策部（県 民、事業 者）

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施 【重点】	自主防災組織や消防団、地域住民等を対象として、災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、要援護者を支援することによる、対応力を高める。	研修実施回数 ※自主防災組織リーダー研修	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民)
防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進めます。	女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合	100.0%	100.0%	100.0%	防災対策部環境生活部
女性消防団員の確保	防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成するため、女性消防団員の確保を図る。	女性消防団員数	486人	490人	498人	防災対策部(市町)
市町、地域、企業等における防災人材の活動支援	地域の防災・減災取組に関するニーズと防災人材を結びつける場を設けるとともに、OJTにより育成した防災人材のフォローアップ、スキルアップを支援し、地域での活躍に結びつける。	研修実施回数 ※フォローアップ研修	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施	市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。	研修実施回数 ※市町職員研修	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)

【施策小項目】(3) 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

自主防災組織リーダーの育成や活動の支援等を行うことにより、自主防災組織の活動の活性化を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
実践的な活動ができる 自主防災組織リーダーづくり【重 点】	自主防災組織リーダー研修をリ ニューアルして、研修カリキュラ ムに地域での訓練の企画・運営を はじめ、消防団活動への理解と連 携を深める内容を盛り込むなど、 より実践的な活動ができるリーダー を養成する。	研修実施地域数 (地域防災総合 事務所・地域活性 化局単位) (累計)	3 地域/ 年	6 地域/ 年	15 地域/ 年	防災対 策部(県 民、事業 者、市 町)
自主防災組 織に対する 活動支援の 推進【重点】	様々な地域の防災課題の解決の ため、みえ防災・減災センターと 市町が連携し、効果的な解決手法 を検討し、「地域防災課題解決プロ ジェクト」の成果をふまえ、自主 防災組織の活動支援を行う。	「地域防災課題 解決プロジェク ト」で作成した手 引書をふまえ、自 主防災組織の活 動支援に取り組 む市町数 (累計)	0 市町	3 市町	29 市町	防災対 策部(県 民、市 町)
「自主防災 組織リーダ ーハンドブ ック」の改訂	これからの中止県における自主 防災組織のあるべき姿や地域にお ける防災活動の進め方等を記載 し、自主防災組織リーダー研修時 のテキストや地域課題解決にかかる モデル事業の水平展開等に活用 するため、現在の「自主防災組織 リーダーハンドブック」の内容を 改訂する。	自主防災組織リ ーダーハンドブ ックの改訂	未実施	改訂済	見直し	防災対 策部(市 町)
みえの防災 大賞の実施 (再掲)	自主的な防災活動を行っている 団体について、その活動内容を表 彰し、周知を図ることにより、活 動の活性化を促進する。	実施回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	防災対 策部(県 民・事業 者・市 町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
自主防災組織の活動状況の把握	自主防災組織実態調査を実施し、自主防災組織の活動状況を把握することにより、共助の取組検証資料として活用する。 (H30：調査項目の検討、H31・34：調査実施：3年に1回)	自主防災組織実態調査の実施	未実施	実施	実施	防災対策部(市町)
地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（機能別消防団員の確保）【重点】	地域防災体制の中核的存在である消防団では、団員数の減少という課題に直面していることから、大規模災害団員等の機能別団員の導入を市町に働きかけ、消防団員の確保を図る。	機能別消防団員を導入した市町数	3市町	5市町	8市町	防災対策部(県民、市町)
消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、消防団と自主防災組織の連携強化を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」で作成した手引書により、消防団と自主防災組織の連携促進に取り組む市町数（累計）	0市町	3市町	29市町	防災対策部(県民、市町)
女性消防団員の確保（再掲）	防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成するため、女性消防団員の確保を図る。	女性消防団員数	486人	490人	498人	防災対策部(市町)
消防団員の教育訓練の充実	災害時要援護者への支援など災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。	教育訓練に参加する団員が所属する市町数	29市町	29市町	29市町	防災対策部(市町)
消防団の活動支援	団員数の減少、被雇用者団員の増加等の問題に対応し、消防団の充実強化（活性化）を促進する。	消防団の活性化に取り組む市町数	29市町	29市町	29市町	防災対策部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進	企業に勤める従業員の能力や行動力を、地域の防災力向上に生かしていくため、従業員の消防団、自主防災組織等への参加について、理解が進むよう企業に対する啓発を実施する。	消防団協力事業所数	227事業所	231事業所	238事業所	防災対策部(事業者)
県防災技術指導員の地域防災活動支援スキルの向上	みえ防災・減災センター教員が指導を行う地域の防災活動の現場において、県防災技術指導員がセンター教員の補助を行うことにより、地域防災活動支援スキルの向上を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」の実践の場としての自主防災組織の活動現場に、県防災啓発指導員が同行した回数(指導員一人あたり)	1回/年	2回/年	3回/年	防災対策部

【施策小項目】(4) ボランティア活動の促進

災害ボランティアの受入体制の整備や、災害ボランティアとして活躍できる団体や人材の発掘・育成を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時外国人住民支援ボランティア人材の育成	基本的な災害知識、災害時の外国人支援に関する知識及び多言語支援の役割・機能を学ぶ研修を実施し、各市町の避難所やみえ災害時多言語支援センターなどで活動できる人材を育成する。	「災害時外国人住民支援ボランティア養成研修」修了者	40名／年	40名／年	40名／年	環境生活部

【施策小項目】(5) 企業事業所の防災対策の促進

企業における防災担当者の育成やBCP作成の支援、防災対策融資制度の説明等を通じて、県内企業の防災対策を促進します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
企業防災担 当者的人材 育成	企業を対象とした防災に関する研修を開催するとともに、企業が独自に実施する研修の支援を行う。	開催回数	5回/年	5回/年	5回/年	防災対 策部(事 業者)
事業所等に おける業務 継続計画(B CP)策定の 促進	業務継続計画(BCP)の策定など、事業者等における自主的な防災対策を促進するため、講習会の開催や広報活動による周知を実施する。	事業所等へのBCPに関する説明会等回数	54件/年	50件/ 年	50件/年	防災対 策部(事 業者)
企業向け防 災対策融資 制度の周知	企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資制度の周知や各種情報を提供する。	情報提供回数	1回以 上/年	1回以 上/年	1回以 上/年	雇用経 済部(事 業者)

【施策小項目】(6) 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

家庭や地域と連携した防災教育・防災対策を推進し、「自助」、「共助」の取組の促進を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災ノート 等の活用に よる防災教 育の推進【重 点】	公立小中義務教育学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	100.0%	100.0%	100.0%	教育委員会 環境生活部(県民、事業者、市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
学校防災リーダーの養成【重点】	公立小中義務教育学校及び県立学校に、防災に関する知識、能力を持った教職員を各校1名以上配置し、中核となり、防災教育に取り組む。	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	100.0%	100.0%	100.0%	教育委員会(市町)
防災に関する学校と地域との連携の推進【重点】	公立小中義務教育学校及び県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。	家庭や地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	93.5%	100.0%	100.0%	教育委員会(県民、市町)
教職員研修の充実【重点】	初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。	初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等で防災教育研修を実施した割合	100%	100%	100%	教育委員会(市町)
家庭の耐震化につながる防災教育の実施	防災啓発素材の活用、防災講話の実施や防災ノート等を使っての児童生徒の防災教育をきっかけとして、住宅の耐震化や家具類の固定化が促進されるよう啓発する。	防災ノート等を使用して家具類の固定化等の防災対策の啓発を行っている学校の割合	60.0%	76.0%	100.0%	教育委員会(県民、市町)

【施策項目】 2 安全な避難空間の確保のための対策

【施策小項目】(1) 避難対策等の推進

地域の避難体制や住民主体による避難所運営体制、観光客の防災対策など、避難対策の推進を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
「Myまつ ぶラン」の取 組の促進（再 掲）【重点】	津波避難に関する三重県モデルである「Myまつぶラン」による住民一人ひとりの津波避難計画づくりの取組を促進し、地域における津波避難体制の整備を進める。	「Myまつぶラン」取組地域数	50 地域	70 地域	100 地域	防災対策部（県民、市町）
津波避難に かかる地区 防災計画計 画の作成促 進（再掲）【重 点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、津波避難にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめ。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	津波避難にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	—	3 市町	29 市町	防災対策部（県民、市町）
迅速な避難 に資する情 報提供の推 進（河川浸水 想定区域図 の作成、水位 情報の提供） （再掲）【重 点】	市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成河川数（累計）	14 河川	20 河川	32 河川	県土整備部
迅速な避難 に資する情 報提供の推 進（危機管理 型水位計の 設置）（再掲） 【重点】	洪水時における水位状況を監視するため、危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数（累計）	0 箇所	110 箇所	181 箇所	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水避難にかかる地区防災計画作成促進（再掲）【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、ハザードマップや洪水避難にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	洪水避難にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	—	3市町	29市町	防災対策部（県民、市町）
土砂災害対策の推進（土砂災害警戒区域の指定）（再掲）【重点】	がけ崩れ、土石流により危害を受けるおそれのある区域を周知し、いち早く避難してもらえるよう、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区域の指定率	63.0%	86.0%	100.0%	県土整備部
土砂災害にかかる地区防災計画作成促進（再掲）【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、ハザードマップや土砂災害にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	土砂災害にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	—	3市町	27市町	防災対策部（県民、市町）
迅速な避難に資する情報提供の推進（高潮浸水想定区域図の作成、潮位情報の提供）（再掲）【重点】	伊勢湾沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を進めるとともに、水位周知海岸において、高潮特別警戒水位を設定し、この水位に達した時は関係市町長にこの旨を通知する。	高潮浸水想定区域図の作成	未実施	作成中	伊勢湾沿岸部の区域図の完成	県土整備部
市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援（再掲）	雨水が下水道や河川に排水できないことから発生する浸水及び避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の向上を図るために、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。	公表した市町数（累計）	2市町	3市町	5市町	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
避難行動要支援者の個別支援計画作成の促進【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、避難行動要支援者の個別支援計画作成にかかるモデル事業を実施し、効果的な取組の確立を図る。	避難行動要支援者の個別支援計画作成のためのモデル事業に取り組む市町数(累計)	0 市町	6 市町	12 市町	防災対策部(県民、市町)
要配慮者施設における「避難確保計画」作成の促進【重点】	要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成を促進するため、市町担当者を対象とした説明会等を開催し、市町による要配慮者利用施設の計画作成支援を働きかける。	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援を働きかけた回数	2 回/年	2 回/年	2 回/年	健康福祉部 県土整備部(事業者、市町)
土砂災害対策の推進(土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化)	市町等が住民の的確な避難行動を誘導できるよう、土砂災害警戒避難体制づくりへの支援を強化する。	土砂災害担当者会議などの実施	4 回/年	4 回/年	4 回/年	県土整備部
避難所外避難者の要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進【重点】	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、車中泊等避難所外避難者対策や、要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた避難所ごとの運営マニュアル策定の促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、避難所ごとの運営マニュアル策定に取り組む市町数(累計)	0 市町	6 市町	29 市町	防災対策部(県民、市町)
災害時福祉支援リーダーの養成【重点】	災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。	災害時福祉支援リーダー養成講座受講者数	140 人	280 人	490 人	健康福祉部(事業者)
福祉避難所運営マニュアルの作成促進【重点】	福祉避難所の運営体制を確立するため、各福祉避難所ごとの運営マニュアル作成を支援する。	福祉避難所運営マニュアルの作成を支援した施設の割合	45.0%	59.0%	80.0%	健康福祉部(事業者)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
福祉避難所 の確保・周知 【重点】	福祉避難所の必要数を確保しようとする市町に対する支援を行うとともに、指定された福祉避難所の周知を促進する。	福祉避難所の公表を行った市町数	20 市町	24 市町	29 市町	健康福祉部(事業者)
介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進	災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を促進する。	働きかけを行った施設の割合	100.0%	100.0%	100.0%	健康福祉部(事業者)
避難所におけるトイレの確保およびトイレ運用方法の確立	みえ防災・減災センターの調査・研究事業を活用し、避難所におけるトイレの確保や運用方法等について、課題と対策を検討し、三重県避難所運営マニュアル策定指針に反映する。	避難所のトイレ対策の三重県避難所運営マニュアルへの反映	未実施	課題と対策の検討	マニュアルへの反映完了	防災対策部
観光関係者に向けた観光防災の取組事例の共有【重点】	県内全域での観光防災の主体的な取組を促すため、これまでの先進的な取組や新たに取り組んだ優良事例を、県内の観光関係者へ情報共有する場を設け、観光防災の取組を県内全域へ展開する。	セミナーの開催数	—	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部(事業者、市町)
観光地の防災対策にかかる人材育成および課題検討の場づくり【重点】	県内観光地の防災・減災対策を一層促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員等を対象として、防災面からの知識の習得や各観光地ごとで課題の掘り起しを行い、地域の課題解決に必要な人材の育成や課題検討の場を設置する。	課題検討回数	—	2回/年	2回/年	防災対策部 雇用経済部(事業者、市町)
避難所、避難場所等の適正な指定の促進	市町における避難所、避難場所の適正な指定に向けて研修会等を開催する。	研修会等の開催数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
発災時における集落の孤立可能性の把握	災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保に向けた備えとして、市町が実施する孤立化防止対策事業に対して支援を行う。	孤立可能性集落の把握	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
緊急輸送道路となっている街路における無電柱化の推進	大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や復旧活動に障害が及ぶことが想定される。このため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。	緊急輸送道路となっている街路で無電柱化された箇所数(累計)	12箇所	15箇所	16箇所	県土整備部
防災面で悪影響を及ぼす空き家対策の推進	空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町が策定する「空家等対策計画」の策定支援を行う。	空家等対策計画策定市町数	15市町	18市町	23市町	防災対策部 県土整備部(市町)
災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施(再掲)【重点】	自主防災組織や消防団、地域住民等を対象として、災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、要援護者を支援する際の対応力を高める。	研修実施回数 ※自主防災組織リーダー研修	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民)
防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大(再掲)	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進める。	女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合	100.0%	100.0%	100.0%	防災対策部 環境生活部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
県庁および各地域機関における障がい者の避難支援マニュアル作成	県庁や県地域機関に勤務する障がいを持った職員や障がいを持つ来庁者に対し、災害時に避難支援を行えるよう、障がい者の避難支援マニュアルを作成する。	障がい者の避難支援マニュアルを作成した県庁舎数	1 庁舎	5 庁舎	11 庁舎	防災対策部 総務部 地域連携部

【施策項目】 3 災害に強いまちづくりを推進するための対策

【施策小項目】(1) 建築物等の防災対策の推進

学校施設の非構造部材の耐震化や、多数の県民が利用する建築物等の耐震化等を進めます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の推進【重点】	市町に対して、屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期の実施や、その他の非構造部材の耐震点検、耐震対策の実施を働きかける。	公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	13 棟	3 棟	0 棟	教育委員会(市町)
県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の推進【重点】	県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成 26 年度に実施した専門家による点検結果をふまえ、耐震対策に取り組む。	県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	65 棟	0 棟	0 棟	教育委員会
私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の促進	つり天井（高さが 6 m を超える又は水平投影面積が 200 m ² を超える）のある屋内運動場等を設置している学校法人に対して耐震対策を働きかける。	私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	3 棟	2 棟	1 棟	環境生活部(事業者)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
放課後児童クラブにおける耐震対策の促進	放課後児童クラブ内の本棚やロッカー等の固定など、耐震化対策を働きかける。	県・市町担当者会議開催数	1回/年	1回/年	1回/年	健康福祉部(事業者、市町)
児童福祉施設の耐震化の促進	地震等の災害発生時に自力で避難することが困難な子どもが利用する児童福祉施設の安全・安心を確保するため、施設における耐震改修等の取組が進むよう働きかける。	耐震化率	96.5%	97.0%	97.5%	健康福祉部(事業者、市町)
多数の者が利用する建築物のうち防災上重要な建築物の耐震化の促進	民間の多数のものが利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物である 防災対策、救助活動の拠点となる建築物や、主として避難所として使用される建築物の耐震化を促進する。	多数の者が利用する建築物のうち防災上重要な建築物の耐震化	92.0%	93.5%	95.0%	県土整備部(県民、事業者)
建築物の非構造部材等の安全対策の促進	民間の建築物所有者等に対し、地震時に脱落のおそれがある建築物の非構造部材（屋外広告板、大規模空間の天井等）の安全対策や地震時のエレベーター乗者の安全確保（地震時管制運転装置の設置）を促進する。	啓発実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	県土整備部(県民、事業者)
県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施	県の各職場において、職場巡視を活用し、書庫や事務機器等の固定等ができていない未改善箇所について対策を進める。	耐震対策実施率	80.0%	85.0%	90.0%	総務部

【施策小項目】(2) 公共施設の耐震対策の推進

海岸施設や港湾施設、下水道施設等の耐震対策を推進します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）【重点】	<p>津波・高潮による被害を軽減するため、海岸堤防等の海岸保全施設について、脆弱箇所の補強対策、耐震対策及び老朽化対策等の必要な整備を進める。</p> <p>また、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。</p>	農地・漁港海岸保全施設等整備延長（累計）	3,857m	4,158m	4,966m	農林水産部
		整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長（累計）	142.9km	145.2km	148.0km	県土整備部
港湾施設の防災・減災対策の推進	東日本大震災や熊本地震において被災しても倒壊にまで至らなかった施設は、応急復旧のち早い段階で緊急支援物資や通常貨物輸送に資することができたことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。	対策に着手する箇所数（累計）	6箇所	7箇所	8箇所	県土整備部
防潮扉等の常時閉鎖の推進	津波による被害を軽減するため、防潮扉等の常時閉鎖に向けて関係市町に働きかけを行う。	働きかけを行った箇所数（累計）	877箇所	1,122箇所	1,122箇所	県土整備部（市町）
下水道施設の耐震化	ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。	浄化センター管理棟（躯体）の耐震化	—	—	4棟	県土整備部

【施策小項目】(3) 水害・高潮防止対策の推進

ハード対策・ソフト対策を組み合わせて、水害・高潮防止対策の推進を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水防止対策の推進（河川・ダムの整備）【重点】	洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るため、県が管理する河川やダムの整備を着実に進める。	河川整備延長（累計）	467km	470km	471km	県土整備部
洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）【重点】	河川内の堆積土砂は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、浸水などの災害を助長する恐れがあることから、早期に河川の流下能力を向上させ、洪水発生時における災害の未然防止を図るため、河川の堆積土砂撤去を重点的に進める。	河川堆積土砂の撤去（万m ³ /年）	10 万m ³	9 万m ³	9 万m ³	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）（再掲）【重点】	市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成河川数（累計）	14 河川	20 河川	32 河川	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進（危機管理型水位計の設置）（再掲）【重点】	洪水時における水位状況を監視するため、危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数（累計）	0 箇所	110 箇所	181 箇所	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水避難にかかる地区防災計画作成促進（再掲）【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、ハザードマップや洪水避難にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	洪水避難にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	—	3 市町	29 市町	防災対策部（県民、市町）
洪水防止対策の推進（河川・ダム施設の点検）	河川・ダム施設を良好な状態に保つため、点検の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて適切な修繕等を行う。	点検の実施	100.0%	100.0%	100.0%	県土整備部
河川管理施設の正常な機能確保	県が管理する河川管理施設のうち、大規模地震による被災後の復旧が特に困難な施設について、その後の洪水・高潮に備え、施設の機能を確保するための対策を行う。	対策を実施した施設数（累計）	7 施設	8 施設	9 施設	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進（高潮浸水想定区域図の作成、潮位情報の提供）（再掲）【重点】	伊勢湾沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を進めるとともに、水位周知海岸において、高潮特別警戒水位を設定し、この水位に達した時は関係市町長にこの旨を通知する。	高潮浸水想定区域図の作成	未実施	作成中	伊勢湾沿岸部の区域図の完成	県土整備部
海岸保全対策の推進（海岸堤防等の高潮・高波対策）	高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の改良、人口リーフの設置等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図る。	高潮・高波対策等が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長（累計）	221.3km	223.9km	226.2km	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
高潮浸水防 止対策の推 進（海岸・港 湾施設の点 検）	海岸・港湾施設を常時良好な状態に保つために、施設の状況を把握することで、施設の異常に対し て対策措置を講じる。	点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
市町が取り 組む内水ハ ザードマップの作成支 援（再掲）	雨水が下水道や河川に排水でき ないことから発生する浸水及び避 難に関する情報を住民に提供し、 平常時から住民の自助意識や防災 意識の醸成を図るために、市町が公 表する内水ハザードマップの作成 について支援を行う。	公表した市町数 (累計)	2市町	3市町	5市町	県土整備部(市 町)

【施策小項目】(4) 地盤災害防止対策の推進

土砂災害防止施設等の整備や、土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害対策を進めます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害危 険箇所にお ける土砂災 害防止施設 整備の推進 【重点】	がけ崩れ、土石流、地すべり等 の土砂災害による被害を防止する ため、砂防施設等の土砂災害防止 施設の整備を推進する。	整備着手箇所数 (累計)	900箇所	920箇 所	932箇所	県土整 備部
土砂災害対 策の推進 （土砂災害 警戒区域の 指定）（再掲） 【重点】	がけ崩れ、土石流により危害を 受けるおそれのある区域を周知 し、いち早く避難してもらえるよ う、土砂災害警戒区域等の指定を 推進する。	土砂災害警戒区 域の指定率	63.0%	86.0%	100.0%	県土整 備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害にかかる地区防災計画計画の作成促進（再掲）【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、ハザードマップや土砂災害にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	土砂災害にかかる地区防災計画計画の作成を支援した市町数（累計）	—	3 市町	27 市町	防災対策部（県民、市町）
土砂災害対策の推進（砂防施設の点検）	砂防施設を良好な状態に保つため、点検の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて適切な修繕等を行う。	点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
宅地災害予防対策の促進	梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発工事箇所のパトロールを実施し、がけ崩れや土砂の流出等宅地災害の発生を未然に防止する。 また、地震時に宅地被害が大きいとされる大規模盛土造成地の存在把握を進め安全確保を啓発する。	防災パトロールの実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部

【施策小項目】(5) 農地・森林・漁村の防災対策の推進

漁港や農業施設、治山対策、災害に強い森林づくりなどを進め、農地や森林、漁村における防災対策を推進します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
基幹的農業 水利施設の 耐震対策およ び長寿命化【重 点】	老朽化が著しく、災害発生時に農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある排水機場について、耐震対策および長寿命化に取り組む。	耐震対策および長寿命化を実施した排水機場の数	7 か所	10 か所	13 か所	農林水産部
農業用ため 池の決壊を 防止する耐 震対策【重 点】	下流に人家等があり、地震等により決壊した場合に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、耐震対策に取り組む。	耐震対策を実施した農業用ため池の数	43 か所	44 か所	51 か所	農林水産部(市町)
農業集落排 水施設の耐 震検討及び 耐震化	県内にある農業集落排水施設のうち、避難所等の地域防災対策上必要と定めた施設からの排水を受ける施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な耐震検討及び耐震化を行う。	耐震検討及び耐震化施設数（累計）	62 施設	62 施設	63 施設	農林水産部(市町)
治山対策の 推進【重 点】	県が選定する山地災害危険地区において、局地的豪雨の被害を未然に防止するため、荒廃山地等の整備を行う。また、災害発生時における地域住民の減災対策として、山地災害危険地区の更新に伴い、地域防災計画への掲載及びホームページでの公表を行う。	整備着手箇所数（累計）	2,135 箇所	2,175 箇所	2,235 箇所	農林水産部
		危険地区の情報提供	1 回/年	1 回/年	1 回/年	農林水産部
災害に強い 森林づくり の推進【重 点】	「みえ森と緑の県民税」を活用し、土砂と流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行うとともに、溪流に異常堆積し、流下するおそれのある土砂や流木等の除去を進め、洪水や山崩れに強い森林をつくる。	対策実施箇所（累計）	131 箇所	170 箇所	230 箇所	農林水産部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
漁港施設の 防災・減災対 策の推進	流通・生産拠点漁港において、地震・津波等による被害を最小限に抑え漁業活動の早期再開を図るため、岸壁の耐震化整備および防波堤の改修等を行うなど、漁港施設の機能を強化する。	岸壁の耐震化に着手した漁港(累計)	4 漁港	4 漁港	5 漁港	農林水産部
		粘り強い構造を有する施設に着手した漁港(累計)	3 漁港	3 漁港	3 漁港	農林水産部
		多重防護による防災・減災対策に着手した漁港(累計)	0 漁港	0 漁港	1 漁港	農林水産部
漁港施設の 風水害対策 の推進	大型低気圧や大型台風等の高潮や高波等による被害の軽減を図るため、漁港施設について、防護機能の保全対策を推進する。	整備着手箇所数(累計)	19 漁港	26 漁港	38 漁港	農林水産部
漁船の減災 対策の促進	津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発する。	漁船の係留に係る減災対策の啓発	2回/年	2回/年	2回/年	農林水産部(事業者、市町)
漁船や養殖 施設の減災 対策の促進	養殖施設の改良の取組を啓発する。	養殖施設に係る減災対策の啓発	1回/年	1回/年	1回/年	農林水産部(事業者、市町)

【施策小項目】(6) 危険物施設等の防災対策の推進

高压ガス製造施設や、危険物等施設における防災対策を推進します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
高压ガス製 造施設等へ の立入檢 查・保安検査 の徹底	高压ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図る。	保安検査、立入検査等の実施回数	400回以 上/年	400回 以上/年	400回以 上/年	防災対 策部(事 業者)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施	危険物等施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する。	講習会開催回数	20回/年	17回/年	17回/年	防災対策部(事業者)

【施策項目】 4 緊急輸送の確保

【施策小項目】(1) 輸送体制の整備

緊急輸送路や港湾施設、鉄道施設の防災対策を進め、災害時の輸送体制の整備を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
高規格幹線道路の整備促進【重点】	ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路について、関係機関等と早期整備に向けて協力して取り組む。	高規格幹線道路の整備率(供用率)	77.1%	86.1%	87.8%	県土整備部
緊急輸送道路の機能確保【重点】	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に応える輸送機能の確保を図る。	緊急輸送道路上の橋梁の点検実施率	-	37.5%	100%	県土整備部
緊急輸送道路の整備	災害時に人員や物資などの交通(輸送)が確保されるよう緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進する。	緊急輸送道路の新規供用延長(km)	-	7.7km	12.5km	県土整備部
道路防災対策の推進	豪雨等による災害を未然に防止するため、平成8年度に実施した「道路防災総点検」において防災上対策が必要と判定された「要対策箇所(ランク1)」について年1回の点検を実施するとともに、変状等が確認された箇所について対策を実施する。	道路防災点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
道路冠水対策の推進	アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施するとともに、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施する。	排水ポンプ点検の実施	2回/年	2回/年	2回/年	県土整備部
緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進	県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。	第一次緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震診断	38.0%	75.0%	100.0%	県土整備部(県民、事業者)
港湾施設の防災・減災対策の推進(再掲)	東日本大震災や熊本地震において被災しても倒壊にまで至らなかった施設は、応急復旧ののち早い段階で緊急支援物資や通常貨物輸送に資することができたことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。	対策に着手する箇所数(累計)	6箇所	7箇所	8箇所	県土整備部
鉄道施設の耐震対策の促進	発災時において緊急応急活動機能確保やより多くの鉄道利用者の安全確保の観点から、緊急輸送道や河川に架かる鉄橋の落下防止対策を促進する。	2022年度末までの5年間で鉄道事業者が実施する鉄橋落下防止対策に対し補助を行う箇所(件数)	0箇所	0箇所	1箇所	地域連携部(事業者)

【施策項目】 5 防災体制の整備・強化

【施策小項目】(1) 災害対策機能の整備及び確保

防災担当職員や消防職員等の人材育成や、災害対策活動体制を整備し、県や市町の災害対策機能の確保を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
市町におけるBCP策定の促進	市町は、災害対応の主体として重要な役割を担うことから、庁舎、職員が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、災害応急対策など優先的に実施すべき業務を的確に行えるようBCP（業務継続計画）の策定を促進する。	BCP（業務継続計画）を策定している市町数（累計）	21市町	25市町	29市町	防災対策部（市町）
市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施（再掲）	市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部（市町）
職員の防災対策の推進	災害時、県職員は災害対策本部の要員としての役割を果たす必要があり、職員やその家族が被災することのないよう、自宅の耐震化や家具類の固定化等の取組を率先して進める。	県職員を対象とした防災対策現況調査の実施	アンケート調査実施	アンケート調査実施	アンケート調査実施	防災対策部
		取組促進を目的とした働きかけ	実施	実施/年	実施/年	防災対策部
職員の防災研修の実施	災害発生時に自らの命を守った上で、県民の生命・財産を守る活動が行えるよう、県職員に求められる「知識」「技能」「態度」を身につけることを目的とし、体系化された職員防災研修を実施する。	体系化された職員防災研修の実施	3回	職員防災研修の体系化完了	理解度チェックで正答率80%以上	防災対策部
市町、地域、企業等における防災人材の活動支援（再掲）	地域の防災・減災取組に関するニーズと防災人材を結びつける場を設けるとともに、OJTにより育成した防災人材のフォローアップ、スキルアップを支援し、地域での活躍に結びつける。	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部（県民、事業者、市町）

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
受援対応等をふまえた災害対策本部活動スペースの確保の検討	大規模災害発生時を想定し、受援対応をふまえた防災関係機関等による活動スペースの新たな確保について検討を行う。	あり方検討終了	現状スペースでの活用検討終了	検討終了	対応終了	防災対策部
地方災害対策部代替施設における必要資機材の検討	地方災害対策部は業務継続が必須であることから、代替施設において活動が可能となるよう、必要となる資機材について検討を行う。	必要資機材検討終了	代替施設選定終了	検討終了	対応終了	防災対策部
消防職員にかかる教育訓練の充実	大規模化、複雑多様化する災害に対し、専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進める。	教育訓練に参加する消防本部数	15 消防本部/年	15 消防本部/年	15 消防本部/年	防災対策部(市町)
常備消防における消防力の充実強化	消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。	働きかけを行った消防本部数	15 消防本部/年	15 消防本部/年	15 消防本部/年	防災対策部(市町)

【施策小項目】(2) 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

防災行政無線やＩＣＴを活用した情報収集・伝達のためのシステム等を整備・運用し、災害対策活動への活用を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災情報プラットフォームの活用促進 (操作習熟度の向上) 【重点】	災害対策本部設置時に運用する防災情報システムによる情報の収集・共有・分析・発信が有効かつ確実に行えるよう、市町担当者や地方部職員のシステムへの理解と操作習熟度を高めるための研修会等を実施する。	操作説明会、研修会等の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部(市町)
防災情報プラットフォームの活用促進 (災害対策活動の効率化) 【重点】	防災情報プラットフォームを活用し、迅速かつ的確に災害対策活動を実施できるよう、施設管理状況の集約や、応援・受援の状況把握などの機能を活用した訓練を実施し検証を行う。	防災情報プラットフォームを活用した訓練の実施	未実施	1回以上	1回以上	防災対策部
I C Tを活用した多様な手段による分かりやすい県民等への情報提供 【重点】	「防災みえ.jp」によるさまざまな情報提供がより多くの県民等に利用されるようPRに努めるとともに、ホームページのスマートフォン対応や国管理河川の水位情報の表示など、分かりやすい情報提供のための機能改修を行う。	「防災みえ.jp」による情報提供手段の機能改修の実施	未実施	実施済	実施済	防災対策部
「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の水平展開 【重点】	伊勢志摩サミットを契機に伊勢志摩地域に導入した「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域への導入を進めるとともに、伊勢湾沿岸市町への導入についての検討を行う。	「DONETを活用した津波予測・伝達システムの県南部地域への導入	導入未	導入完了	導入完了	防災対策部(市町)
		「DONETを活用した津波予測・伝達システムの伊勢湾沿岸市町への導入検討	未検討	方針決定	※方針に基づき新たな目標を決定	防災対策部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
みえ防災・減災センターを活用した災害現場でのICT活用事例の検討【重点】	国の動向等もふまえ、災害現場で活用可能なICT技術について、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用を検討する	地域防災研究会等においてICT活用の意見交換等を行った回数	—	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
防災行政無線設備を操作する無線従事者の養成	防災行政無線設備の操作または管理を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。	講習会の開催回数	3回	1回以上	1回以上	防災対策部
市町の防災行政無線（屋外スピーカー等）の総点検の結果をふまえた改善	市町の防災行政無線（屋外スピーカー等）の総点検の結果をふまえた改善についての助言を行う。	相談に対する助言等の対応率	100.0%	100.0%	100.0%	防災対策部(市町)

【施策小項目】(3) 医療・救護体制及び機能の確保

災害時医療のコーディネート機能や避難所での衛星管理体制を確保し、医療・救護体制の確立を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害拠点病院等の業務継続体制の強化促進【重点】	災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関等におけるBCP（業務継続計画）の作成を促進する。	BCPを作成した災害拠点病院等の施設数	7 施設	20 施設	20 施設	健康福祉部（事業者）
病院の耐震化の推進	国の補助金を活用し、病院の耐震化を促進する。（病院の耐震化率）	耐震化の推進	70.4%	73.0%	75.0%	健康福祉部（事業者）
有床医療機関のEMISの参加促進	地域機関よりEMIS未加入の有床医療機関に参加を働きかける。また、参加機関を対象にEMIS訓練を実施し、技能維持を図る。（病院及び有床診療所のEMIS参加率）	有床医療機関のEMISの参加促進	53.7%	60.0%	80.0%	健康福祉部（事業者）

【施策小項目】(4) 応援・受援体制の整備

市町の応援・受援体制の整備を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
支援物資にかかる市町受援体制の整備促進【重点】	各市町に対し、支援物資の受け入れ及び避難所への供給体制の整備を働きかけ、2022年度までに29市町での整備完了をめざす	災害時の物資調達に係るマニュアル(市町災害対策本部物資担当や市町物資拠点担当)を作成した市町数	—	10市町	29市町	防災対策部(市町)
		支援物資に関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	なし	作成完了	—	防災対策部(市町)
自治体応援職員にかかる市町受援体制の整備促進【重点】	各市町に対し、自治体応援職員の受け入れ体制の整備を働きかけ、2022年度までに29市町での整備完了をめざす	災害時の自治体応援職員受け入れに係るマニュアルを作成した市町数	—	10市町	29市町	防災対策部(市町)
		自治体応援職員に関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	なし	作成完了	—	防災対策部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
ボランティアにかかる市町受援体制の整備促進【重点】	各市町に対し、ボランティアの受入体制の整備を働きかけ、2022年度までに29市町での整備完了をめざす	ボランティアの受入れに関する現地協働プラットフォームの構築につき地域防災計画等へ反映した市町数	一	6市町	29市町	防災対策部 環境生活部(市町)
		ボランティアに関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	なし	作成完了	一	防災対策部 環境生活部(市町)

【施策小項目】(5) 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

市町における物資受け入れ態勢の整備を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
支援物資にかかる市町受援体制の整備促進(再掲)【重点】	各市町に対し、支援物資の受け入れ及び避難所への供給体制の整備を働きかけ、2022年度までに29市町での整備完了をめざす	災害時の物資調達に係るマニュアル(市町災害対策本部物資担当や市町物資拠点担当)を作成した市町数	一	10市町	29市町	防災対策部(市町)
		支援物資に関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	なし	作成完了	一	防災対策部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時の支援等に関する協定の充実及び連携強化	災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の充実や連携強化を進める。	協定の締結	3件	3件/年	3件/年	防災対策部(事業者)

【施策小項目】(6) ライフラインにかかる防災対策の推進

下水道施設や水道用水施設、工業用水施設の耐震化を図り、ライフラインにかかる防災対策を推進します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
下水道施設の耐震化（再掲）	ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。	浄化センター管理棟（躯体）の耐震化	—	—	4棟	県土整備部
水道管路の耐震化推進	水道用水供給事業の管路は、水運用上重要度が高く代替機能のない基幹管路であることから、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路を優先して耐震化を進める。	管路の耐震適合率	62.8%	63.9%	66.5%	企業庁
工業用水道管路の耐震化推進	工業用水道事業の管路は、被災した場合、ライフライン関連ユーザーへの影響が大きいことから、法定耐用年数を経過した管路の老朽化対策にあわせ耐震化を進めること。	管路の耐震適合率	60.7%	61.5%	64.3%	企業庁

【施策小項目】(7) 防災訓練の実施

防災訓練の実施により、県や市町、防災関係機関等の連携を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練	住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や受援体制整備等、重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。 また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部及び全ての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回	13回/年	13回/年	防災対策部（事業者、市町）
職員の情報伝達訓練の実施	県職員の防災・危機管理意識の向上及び災害時等に迅速な対応が行えるよう、全職員を対象とした訓練を実施する。	訓練実施回数	3回	3回/年	3回/年	防災対策部
災害時の出納業務の対応能力の向上	出納業務にかかる非常時対応マニュアルの職員の対応習熟度の向上を図る。	訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	出納局
市町における図上訓練の実施支援	市町が実施する図上訓練に対して、防災技術専門員・指導員を派遣するなど、市町の災害対応力を高めるための支援を実施する。	取組支援市町数	20市町/年	20市町/年	20市町/年	防災対策部（市町）

【施策小項目】(8) 災害廃棄物処理体制の整備

訓練の実施等により、災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害廃棄物 処理計画の 実効性の向 上	災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県と応援協定を締結している市町、民間事業者団体等と訓練を実施し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図る。	県と応援協定を締結している市町、民間事業者団体等との訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	環境生活部

【施策項目】 6 特定自然災害への備え

【施策小項目】(1) 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

防災啓発や地域の避難体制確保等により、県民の局地的大雨や竜巻、雪害への対策を促進します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）（再掲）【重点】	市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成河川数（累計）	14 河川	20 河川	32 河川	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進（危機管理型水位計の設置）（再掲）【重点】	洪水時における水位状況を監視するため、危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数（累計）	0 箇所	110 箇所	181 箇所	県土整備部
洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進（再掲）【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、意欲のある地域に対し、ハザードマップや洪水避難にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等をテキストとしてとりまとめる。また、テキストを活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	洪水避難にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	0 市町	3 市町	29 市町	防災対策部（県民、市町）

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害対策の推進（土砂災害警戒区域の指定）（再掲）【重点】	がけ崩れ、土石流により危害を受けるおそれのある区域を周知し、いち早く避難してもらえるよう、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区域の指定率	63.0%	86.0%	100.0%	県土整備部
土砂災害にかかる地区防災計画画の作成促進（再掲）【重点】	みえ防災・減災センターと市町が連携し、ハザードマップや土砂災害にかかる地区防災計画の作成を支援し、そこで得たノウハウ等を手引書としてとりまとめる。また、手引書を活用し、県内全域への取組の水平展開を図る。	土砂災害にかかる地区防災計画作成を支援した市町数（累計）	—	3市町	27市町	防災対策部（県民、市町）
I C T を活用した多様な手段による分かりやすい県民等への情報提供（再掲）【重点】	「防災みえ.jp」によるさまざまな情報提供がより多くの県民等に利用されるようPRに努めるとともに、ホームページのスマートフォン対応や国管理河川の水位情報の表示など、分かりやすい情報提供のための機能改修を行う。	「防災みえ.jp」による情報提供手段の機能改修の実施	未実施	実施済	実施済	防災対策部
防災啓発の推進（一部再掲）	みえ防災・減災センターによる防災シンポジウムや、気象台と共にによる防災気象講演会等を開催し、県民に対して防災啓発を実施する。 防災講話や出前トークの実施により住民への周知啓発を行う。 防災に関する県民の「意識」を「行動」に結びつけていくため、「防災の日常化」を意識した防災啓発について、マスメディアを活用して発信する。	シンポジウム等の開催回数	4回/年	5回/年	5回/年	防災対策部
		防災講話、出前トークの実施回数	150回/年	160回/年	170回/年	防災対策部
		報道機関に資料提供した防災啓発の取組が、メディアで取り上げられた割合	50%	70%	70%	防災対策部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災啓発モ デル素材の 作成（一部再 掲）	県防災技術指導員や職員等が出前トークや防災研修等の機会で説明する際に、内容の一定以上のレベルを保つため、防災啓発のモデル素材を作成する。	風水害対策の啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援（再掲）	雨水が下水道や河川に排水できないことから発生する浸水及び避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の醸成を図るため、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。	公表した市町数（累計）	2 市町	3 市町	5 市町	県土整備部（市町）
道路防災対策の推進（再掲）	豪雨等による災害を未然に防止するため、平成8年度に実施した「道路防災総点検」において防災上対策が必要と判定された「要対策箇所（ランク1）」について年1回の点検を実施するとともに、変状等が確認された箇所について対策を実施する。	道路防災点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
河川管理施設の正常な機能確保（再掲）	県が管理する河川管理施設のうち、大規模地震による被災後の復旧が特に困難な施設について、その後の洪水・高潮に備え、施設の機能を確保するための対策を行う。	対策を実施した施設数（累計）	7 施設	8 施設	9 施設	県土整備部

II 発災前の直前対策および発災後対策

大規模災害発生時には、膨大な量の災害対応業務が発生する一方で、職員などの災害対応に必要となる資源は限られることから、これらの資源を有効に活用して災害対応業務にあたる必要があります。

このため、災害対策本部をはじめとする災害対応業務を遂行するための体制の整備を進めます。

また、台風などの発災までに時間的余裕のある風水害については、タイムラインなど、発災前の直前対策の充実を図ります。

【施策項目】 7 災害対策本部機能の確保

【施策項目】 8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

【施策項目】 9 救助・救急及び医療・救護活動

【施策項目】 10 避難及び被災者支援等の活動

【施策項目】 11 救援物資等の供給

【施策項目】 12 特定自然災害対策

【施策項目】 13 復旧に向けた対策

【施策項目】 7 災害対策本部機能の確保

【施策小項目】 (1) 活動態勢の整備

実働訓練や図上訓練等により、市町や防災関係機関との連携を深めます。

また、台風時の三重県版タイムラインによる防災・減災効果を一層高めるため、市町におけるタイムラインの整備促進等により、発災前の直前対策における県と市町の連携を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
市町版タイ ムラインの 策定支援	タイムラインの策定を希望する市町とワーキンググループを設置し、三重県版タイムラインと連携した市町版タイムラインについて策定を支援する。	タイムラインを策定した市町数(累計)	1 市町	10 市町	29 市町	防災対策部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
地方部タイ ムラインの 策定	県災害対策本部における災害対応力を一層強化していくために、県地方灾害対策部が使用する地方部タイムラインの策定を行う。	地方部タイムラ インの策定	—	全地方 部にお いて試 行版策 定	全地方 部にお ける策 定完了	防災対 策部
防災情報プ ラットフォ ームの運用	防災情報プラットフォームが有効に機能するように運用を行う。また、運用で明らかになった課題に対して、運用の見直し、システム改修の必要性等の検討を行う。	防災情報プラッ トフォームの運 用率	100.0%	100.0%	100.0%	防災対 策部
県・市町・防 災関係機関 が連携した 実働訓練お よび県災害 対策本部等 が主催する 図上訓練（再 掲）	住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部及び全ての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関 係機関が連携し た実働訓練およ び県災害対策本 部等が主催する 図上訓練の回数	12回	13回/ 年	13回/年	防災対 策部（事 業者、市 町、防災 関係機 関）
職員の情報 伝達訓練の 実施（再掲）	県職員の防災・危機管理意識の向上及び災害時等に迅速な対応が行えるよう、全職員を対象とした訓練を実施する。	訓練実施回数	3回	3回/年	3回/年	防災対 策部
大規模地震 対策特別措 置法の見直 しに伴う地 震災害警戒 本部の検討	国の大規模地震対策特別措置法等の見直しに合わせ、県における南海トラフ地震の活動計画を整備する。	見直し完了	(国に よる見 直し作 業中)	(国に よる見 直し作 業中) 見直し 完了	—	防災対 策部
初動警察体 制の強化	避難誘導、救出救助・捜索、交通対策、検視・身元確認等の警察活動を迅速的確に実施するため、その体制及び装備資機材の整備を行い、初動警察体制の強化を図る。	非常参集訓練実 施回数	1回/年	1回/年	1回/年	警察本 部

【施策小項目】(2) 通信機能の確保

非常時の通信機能の確保を図るために点検や訓練を実施します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害発生時 における非 常通信の確 保	大規模災害発生時の通常ルートによる通信途絶に備え、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について点検を行い、利用可能なルートを把握する。 また、非常通信ルートを使用した市町等との通信訓練を実施する。	非常通信ルートの点検	1回	1回	1回	防災対策部(市町)
		通信訓練の実施回数	2回以上	2回以上	2回以上	防災対策部(市町)

【施策小項目】(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

自衛隊や海上保安庁など、防災関係機関との連携を強化します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災関係機 関との連携 強化【重点】	東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。	連携会議の開催	1回	2回/年	2回/年	防災対策部(防災関係機関)
防災関係機 関の相互連 携【重点】	防災関係機関との連携強化を図るため、防災関係機関との協議、合同訓練等への積極的な参画や訓練を通じた災害情報の共有等を行う。	連携強化に向けた取組回数	3回以 上/年	3回以 上/年	3回以 上/年	警察本 部(防災 関係機 関)

【施策小項目】(4) 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

防災情報プラットフォームの活用等により、災害情報等の収集・伝達体制を強化します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災情報プラットフォームの運用（再掲）	防災情報プラットフォームが有効に機能するように運用を行う。また、運用で明らかになった課題に対して、運用の見直し、システム改修の必要性等の検討を行う。	防災情報プラットフォームの運用率	100.0%	100.0%	100.0%	防災対策部
防災担当職員の防災情報システム操作能力向上	災害対策本部設置時に使用する防災情報システムの機能が有効に活用でき、状況の報告、情報の共有がおこなえるよう、市町担当者、県災害対策本部地方部職員等のシステムの操作習熟度を高めるため、操作説明・研修会等を行う。	操作説明・研修会等の実施回数	2回以上	2回以上	2回以上	防災対策部（市町）
「Lアラート（公共情報コモンズ）」の円滑な運用	県民に避難に関する情報を提供するため、Lアラートへの情報発信を確実に行う。	Lアラートへの確実な情報発信率	100.0%	100.0%	100.0%	防災対策部（市町）
ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達	迅速かつ的確な災害応急対策に有効なヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達を行う。	画像情報の収集・伝達訓練の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	警察本部

【施策小項目】(5) 応援・受援体制の整備

【施策小項目】(6) 国・その他地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

三重県広域受援計画に基づく広域受援体制の実効性を高めるとともに、近隣府県との応援・受援体制の連携強化を図ります。。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練（再掲）	住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や受援体制整備等、重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。 また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部及び全ての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回	13回/年	13回/年	防災対策部（事業者、市町、防災関係機関）
近隣府県との連携訓練の実施	近隣府県からの応援・受援など連携の強化を図るため、広域で実施する訓練に参加する。	広域連携訓練	2回	2回/年	2回/年	防災対策部
警察災害派遣隊の運用	被災地へ派遣される警察災害派遣隊の体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行う。	他県警察との合同訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	警察本部
消防における広域応援体制の充実強化	県図上訓練、県総合防災訓練、緊急消防援助隊ブロック訓練等を通じ、単独の消防本部では対応しきれない大規模災害又は特殊災害における消防本部間の連携及び県外応援部隊の受入体制の強化を図る。	訓練に参加する消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年	防災対策部（市町）

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時のボランティア受入体制の整備	災害時に県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、市町や社会福祉協議会、NPO等と連携して、県域及び地域でのボランティアセンター設置・運営や、協働プラットフォームの構築等にかかる訓練を実施する。	訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	環境生活部(事業者、市町)

【施策小項目】(7) 災害救助法の適用

災害救助法にかかる関係職員の対応力を強化します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害救助法への対応力強化【重点】	災害救助法にかかる担当者会議を実施することにより、県・市町関係職員の対応力向上を図る。	災害救助法にかかる県・市町職員向け担当者会議の開催回数	1回/年	1回/年	1回/年	健康福祉部(市町)

【施策項目】 8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

【施策小項目】(1) 緊急の交通・輸送機能の確保

道路、航路、鉄道における災害時の輸送路確保対策を講じます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
航路等啓閉および港湾施設の応急復旧体制の強化	被災後も港湾機能を継続させるため、港湾機能継続計画に基づき、緊急輸送を確保するための航路啓閉および港湾施設の迅速な応急復旧体制の強化を進める。	災害を想定した訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
道路防災対策の推進（再掲）	豪雨等による災害を未然に防止するため、平成8年度に実施した「道路防災総点検」において防災上対策が必要と判定された「要対策箇所（ランク1）」について年1回の点検を実施するとともに、変状等が確認された箇所について対策を実施する。	道路防災点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
鉄道施設の耐震対策の促進（再掲）	発災時において緊急応急活動機能確保やより多くの鉄道利用者の安全確保の観点から、緊急輸送道や河川に架かる鉄橋の落下防止対策を促進する。	平成34年度末までの5年間で鉄道事業者が実施する鉄橋落下防止対策に対し補助を行う箇所（件数）	0箇所	0箇所	1箇所	地域連携部（事業者）

【施策小項目】(2) 水防活動

水防体制の強化・充実を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
水防体制の充実・強化及び水防資材の補給	水防法に基づき三重県水防計画を定め、水防情報伝達が適切に行えるよう水防体制の充実・強化を図るとともに災害時に水防活動が十分に行えるよう水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行う。	三重県水防計画の策定	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部（市町）
		水防倉庫に備蓄する水防資材の補給	100.0%	100.0%	100.0%	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水時における水防体制の強化（水害対応タイムライン）	洪水時の河川氾濫による被害を最小限とするため、関係機関が適時的確な行動をとれるよう水位周知河川を対象に「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列でまとめた「水害対応タイムライン」を作成し運用する。	水害対応タイムラインの作成	—	37 河川	37 河川	県土整備部（市町、防災関係機関）
洪水時における水防体制の強化（洪水対応演習）	洪水時において防災関係機関が適切な対応ができるよう、水防情報伝達を目的とした洪水対応演習を実施する。	洪水対応演習の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部（防災関係機関）
水防技術講習会を通じた災害対策用機械の操作技術の習得	異常気象時等に防災・減災に向けた迅速な対応ができるよう、国土交通省が実施する災害対策用車両等操作訓練に参加し、災害対策用機械の操作技術を習得する。	災害対策用機械等操作訓練への参加	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部（防災関係機関）

【施策小項目】(3) ライフライン施設の復旧・保全

下水道施設における地震・津波BCPの定着を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
下水道地震・津波BCPの定着化	発災後における対応手順の習得と、下水道・津波BCPの定着を図るため、浄化センター等の関係機関を交えた訓練を実施する。	災害を想定した訓練の実施	1回/年	2回/年	2回/年	県土整備部

【施策小項目】(4) 公共施設等の復旧・保全

被災した公共土木施設における応急復旧体制の強化を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化	建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づき、公共土木施設の被災状況の把握及び迅速な応急復旧を図るため、体制の強化を進める。	災害を想定した訓練の実施	1回/年 ・事務所	1回/年 ・事務所	1回/年 ・事務所	県土整備部

【施策小項目】(5) ヘリコプターの活用

ヘリコプターを活用した情報収集・伝達体制を強化します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達（再掲）	迅速かつ的確な災害応急対策に有効なヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達を行う。	画像情報の収集・伝達訓練の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	警察本部

【施策項目】 9 救助・救急及び医療・救護活動

【施策小項目】(1) 救助・救急及び消防活動

訓練を通じて、救助、救急、消防活動等の体制の強化を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練（再掲）	住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や受援体制整備等、重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。 また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部及び全ての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回	13回/年	13回/年	防災対策部（事業者、市町、防災関係機関）
警察災害派遣隊の運用（再掲）	被災地へ派遣される警察災害派遣隊の体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行う。	他県警察との合同訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	警察本部
消防における広域応援体制の充実強化（再掲）	県図上訓練、県総合防災訓練、緊急消防援助隊ブロック訓練等を通じ、単独の消防本部では対応しきれない大規模災害又は特殊災害における消防本部間の連携及び県外応援部隊の受入体制の強化を図る。	訓練に参加する消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年	防災対策部（市町）

【施策小項目】(2) 医療・救護活動

災害発生時の医療・救護活動体制の実効性を高めます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保【重点】	発災時に災害拠点病院等が災害医療に対応できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるできるよう、各地域で年1回以上の災害医療コーディネーター研修を開催する。	災害医療コーディネーター研修の開催回数	9回/年	9回/年	9回/年	健康福祉部(事業者)
地域における災害医療ネットワークの構築【重点】	地域において、訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。	訓練、研修等参加機関数	41機関	40機関	40機関	健康福祉部(事業者)
SCUの機能の確保	広域搬送や地域医療搬送を行うため、必要となるSCUの展開訓練を継続して実施し、職員の技能維持を図る。(SCU展開訓練の実施回数)	SCUの設置運営訓練の実施回数	1回/年	2回/年	2回/年	健康福祉部(事業者)

【施策項目】 10 避難及び被災者支援等の活動

【施策小項目】(1) 避難の指示及び避難場所・避難所の確保・運営

災害発生時の避難体制の実効性を高めます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討	協定内容や広域避難実施要領等の検証および充実を図る行うため、訓練を実施する。	訓練の実施	1回	1回/年	1回/年	防災対策部（県民、市町）
観光客への対応を想定した訓練の実施	地理に不案内の観光客が災害発生時に適切な避難行動がとれるよう、市町、観光事業者、観光関係団体等とともに、観光客への対応を想定した訓練を実施し、課題解決に向けた検証を行う。	訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部（事業者）
災害時のペット対策に関する情報伝達訓練等の実施	県内外関係機関等との支援・受援体制を整備し、災害時のペット対策を円滑に行うため、情報伝達訓練等を実施する。	情報伝達訓練等の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部（事業者）

【施策小項目】(2) 避難行動要支援者・要配慮者対策

避難行動要支援者や要配慮者の支援体制の強化を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つた・わ・るキット」の活用促進	避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関する避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活で必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。	「避難所情報伝達キット」の活用を研修内容に含む研修の受講者	40名/年	40名/年	40名/年	環境生活部（市町）
「みえ災害時多言語センター」を通じた支援の実施	さまざまな主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。	多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	環境生活部

【施策小項目】(3) 学校・園における児童生徒等の安全確保

家庭や地域との連携を深め、学校における安全確保対策の実効性を高めます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災に関する学校と家庭・地域との連携の推進【重点】	公立小中学校及び県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。	家庭や地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	93.5%	100.0%	100.0%	教育委員会（県民、市町）

【施策小項目】(4) ボランティア活動の支援

災害ボランティアの活動支援体制を強化します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時支援 活動団体へ の支援【重 点】	被災者の多様なニーズに対応で きる専門性の高いNPOを発掘・ 育成するとともに、災害時の支援 活動に意欲と能力があるNPOと 事前に協定を締結し、迅速に被災 者を支援する体制を拡充する。	協定締結団体数	2団体	3団体	5団体	環境生 活部(市 町)
災害時のボ ランティア 受入体制の 整備(再掲)	災害時に県内外からのボランテ ィアを円滑に受け入れるため、市 町や社会福祉協議会、NPO等と 連携して、県域及び地域でのボラ ンティアセンター設置・運営や、 協働プラットフォームの構築等に かかる訓練を実施する。	訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	環境生 活部(事 業者、市 町)

【施策小項目】(5) 防疫・保健衛生活動

災害発生時の防疫・保健衛生活動体制の実効性を高めます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
三重県災害 時保健師活 動マニュアルの活用促 進	災害時における健康支援活動 は、迅速・安全・的確に行うこと、 また災害が長期化した場合は、生 活環境の変化等による公衆衛生的 な側面から継続した支援活動が必 要となることから、東日本大震災 の教訓もふまえ、平成25年3月に 改訂した「三重県災害時保健師活 動マニュアル」等を活用した研修 会または演習や訓練を実施する。	マニュアルを活 用した研修また は演習や訓練を行 った市町数	14市町	20市町	29市町	健康福 祉部(市 町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進	被災者への保健活動は、こころのケアの視点を持って行うことや、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神疾患の予防のため、継続した支援活動が必要になることから、平成25年8月に策定した「災害時こころのケア活動マニュアル」を活用した研修会または演習や訓練を実施する。	マニュアルを活用した研修または演習や訓練を行った市町数	7市町	18市町	29市町	健康福祉部（市町）
三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進	災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。	ガイドラインを活用し具体的な様式や活動媒体を作成した市町数	18市町	22市町	29市町	健康福祉部（市町）
給食施設災害時体制づくりの推進	給食施設巡回・集団指導の機会を活用して、災害時給食マニュアルの整備状況の把握及び整備への指導・助言を行う。	災害時給食マニュアル策定給食施設の割合	80.0%	84.0%	90.0%	健康福祉部（市町）
地域における災害医療ネットワークの構築（再掲）	地域において、訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。	訓練、研修等実施地域数	41施設	30施設	30施設	健康福祉部（事業者、市町）
避難所での衛生管理体制の確保（再掲）	避難所における歯科医療救護等に対応するため、地区歯科医師会と市町との協定締結を促進する。	地区歯科医師会と協定を締結している市町数	14市町	20市町	29市町	健康福祉部（市町）

【施策小項目】(6) 災害警備活動

災害警備活動体制の強化を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害警備訓練の実施	避難誘導、救出救助等の警察活動を迅速的確に実施できるよう、各種災害警備訓練を通じて練度の向上を図る。	災害警備訓練の実施回数	6回以上/年	6回以上/年	6回以上/年	警察本部

【施策小項目】(7) 遺体の取扱い

検視、検案、身元確認等遺体の取扱いに関する体制の強化を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
遺体を取り扱う体制の整備	遺体の検視・検案、身元確認、引渡しが迅速的確に実施できるよう、遺体取扱体制等の実践的訓練を行う。	検視・検案、身元確認研修会の開催	6回/年	6回/年	6回/年	警察本部
広域火葬の円滑な実施に向けた、情報伝達にかかる体制整備	災害等発生時の火葬体制について、平時に想定される被害に応じた広域火葬訓練を実施し、有事における市町との円滑な情報伝達や情報管理に備える。	年度毎に1回以上広域火葬訓練を実施する。	年度中に1回以上	年度中に1回以上	年度中に1回以上	健康福祉部(市町)
遺体安置所の広域調整体制の検討	検視場所・遺体安置所の広域調整体制について、必要な検討を進める。	検討会の開催回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 警察本部(市町)

【施策項目】 11 救援物資等の供給

【施策小項目】(1) 緊急輸送手段の確保

【施策小項目】(2) 救援物資等の供給

災害時の物資輸送体制や救援物資供給体制の実効性を高めます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練（再掲）	住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や受援体制整備等、重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。 また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方灾害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部及び全ての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回	13回/年	13回/年	防災対策部（事業者、市町、防災関係機関）

【施策小項目】(3) 給水活動

応急給水活動体制の強化を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
市町水道事業者の応急給水活動の連絡体制強化	「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町水道事業者と情報伝達訓練を行い、連絡体制の強化を図る。（5年一巡）	情報伝達訓練実施市町数	3.4%	40.0%	100.0%	環境生活部（市町）
水道における危機管理体制の強化	「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援体制の充実を図るために、市町と連携した訓練等を実施する。	市町と連携した訓練等の実施回数	5回/年	3回/年	3回/年	企業庁（市町）

【施策項目】 12 特定自然災害対策

【施策小項目】(1) 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

局地的大雨、竜巻、大雪等へ備えるため、道路啓開体制や防災情報の収集・伝達体制を強化します。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
道路啓開対策の推進（再掲）	災害発生時に被災者救助や物資輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路等の確保を目的に国、建設企業と連携した道路啓開訓練を実施する。	道路啓開訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
防災情報プラットフォームの継続的な改善（再掲）	防災情報プラットフォームの運用で明らかになった課題に対して、運用の見直し、システム改修等の対応を行う。	実施可能な課題に対する対応率	100.0%	100.0%	100.0%	防災対策部
防災担当職員の防災情報システム操作能力向上（再掲）	災害対策本部設置時に使用する防災情報システムの機能が有効に活用でき、状況の報告、情報の共有がおこなえるよう、市町担当者、県災害対策本部地方部職員等のシステムの操作習熟度を高めるため、操作説明・研修会等を行う。	操作説明・研修会等の実施回数	2回以上	2回以上	2回以上	防災対策部（市町）
「Lアラート（公共情報コモンズ）」の円滑な運用（再掲）	県民に避難に関する情報を提供するため、Lアラートへの情報発信を確実に行う。	Lアラートへの確実な情報発信率	100.0%	100.0%	100.0%	防災対策部（市町）

【施策項目】 13 復旧に向けた対策

【施策小項目】(1) 廃棄物対策活動

災害廃棄物処理計画に基づく活動実施体制の強化を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
災害廃棄物 処理計画の 実効性の向 上	災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県と応援協定を締結している市町、民間事業者団体等と訓練を実施し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図る。	県と応援協定を締結している市町、民間事業者団体等との訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	環境生活部(市町)

【施策小項目】(2) 住宅の保全・確保

被災した住宅の応急的な危険度判定や、応急仮設住宅の確保等の対策の実効性を高めます。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	主担当部
				目標値	目標値	
被災建築物 応急危険度 判定士の養 成	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定する被災建築物応急危険度判定士の養成を行う。	判定士養成講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
被災宅地危 険度判定士 の養成	宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害防止のための被災宅地危険度判定を実施する判定士の養成を行う。	判定士養成講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担 当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
応急的な住 宅の確保（応 急仮設住宅）	災害救助法に基づく応急仮設住 宅の供給が円滑に行えるよう、 県・市町担当者会議等を通じて、 市町における建設候補地の選定や 台帳整備等準備作業を促進する。	建設候補地のあ る市町の台帳整 備率	89.0%	95.0%	100.0%	健康福 祉部（市 町）
住宅相談窓 口担当者の スキルアップ	耐震改修等の減災につながる啓 発や被災者住宅確保のための相談 に応えるため、市町等の住宅相談 窓口での担当職員のスキルアップ を行う。	講習会開催回数	1回/年	2回/年	2回/年	県土整 備部（市 町）

III 復旧・復興対策

大規模災害からの復旧を果たすためには、避難生活を送る被災者が、生活するための資金や恒久的な住宅を確保し、被災前と同等の生活を取り戻すことが必要です。

このため、発災後、速やかに被災者の被害を認定し、生活再建に向けた支援を行うための体制の整備を進めます。

また、県や市町が復興計画を策定し、早期に復興事業に取りかかれるよう、具体的な復興体制の検討を行います。

【施策項目】 14 復旧・復興対策

【施策項目】 14 復旧・復興対策

【施策小項目】 (1) 被災者の生活再建に向けた支援

被災者が生活再建に向けた支援策を速やかに受けられるよう、県や市町職員の被害認定や関係法令等に対する理解度を向上し、被災者支援体制の強化を図ります。

また、事業者等に対する、経営再建資金制度等の周知体制についても、充実を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
被災者生活 再建支援法 への対応力 強化【重点】	県・市町職員を対象とした被災者生活再建支援法にかかる研修会の開催	研修会の実施	1回	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
住家被害認定調査に 関する体制検討【重点】	県・市町職員を対象とした住家被害認定調査にかかる研修会の開催	研修会の実施	1回	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災啓発モ デル素材の 作成（一部再 掲）	防災啓発モデル素材の作成	復旧・復興期まで 視野を広げた啓 発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対 策部
企業向け防 災対策融資 制度の周知 (再掲)	企業が防災・安全対策に取り組 むために必要な資金について、融 資制度の周知や各種情報を提供す る。	情報提供回数	1回以 上/年	1回以 上/年	1回以 上/年	防災対 策部 雇用經 済部(事 業者)
被災農林水 産業者の經 營再建資金 制度の周知	被災した県内農林水産業者への 融資制度の周知や各種情報を提供 する。	各関係団体への 情報提供	1回／年	1回／ 年	1回／年	農林水 産部(事 業者)
地籍調査の 促進	大規模災害への備えとして、現 地復元性のある地図の整備を行 い、事前防災対策や災害復旧の迅 速化を進めるため、市町が行う地 籍調査の促進を図る。	地籍調査の進捗 率	9.5%	9.7%	10.0%	地域連 携部(県 民)

【施策小項目】 (2) 復興体制の構築と復興方針の策定

大規模災害発生後の復興体制や復興方針について、市町や庁内での共有を図ります。

【行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
震災復興に 関する市町 への情報提 供	被災地における復旧・復興事例、 他地域における事前復興の取組事 例等、復興に向けて必要となる情 報について、市町との共有化を図 る。	情報提供回数	1回以 上/年	1回以 上/年	1回以 上/年	防災対 策部(市 町)

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
庁内復興体制の検討	「三重県復興指針」において整理を行った復興手順等について、大規模災害発生後、速やかに実施できる体制を整えるため、庁内における役割分担等の検討を進める。	震災復興本部設置要領(仮称) の策定	-	検討中	策定完了	防災対策部

三重県防災・減災対策行動計画

平成30年 月

発 行 三重県
連絡先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
(防災対策部 防災企画・地域支援課)
TEL 059-224-2184
FAX 059-224-2199
E-mail bosai@pref.mie.jp
URL <http://www.bosaimie.jp/>